



豊岡市空家等対策計画

令和5（2023）年3月改定



豊岡市

目 次

第1章 計画の趣旨と計画期間	1
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 計画の目的	1
1-3. 計画の位置付け	1
1-4. 対象地区・空家等の種類	2
1-5. 計画の期間	3
第2章 豊岡市の空家等の現状	4
2-1. 人口・世帯数の推移	4
2-2. 住宅総数と空き家数	6
2-3. 空き家の種類	7
2-4. 空家等調査について	8
第3章 空家等の対策の実施状況	11
3-1. 適正管理の促進	11
3-2. 利活用の促進	12
3-3. 特定空家等に対する措置	14
3-4. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	16
3-5. 豊岡市空家等対策計画の評価指標の達成状況	17
第4章 空家等の課題	18
4-1. 空き家化させない取組みの必要性	18
4-2. 空家等の利活用や中古住宅の活用促進	18
4-3. 管理不全な危険空家等への早期対応	19
4-4. まちづくりの観点からの空家等対策の必要性	19
第5章 空家等対策に関する基本的な方針	20
5-1. 基本的な取組み方針	20
5-2. 基本方針	21
5-3. 空家等情報の管理	22
第6章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	23
6-1. 所有者等の意識の醸成	23
6-2. 所有者等への情報提供	26
6-3. 適正な管理の促進への取組み	27

第7章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	29
7-1. 所有者等による空家等の利活用の促進	29
7-2. 移住定住者による空家等の利活用の促進	31
7-3. 地域や地区による多様な利活用の促進	33
第8章 特定空家等に対する措置、その他の危険空家等への対処に関する事項	34
8-1. 現地調査及び所有者等調査（特措法第10条）	34
8-2. 適正管理の依頼（特措法第12条）	34
8-3. 特定空家等の判断	34
8-4. 特定空家等に対する措置	35
8-5. 特定空家等の除却に対する支援制度	37
第9章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	38
9-1. 市の相談窓口	38
9-2. 地域や関係機関等との連携	38
第10章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	40
10-1. 豊岡市空家等対策協議会	40
10-2. 老朽危険空家対策庁内検討会	40
10-3. 関係機関等との連携	41
第11章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	42
11-1. 計画の評価・分析の実施	42
11-2. 特定空家等の判断基準について	42
資料編	
資料1 豊岡市特定空家等判断基準	44
資料2 豊岡市危険空家等戸数の推移	48
資料3 法令・指針	52
1. 空家等対策の推進に関する特別措置法	52
2. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針	56
3. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）	68
資料4 豊岡市空家等対策協議会	91
1. 豊岡市空家等対策協議会条例	91
2. 豊岡市空家等対策協議会の開催経過	92
3. 豊岡市空家等対策協議会 委員名簿	94

第1章 計画の趣旨と計画期間

1-1. 計画策定の背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきています。全国の空家等¹の推移を見ると、平成5年の約448万戸（平成5年住宅統計調査）から、平成25年には約820万戸（平成25年住宅・土地統計調査）に増加しており、今後も空家等の増加は継続すると考えられています。

適切な管理が行われなまま放置されている状態の空家等の多くは、防災、防犯、安全、環境、景観の阻害等多岐にわたる問題の一因となっています。その結果、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものがあり、早急な対策が求められています。

このような状況を受けて、国は空家等問題の抜本的な解決策として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を平成26年11月27日に公布、翌平成27年2月26日に一部施行、同年5月26日に全面施行しました。

1-2. 計画の目的

適正な管理が行われていない空家等が年々増加し、放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのものが多くあり、また衛生面、景観面、生活環境の保全を図るうえで、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

そのため、地域住民の身体、生命、財産を保護し、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の利活用を促進するため、特措法第6条に基づき、平成30年3月に「豊岡市空家等対策計画」を策定し、今後の計画的な適正管理の促進、空家等の利活用等、空家等の総合的な対策を推進してきました。

平成30年に策定した計画の計画期間が令和4年度末までとなっていることから、国の空家等に関連する基本的な方針や社会情勢、本市のこれまでの空家等の取組みを踏まえ、本計画を改定します。

1-3. 計画の位置付け

本計画は、特措法第6条の規定による「空家等に関する対策についての計画」であり、豊岡市における空家等に関する基本的な対策を、総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

本計画では、「豊岡市基本構想」を上位計画とし、「豊岡市地方創生総合戦略」、「豊岡市都市計画マスタープラン」をはじめとする各種関連計画との整合性を図り、空家等対策を進めます。

¹ 本計画においては、特措法に基づくものは『空家等』とし、それ以外は「空き家」と表記します。その他、統計や条例で使用されている表記に従うものとします。

1-4. 対象地区・空家等の種類

(1) 対象とする地区

本計画の対象地区は、豊岡市全域とします。

(2) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、特措法第2条第1項に規定された「空家等」及び同法第2条第2項に規定された「特定空家等」とします。

なお、特措法第2条第1項の空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する空家等」は計画の対象から除外します。

【空家等対策の推進に関する特別措置法】

○空家等 <第2条第1項>

建築物^{※1}又はこれに附属する工作物^{※2}であって居住その他の使用がなされていないことが常態^{※3}であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

○特定空家等 <第2条第2項>

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※1 建築物：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」と同義であり、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀等をいう。

※2 これに附属する工作物：看板、給湯設備など門又は塀以外の建築物に附属する工作物が該当する。

※3 居住その他の使用がなされていないことが常態：人の日常生活が営まれていない、営業が行われていない等、概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことが1つの基準となる。

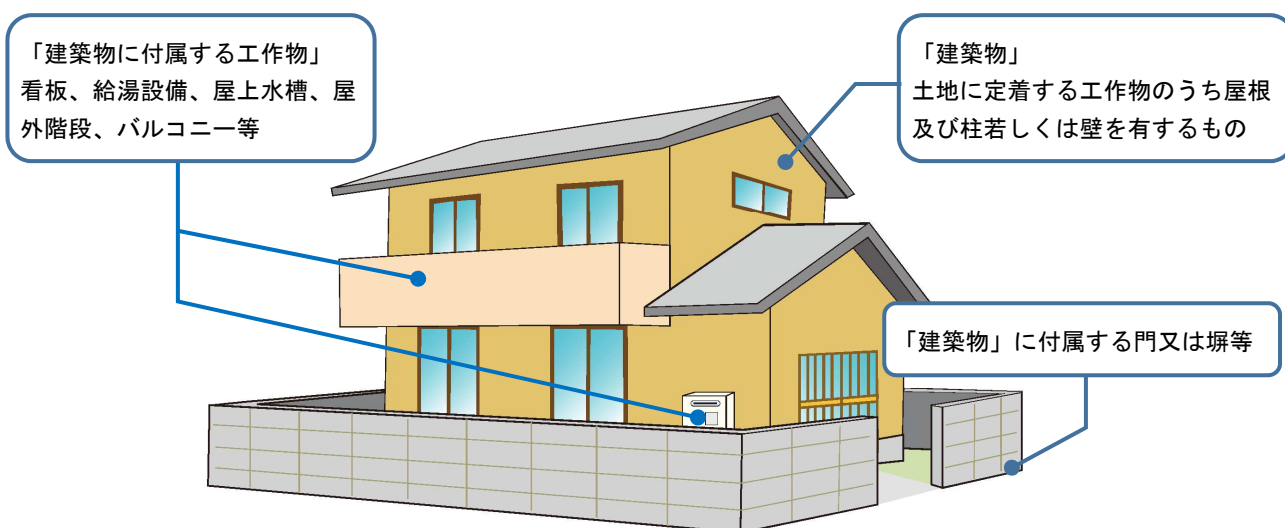


図1 計画の対象となる「空家等」

1-5. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度の10年間とします。

なお、本計画に基づく対策の進捗状況や効果の程度、社会・経済状況の変化や国・県の動向、市の上位計画等を踏まえ、必要に応じて適宜、検証・見直しを行います。

計画策定年度
(令和5年度)

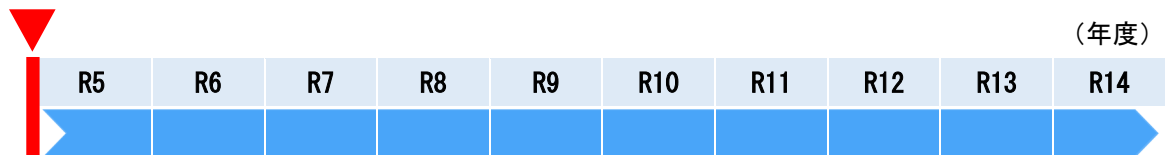
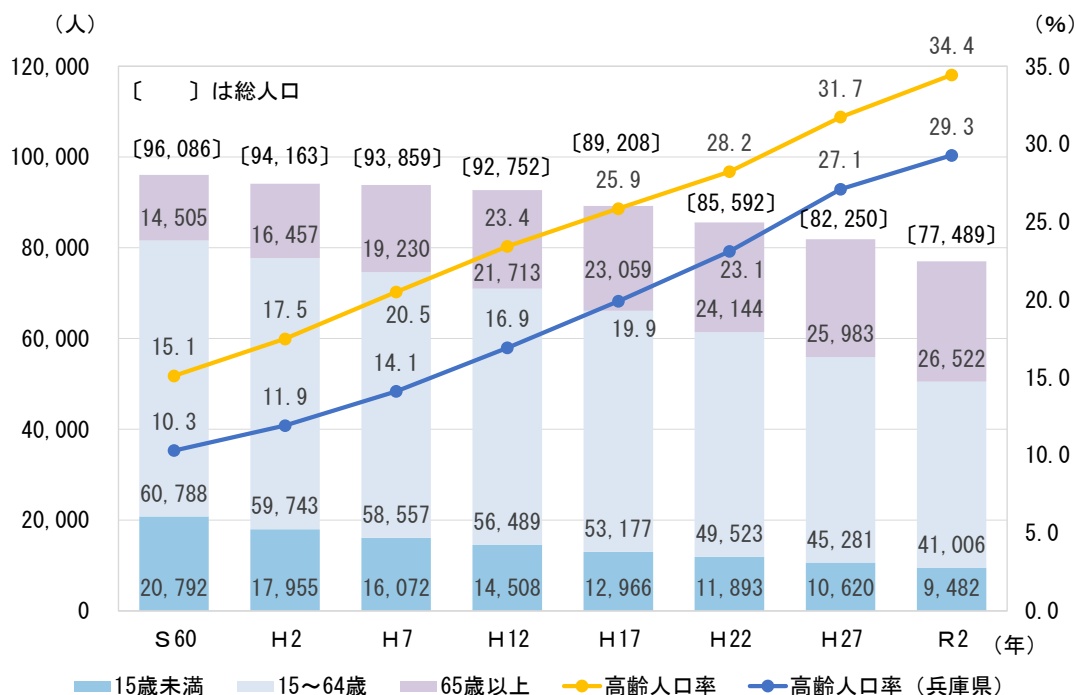


図2 計画の期間

第2章 豊岡市の空家等の現状

2-1. 人口・世帯数の推移

令和2年の本市の人口は77,489人で、減少を続けています。また、急速に高齢化が進んでおり、平成2年には17.5%であった高齢化率は、令和2年には34.4%にまで高まっています。兵庫県全体でも高齢化の進展は著しい状況にありますが、本市の高齢化率は常に兵庫県の平均を上回って推移しています。

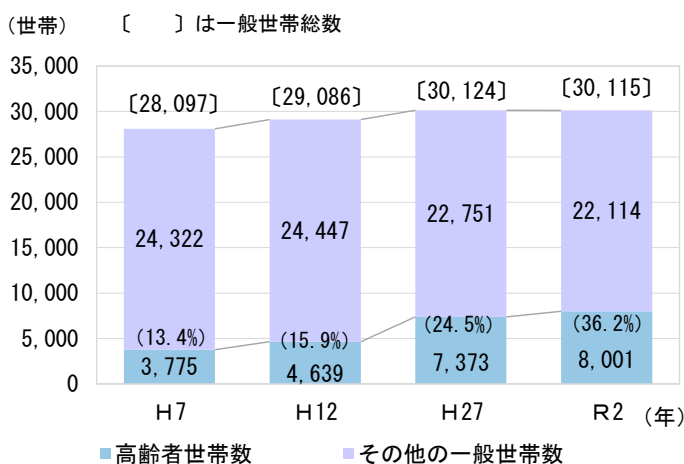


※総人口は不詳を含む。年齢階級別人口・高齢人口率は不詳を除く。

(出典：各年国勢調査結果 (総務省統計局))

図3 年齢階級別人口・高齢人口率の推移

一般世帯²に占める高齢者世帯³の割合は、平成12年には15.9%であったものが、令和2年には36.2%と急速に増加しています。豊岡市の高齢化の進行と連動して、高齢者世帯の増加はさらに進むものと予想されます。



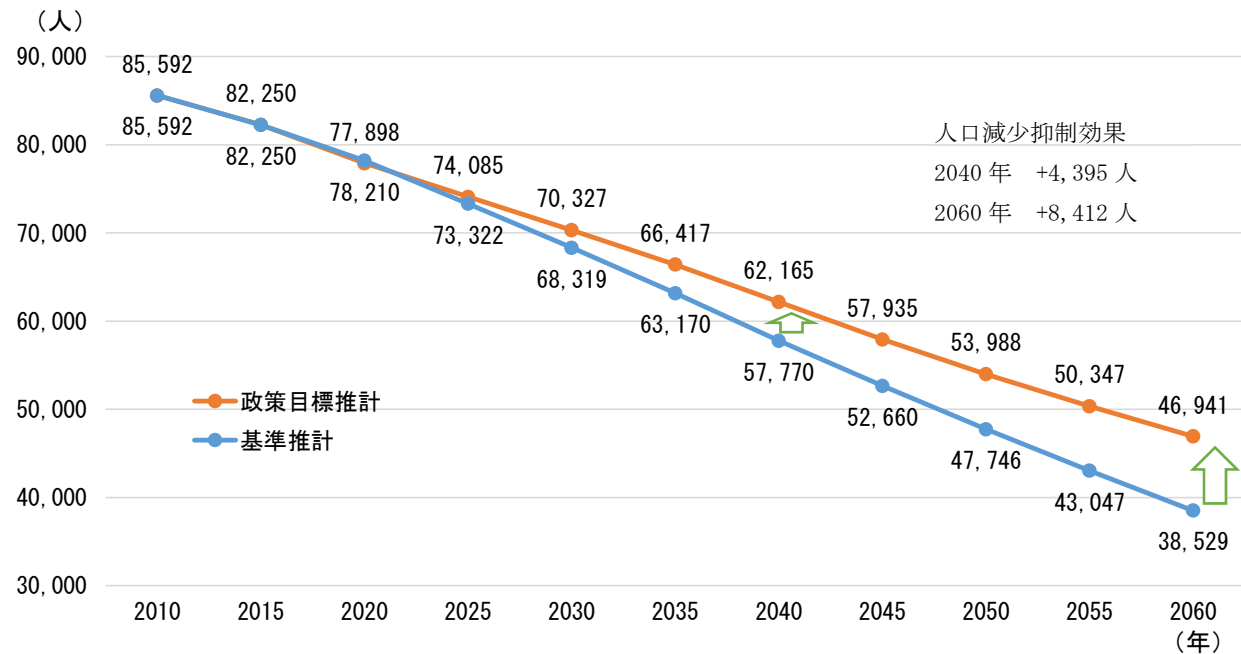
(出典：各年国勢調査結果 (総務省統計局))

図4 一般世帯数と高齢者世帯数の推移

² 一般世帯とは、総世帯から施設等の世帯(病院、社会施設などの世帯)を除いた世帯をいいます。

³ 高齢者世帯とは、世帯主年齢が65歳以上の「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」との合計をいいます。

豊岡市人口ビジョン（2020年2月）によれば、本市の将来人口は、政策努力なしの現状維持シナリオである基準推計と理論上の理想シナリオ（移動率ゼロ、合計特殊出生率2.5と仮定）であるパターンが示す数値、すなわち、2010年に85,592人でスタートし、2040年に5.8～7.6万人、2060年に3.9～7.4万人の数値幅で推移していくものと考えられる。これに対し本市では、「出生率引き上げ」と「若年層の転入促進」の政策目標を立て、効果的施策を持続的に講じていくことによって、2040年に総人口62,165人を目指すとしています。



	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
基準推計	85,592	82,250	78,210	73,322	68,319	63,170	57,770	52,660	47,746	43,047	38,529
政策目標推計	85,592	82,250	77,898	74,085	70,327	66,417	62,165	57,935	53,988	50,347	46,941
効果	-	-	-312	763	2,008	3,247	4,395	5,275	6,242	7,300	8,412

※基準推計は、2019年推計、政策目標推計は2015年推計

(出典：豊岡市人口ビジョン（2020年2月）)

図5 豊岡市の総人口（基準推計 vs. 政策目標推計）

2-2. 住宅総数と空き家数

全国の空き家⁴数は、平成 25 年の 820 万戸から平成 30 年には 849 万戸に増加しており、これは空き家率では 13.5%から 13.6%の増加になっています。

兵庫県の空き家数は、平成 25 年、平成 30 年とも約 36 万戸で横ばい傾向にあります。住宅総数が減少しているため、空き家率は 13.0%から 13.4%の増加となっています。

本市の空き家数は、平成 25 年の 5,690 戸から平成 30 年の 5,850 戸に増加していますが、住宅数が増加しているため、空き家率は 16.6%から 16.2%に減少しています。しかし、国や兵庫県の空き家率の 13.5%前後と比較すると 16.2%と高い水準になっています。

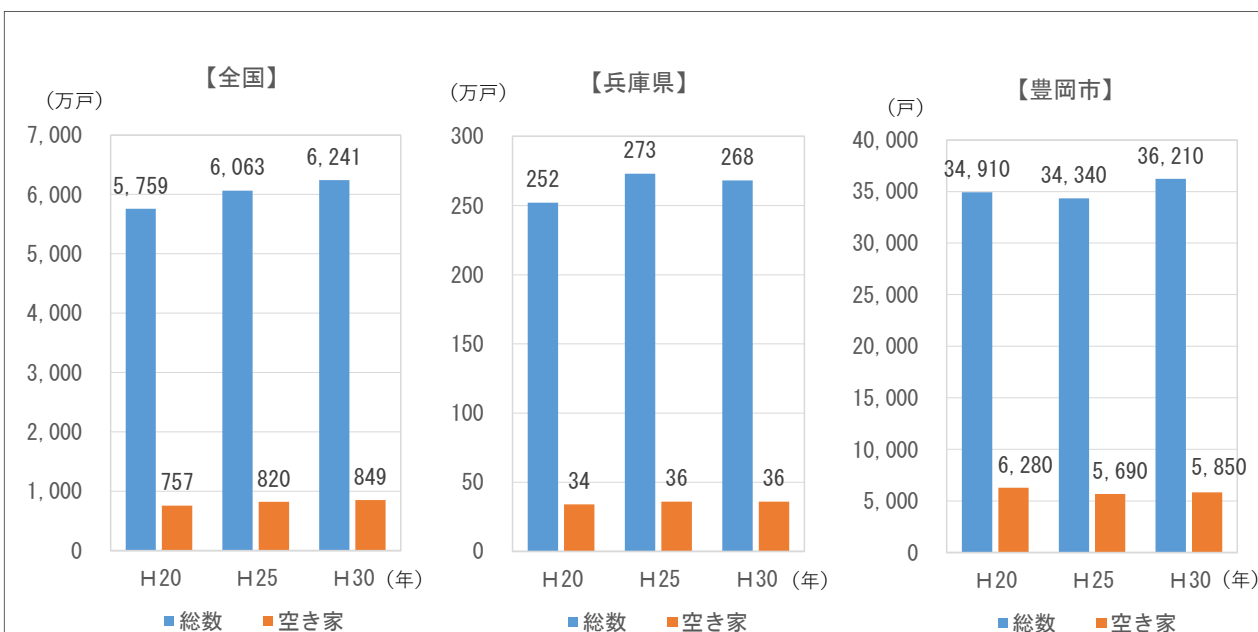
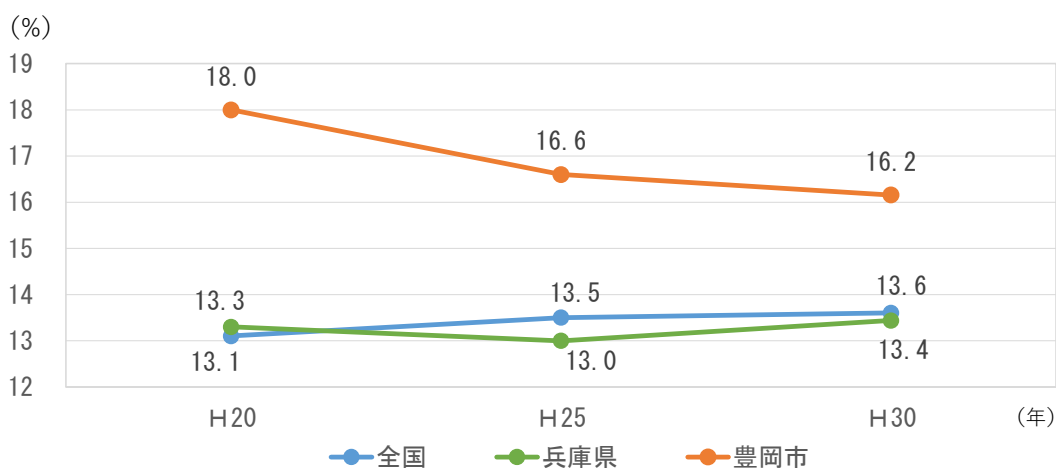


図6 住宅総数・空き家数の推移



(出典：各年住宅・土地統計調査結果)

図7 空き家率の変化

⁴ 住宅・土地統計調査の結果で扱う空家については、住宅・土地統計調査にあわせ「空き家」と表記します。

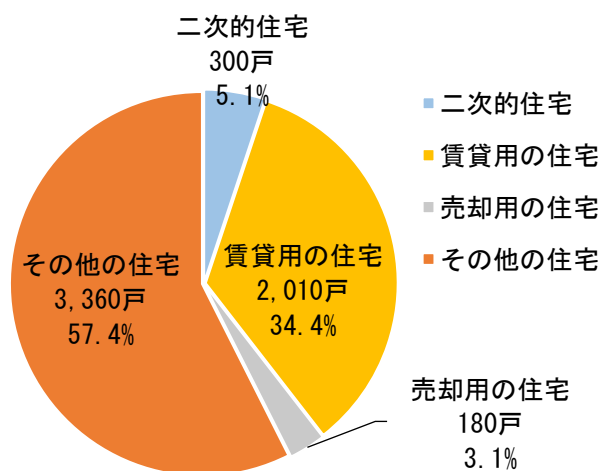
2-3. 空き家の種類

住宅・土地統計調査（平成 30 年度調査結果）によると、空き家の種類の構成割合は以下のとおりです。

二次的住宅は別荘等とされ、賃貸用・売却用の住宅を含めて管理された空き家と分類されており、あわせて 42.6%となっています。

その他の住宅は、放置され危険空家化が懸念される空き家で、57.4%となっています。

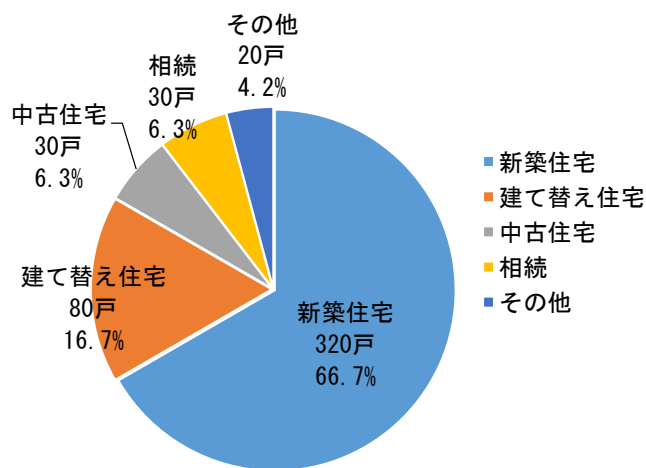
■二次的住宅	= 300 戸 (5.1%)	} 管理された空き家
■賃貸用の住宅	= 2,010 戸 (34.4%)	
■売却用の住宅	= 180 戸 (3.1%)	
■その他の住宅	= 3,360 戸 (57.4%)	



(出典：平成 30 年 住宅・土地統計調査結果)

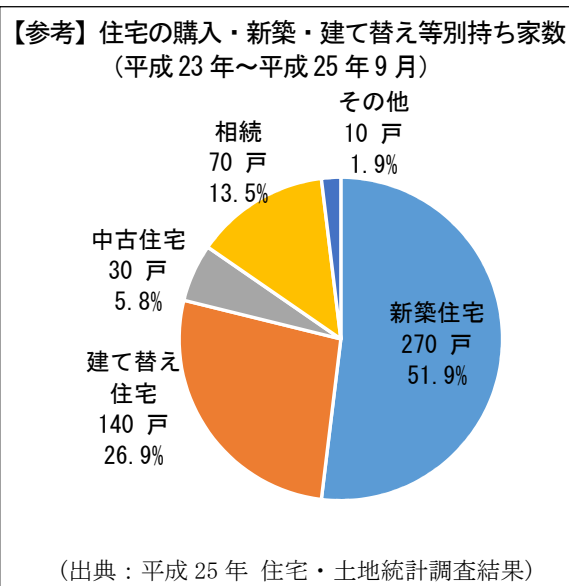
図 8 豊岡市 種類別空き家等数

また、住宅・土地統計調査（平成 30 年度調査結果）の住宅の購入・新築・建て替え別持ち家数についてみると、新築住宅が 66.7%、建て替え住宅が 16.7%に対して、中古住宅の取得は 6.3%、相続は 6.3%、その他が 4.2%となっています。平成 25 年と比べると、新築住宅数が増加しています。



(出典：平成 30 年 住宅・土地統計調査結果)

図 9 住宅の購入・新築・建て替え等別持ち家数 (平成 28 年～平成 30 年 9 月)



(出典：平成 25 年 住宅・土地統計調査結果)

2-4. 空家等調査について

(1) 空家等調査の概要

周辺住民からの相談や苦情が寄せられた空家等や市のパトロールなどで確認した危険空家等について、平成27年から毎年、市が実態調査を実施しています。

実態調査の実施概要は、以下のとおりです。

本計画では、これらの調査結果をベースに対策の検討を行います。

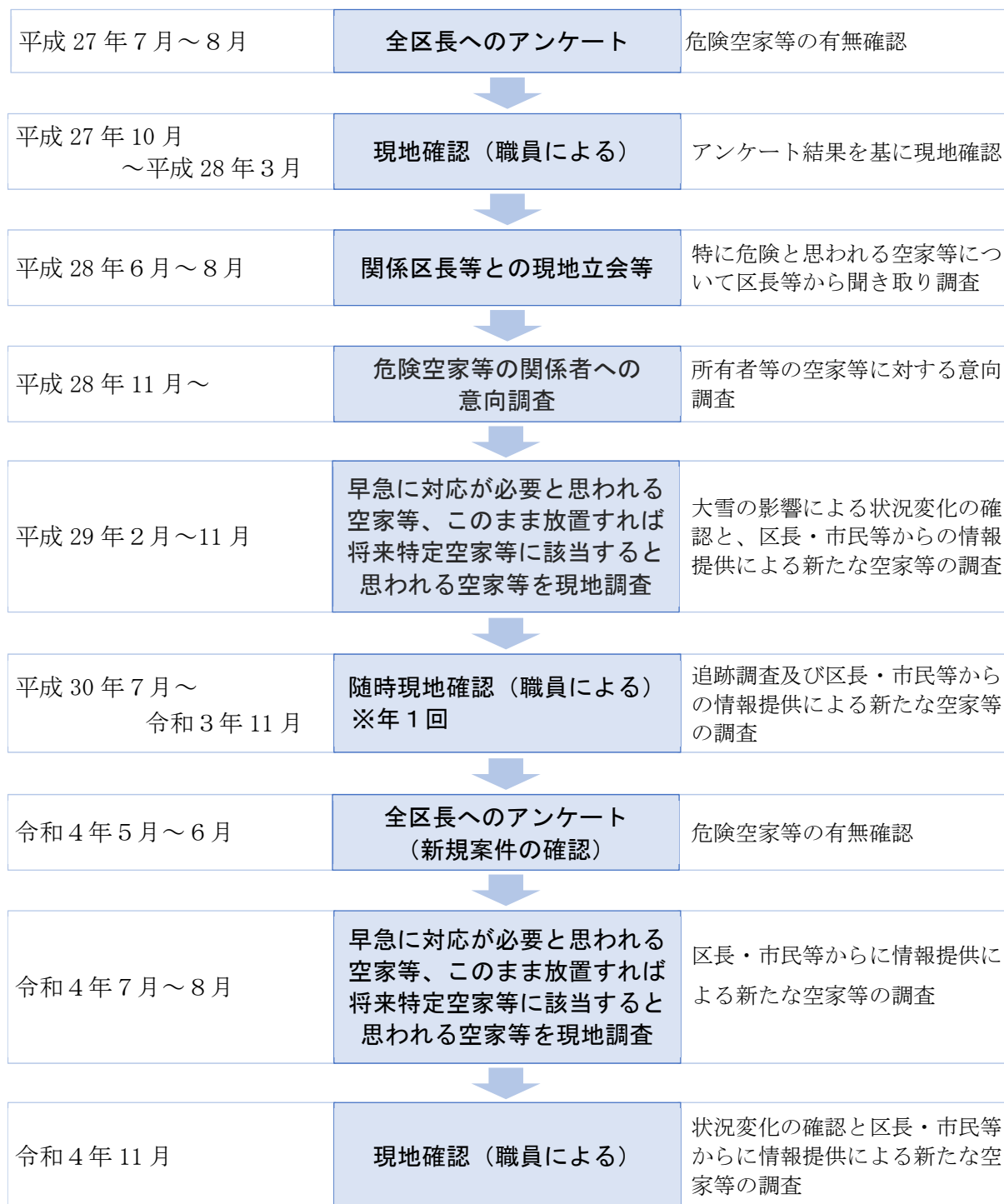


図10 空家等実態調査の概要

(2) 現地調査結果

①危険空家等の分類

危険空家等については、状態に応じて次の4種類に分類します。

表1 危険空家等の分類

表記	種類	状態
特	特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等
①	早急に対応が必要と思われる特定空家等候補	建物が傾いていたり、屋根・外壁等が剥離し、隣家や道路の通行に危険な状態になり得るもの
②	このまま放置すれば将来特定空家等候補に該当するとと思われる空家等	屋根・外壁等が剥離している状態が、一部見受けられる。現時点では隣家や道路の通行に危険な状態でないが、このまま放置すればいずれ特定空家等候補になり得るもの
③	その他の空家等	下記のいずれかに該当するもの ア 管理されていると思われるもの イ 隣家や道路の通行に影響がないもの（周辺に隣家や道路がなく、1軒だけ建っている空家等） ウ 建物の傾き、屋根・外壁等の剥離等が軽微なもの（緊急性が低いもの）

②令和4年度調査

平成30年度に156戸の危険空家等を把握した後、年1回の追跡調査や区長・市民等からの情報提供による新たな危険空家等に対しても調査を実施し、対応が必要な空家等については、利活用や除却等により地域住民の生活環境の保全等を図ってきました。

その結果、危険空家等の戸数は減少していますが、依然、特定空家等や特定空家等候補があるため、今後も追跡調査を実施し、適正な空家等の管理を行っていく必要があります。平成30年度から令和4年度までの危険空家等の戸数は表2のとおりです。

表2 危険空家等の戸数の推移

年度 \ 状態分類	特	①	②	③	計
平成30年度	4	13	35	104	156
令和元年度	3	16	31	100	150
令和2年度	2	20	36	106	164
令和3年度	6	18	40	94	158
令和4年度	4	17	39	85	145

※令和4年度は12月末時点、それ以外の年度は3月末時点

また、令和4年度に再度、全区長へのアンケートにより危険空家等の有無を確認し、新規で139戸確認し、令和4年12月末時点で284戸の危険空家等を把握しています。

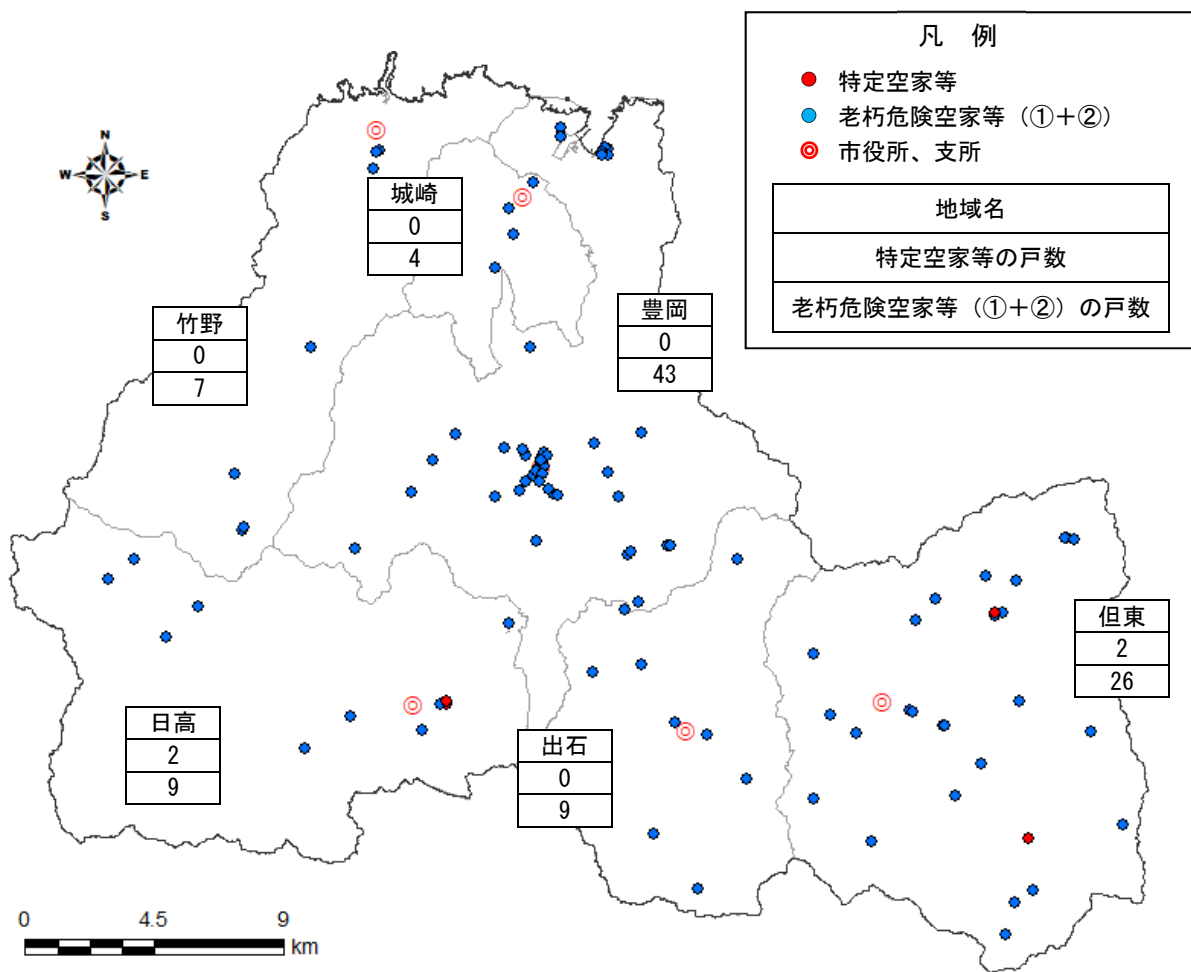
地域別の危険空家等の戸数は表3のとおりです。

表3 危険空家等の戸数

(令和4年12月末時点)

地域	地区数	現地調査結果(戸数)				
		特	①	②	③	計
豊岡	123	0	4	39	60	103
城崎	30	0	0	4	7	11
竹野	42	0	2	5	19	26
日高	69	2	4	5	46	57
出石	51	0	5	4	15	24
但東	42	2	7	19	35	63
合計	357	4	22	76	182	284

※地区数については、城崎地域の上山住宅町内会と日高地域の国府テラスの公営住宅自治会を除いている。



(令和4年12月末時点)

図11 危険空家等分布図

第3章 空家等の対策の実施状況

前計画では、3つの基本方針を掲げて空家等の対策に取り組んでおり、計画策定後の対策の実施状況を以下に示します。

- ◆ 基本方針1 適正管理の促進
- ◆ 基本方針2 利活用の促進
- ◆ 基本方針3 特定空家等に対する措置

3-1. 適正管理の促進

(1) 所有者等の責務

- ・所有者等は、その社会的責任を自覚し、自らの「責任」及び「負担」において空家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正に維持管理をしなければなりません。そのため、責務について必要な対策が講じられるように、建築住宅課において相談、ひょうご空き家対策フォーラムの紹介を行い、適切な維持管理に向けた支援を行っています。

(2) 所有者等への情報提供

- ・ホームページや市広報「とよおか」への記事掲載やパンフレットの配布等による市民への啓発を行うとしており、窓口でのパンフレットの配布を行っています。
- ・管理不全な状態の空家等については、所有者等への個別訪問や特措法第12条に基づく通知により適正管理や改善の依頼を行っています。

(3) 適正な管理の促進への取組み

- ・本市資母地区では、まちづくり協議会を立ち上げており、一人暮らしの住民に対して次期所有者になると想定される人の連絡先の確認や、次期所有者に空家等に関するチラシを送付しています。
- ・空家等管理サービス等の情報提供については、本市に空き家の清掃や管理に関する業者の問合せがあった場合に、シルバー人材センターを紹介しています。また、NPO法人たけのかぞくが行っている空き家の管理代行業業についても問合せがあった場合に、情報提供等を行っています。
- ・耐震診断、耐震改修工事の補助事業の活用については、兵庫県の空き家活用支援事業を活用した空き家の耐震補強と利活用を進めています。

表4 兵庫県空き家活用支援事業を活用した耐震補強後の空き家の活用実績

年 度	件 数
平成30年度	2件
令和元年度	1件
令和2年度	2件
令和3年度	2件
令和4年度	4件
合 計	11件

(令和4年12月末時点)

- ・相続登記等の促進については、戸籍の手続き等で来庁された方に相続登記の説明を行っています。令和6年4月1日より相続登記が義務化されることから、周知を図っていく必要があります。

3-2. 利活用の促進

(1) 所有者等による空家等の利活用の促進

- ・移住検討者からのニーズの高い賃貸用空き家を増やす目的で、令和2年10月に空き家内部の清掃費用の一部を支援する制度を創設しました。
- ・令和4年10月からは、地域コミュニティ組織等が清掃する場合にも一部費用を支援するように、支援を拡充しました。

表5 豊岡市定住促進事業（空き家の清掃）の活用実績

年 度	件 数
令和2年度	0件
令和3年度	3件
令和4年度	6件
合 計	9件

(令和4年12月末時点)

(2) 移住定住者による空家等の利活用の促進

- ・本市では、移住定住促進に力を入れており、平成28年4月から移住希望者の問合せなどに対応する「移住相談ワンストップ窓口」を開設しています。
- ・移住定住ポータルサイト「飛んでるローカル豊岡」を開設し、移住定住に関する情報を広く発信しています。さらに、移住定住に関する支援も行っています。

【移住定住に係る支援制度】

- ・移住の下見の宿泊費用・航空運賃・レンタカー費用の一部補助
- ・空き家の改修・清掃等に係る費用の補助
- ・移住の際の引越し代の補助
- ・コウノトリ育む農法のお米の進呈

- ・市外からの移住者が「飛んでるローカル豊岡」に掲載している物件を購入または賃借する場合に、当該物件の改修等の費用の一部を支援しています。

表6 豊岡市定住促進事業（住宅改修）の活用実績

年 度	件 数		
	購入	賃借	合計
平成30年度	5件	6件	11件
令和元年度	7件	2件	9件
令和2年度	9件	5件	14件
令和3年度	3件	5件	8件
令和4年度	8件	1件	9件
合 計	32件	19件	51件

(令和4年12月末時点)

- ・空き家に付随する農地制度として、令和元年7月に市外からの転入者または市内で転居し、一定の条件を満たす場合に、農地法第3条の下限面積を1㎡まで引き下げる制度を創設しています。

表7 空き家に付随する農地制度の活用実績

年 度	件 数
令和元年度	3件
令和2年度	2件
令和3年度	4件
令和4年度	5件
合 計	14件

(令和4年12月末時点)

- ・竹野地域では、竹野地域移住促進事業を推進しています。また、NPO法人たけのかぞくにより、移住希望者に空家の紹介等、様々な利活用に向けた取組みが行われています。

○竹野地域移住促進事業の実績（令和3年度）

- ・空き家活用・改修事例のWEB通じた情報発信（10件）
- ・空き家ミーティングの開催（2日間でのべ47人参加）

- ・兵庫県と連携した空家等の利活用の促進に関しては、兵庫県の事業を活用して空家等の利活用を図っています。

○県の空き家の利活用促進に関する事業の活用実績

- ・空き家活用支援事業：令和4年度に学生シェアハウス改修を実施
- ・商店街シンボル建築物再生支援事業：令和2年度にまちなか再生協議会と連携し、商店街の空き店舗の改修を実施

3-3. 特定空家等に対する措置

(1) 特定空家等の判断

- ・ 特定空家等判断基準により判断した特定空家等候補を豊岡市空家等対策協議会で協議し、市が特定空家等と決めました。

表 8 特定空家等の認定実績

年度	件数	所在地
平成 28 年度	1 件	出石町材木区
平成 29 年度	6 件	駅前区、沖加陽区、下鶴井区、竹野町宇日区、日高町日高区、日高町山田区
平成 30 年度	2 件	清冷寺区、下陰区
令和元年度	1 件	日高町森山地区
令和 2 年度	3 件	土淵区、城崎町来日区、但東町佐田区
令和 3 年度	7 件	御陵区、福田区、日高町日高区 2 件、日高町太田区、日高町水口区、但東町如布区
令和 4 年度	1 件	庄区
合 計	21 件	

(令和 4 年 12 月末時点)

表 9 特定空家等の除却実績

年度	件数	所在地
平成 29 年度	1 件	出石町材木区
平成 30 年度	4 件	駅前区、竹野町宇日区、日高町日高区※ ₁ 、日高町山田区
令和元年度	2 件	清冷寺区、下鶴井区※ ₂
令和 2 年度	4 件	沖加陽区、下陰区※ ₃ 、日高町森山区※ ₂ 、城崎町来日区※ ₁
令和 3 年度	3 件	御陵区、福田区、土淵区
令和 4 年度	3 件	庄区、日高町太田区、日高町水口区
合 計	17 件	

※ 1 略式代執行により除却

※ 2 整理解体

※ 3 相続財産管理人申立により除却

※なしは補助金活用により除却

(令和 4 年 12 月末時点)

(2) 行政指導・行政処分 [特措法第 14 条]

- ・特定空家等と判断されたものについては、特措法に基づき行政指導・行政処分を行いました。

表 10 特定空家等の行政指導・行政処分の実績

行政指導・行政処分	件数
助言・指導（特措法第 14 条第 1 項）	平成 29 年度 1 件 平成 30 年度 4 件 令和元年度 3 件 令和 2 年度 1 件 令和 3 年度 5 件 令和 4 年度 2 件 計 16 件
勧告（特措法第 14 条第 2 項）	令和 2 年度 1 件 令和 3 年度 1 件 令和 4 年度 1 件 計 3 件
命令（特措法第 14 条第 3 項）	なし
戒告（行政代執行法第 3 条第 1 項）	なし
略式代執行（特措法第 14 条第 10 項）	平成 30 年度 1 件 令和 2 年度 1 件 計 2 件
代執行令書（行政代執行法第 3 条第 2 項）	なし
行政代執行（特措法第 14 条第 9 項、行政代執行法第 2 条）	なし

（令和 4 年 12 月末時点）

(3) 特定空家等の除却に対する支援制度

- ・豊岡市老朽危険空家除却支援事業補助金を活用し、所有者等による特定空家等の除却を支援しています。

表 11 豊岡市老朽危険空家除却支援事業の活用実績

年度	件数
平成 29 年度	1 件
平成 30 年度	3 件
令和元年度	1 件
令和 2 年度	1 件
令和 3 年度	3 件
令和 4 年度	3 件
合計	12 件

（令和 4 年 12 月末時点）

3-4. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(1) 市の相談窓口

- ・所有者等が対策を講じられるように相談窓口を設置し、支援を行うこととしています。総合的な相談窓口は設置していませんが、市役所総合窓口や代表電話に空き家に関する相談があった場合、建築住宅課を案内しています。

(2) 地域や関係機関との連携

- ・関係機関との連携については、関係団体の組織化が進んでいないため、実施されていませんが、NPO 法人たけのかぞくや資母まちづくり協議会、各地区コミュニティ組織等で、空家等の対策を進めており、このような組織との連携を構築する必要があります。
- ・ひょうご空き家対策フォーラムとの連携については、除却業者の紹介や権利関係の相談を行っています。

3-5. 豊岡市空家等対策計画の評価指標の達成状況

表 12 評価指標の達成状況

項 目	内 容	目 標	実 績	達成状況
①空家等問題の啓発	広報等による啓発活動	2回/年	広報等での情報発信は行っていないが、窓口にパンフレットを設置	未達成
②適正管理の促進	特措法第12条に基づく適正管理の依頼	5件/年	平成30年度：7件 令和元年度：10件 令和2年度：9件 令和3年度：6件 令和4年度：7件 計39件 (平均：8件/年)	達成
③空き家等の利活用	市内への移住者が「飛んでるローカル豊岡」に掲載されている物件を、購入又は賃貸する場合の改修等に要する費用の一部を補助	10件/年	平成30年度：11件 令和元年度：9件 令和2年度：14件 令和3年度：8件 令和4年度：9件 計51件 (平均：10件/年)	達成
④空き店舗の利活用	市内の空き店舗、空き家、空き民宿等を活用して、店舗を開業される方に対して、予算の範囲内で対象経費の一部を補助	10件/年	空き店舗開業支援の活用実績はなし	未達成
⑤老朽危険空家等	データベースに登録された老朽危険空家等の除却 (特定空家等、老朽危険空家等(レベル①②)を対象)	2件/年	平成30年度：12件 令和元年度：3件 令和2年度：6件 令和3年度：5件 令和4年度：6件 計32件 (平均：6件/年)	達成

第4章 空家等の課題

4-1. 空き家化させない取組みの必要性

本市では人口減少、少子高齢化は進行し続けており、それと連動して高齢者世帯（高齢夫婦のみ世帯、高齢単独世帯）が増加しています。高齢者世帯では住人の福祉施設への入所や子ども世帯との同居による転居、死亡等に伴い空家等となる可能性が高く、空家等のさらなる増加が懸念されます。

住宅・土地統計調査をみると、人口が減少しているにもかかわらず、住宅数は増加しています。また、空き家5,850戸のうち、放置され危険空家等となることが懸念される空き家が約6割を占めています。

平成28年度に実施した老朽危険空家等の所有者等への意向調査結果（空家等45戸、配布数47人）では、所有者や管理者等の空家等の管理義務についての認識は知っている・知らないのいずれもが半数程度で、管理者意識が薄いことが、空家等の増加の要因の一つと考えられます。

本市では空き家化につながる要因が多く存在することから、所有者や相続人等の管理者意識の啓発等、空き家化させない取組みを進める必要があります。

4-2. 空家等の利活用や中古住宅の活用促進

住宅・土地統計調査をみると、住宅数は増加しており、また直近3年間（平成28年から平成30年9月）の住宅の取得状況をみても、新築住宅が7割を占めており、新築住宅の増加に伴い空き家の戸数も増加しています。

本市では、移住定住に力を入れており、移住地域として人気を集めています。令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地方移住の動きが活発化したこともあり、令和2年度、令和3年度の本市への移住者も急増しています。また、「飛んでるローカル豊岡」内の「住まいの情報」を通じた空き家の利活用も増加しており、本市の空き家の利活用に大きく貢献しています。

このような移住定住促進をはじめとする本市の取組みを通して、空家等の利活用件数の増加や中古住宅流通の促進につなげる必要があります。

4-3. 管理不全な危険空家等への早期対応

平成 29 年度の空家実態調査の結果、危険空家等は 156 戸が確認され、その後の利活用や除却等により、令和 4 年度に 145 戸に減少しましたが、特定空家等や特定空家等候補の戸数は増加しています。

さらに、令和 4 年度に再度、空家等実態調査を行った結果、危険空家等は新規で 139 戸確認され、市域全域で 284 戸となっています。

老朽危険空家等の所有者等への意向調査結果によると、空家等になってから 10 年以上経ったものが 8 割を超えています。また、空家等の管理状況をみても、管理していない（「ほとんどしていない」、「一度もしたことがない」の合計）が約 7 割を占めています。

管理されず放置された危険空家等は老朽化の進行が早く、また周辺に悪影響を及ぼすことから、管理不全な危険空家等の早期対応による解消を進める必要があります。

4-4. まちづくりの観点からの空家等対策の必要性

本市は県内最大の面積を有し、山、海、田園等、コウノトリを象徴とする豊かな自然に恵まれた地域で、これらの本市の特徴を活かしたまちづくりが進められています。

そのような中で、人口減少、少子高齢化を主要因に、空家等が増加傾向にあり、人口減少がさらに進むと予測される中、このまま対策を講じなければ、状態の悪い危険空家等がさらに増加することが想定されます。

空家等の増加は、防災・防犯上の危険性が高まるとともに、集落や商店街等地域の賑わい、活性化に支障をきたすなど、本市が目指すまちづくりを進めるうえでの阻害要因となります。

また本市は、全国的にも有名な城崎温泉や出石城下町があり、その地域内にある伝統的建築物や歴史的建築物保全の景観形成の観点からも空家等対策の取組みを進める必要があります。

第5章 空家等対策に関する基本的な方針

5-1. 基本的な取組み方針

本市の空家等対策としては、空家等実態調査などを基に、危険空家等や特定空家等を指定し、特措法に基づき空家等の改修・除却等を進めてきました。また、本市は移住定住を進めており、空き家の清掃や改修への助成などを行い、空き家を活用した住まいの提供を進めることで、一定の成果をあげてきました。

その一方で、本市の人口減少、少子高齢化は更に進行すると予測されている中で、空家等の増加も見込まれ、空家等がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されています。

これらの状況を踏まえ、本計画では前計画の取組みを引き続き進めていくこととし、前計画の3つの基本方針を踏襲することとします。

特措法第3条に規定されているように、空家等の所有者等が自らの責任により、的確に対応することが対策の前提となります。そのため、所有者等の空家等の管理に対する意識改革に取り組み、空家等の抑制と適正管理につなげていきます。また、これまでも力を入れてきた空家等を活用した移住定住促進や、空家等の状態に応じて必要な措置を講じることで、地域の生活環境の保全と地域の活性化につなげます。

5-2. 基本方針

本市の空家等対策については、3つの基本方針により、空家等の状況に応じた取組みを行います。

基本方針

- ◆ 基本方針 1 適正管理の促進
- ◆ 基本方針 2 利活用の促進
- ◆ 基本方針 3 特定空家等に対する措置

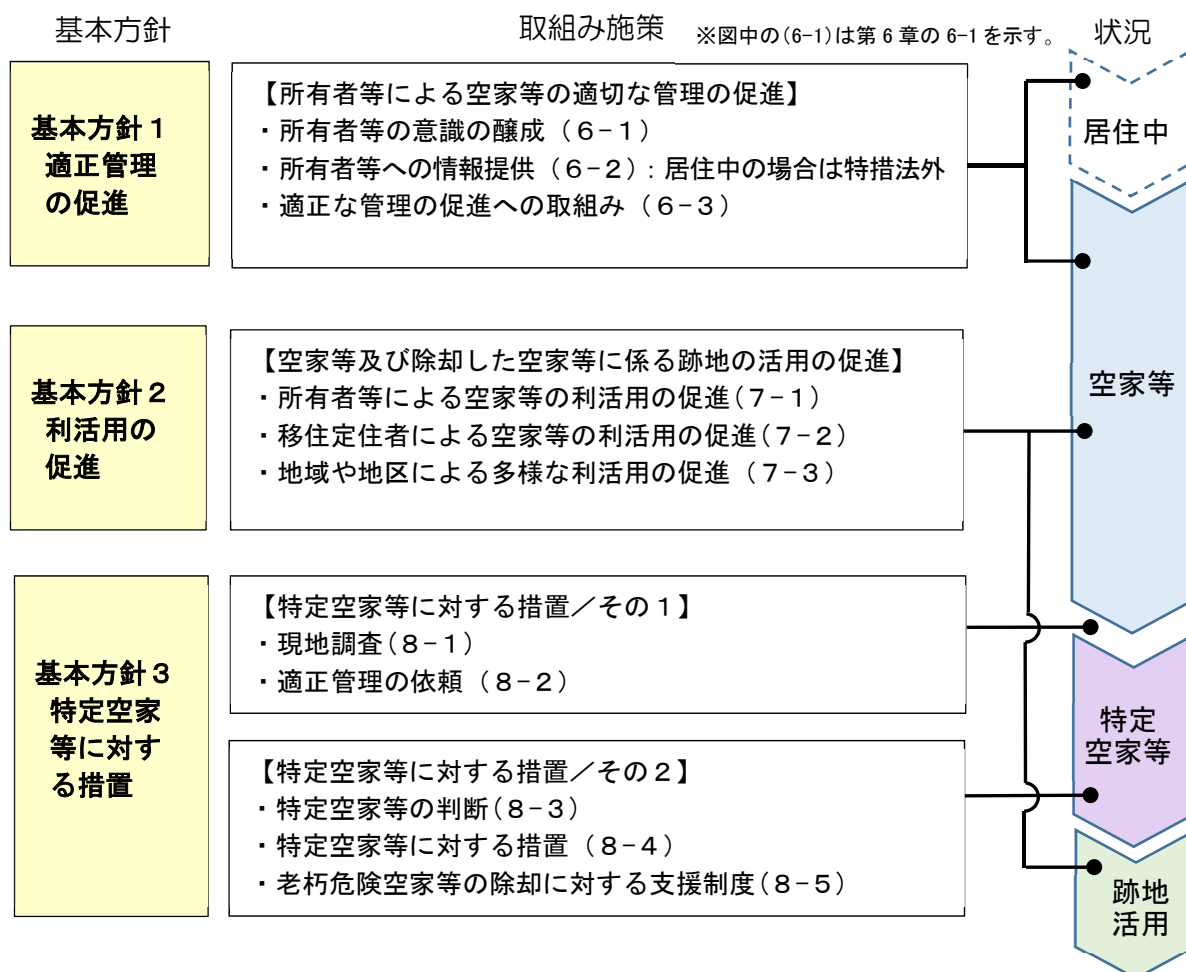


図 12 空家等対策の基本方針と取組み施策

5-3. 空家等情報の管理

(1) 空家等のデータベース化

空家等対策を行うためには、危険空家等の状況の継続的な把握が必要であることから、基礎調査、所有者等調査、特定空家等調査などに基づき、市は、次に掲げる項目のデータベースを整備し情報を管理します。

○データベース項目

- ① 空家等の所在地
- ② 建物の種別、構造
- ③ 登記情報
- ④ 建物以外の工作物等の内容
- ⑤ 状態（活用の可否・危険度合）
- ⑥ 所有者等氏名、住所、連絡先
- ⑦ 助言・指導等の経過
- ⑧ 改善の履歴
- ⑨ その他の情報

(2) 空家等の定期確認

空家等は、管理不全な状況が続くと状況が悪化し、特定空家等へと進行します。そのため、データベース化した空家等について、市は定期的に状況を確認し、データベースの更新を行います。

- ① 確認頻度
年1回以上
- ② 確認方法
外観調査（危険なものはその進行度合い）又は区長等への聞き取り

(3) 空家等情報の活用

データベース化した空家等の情報については、都市整備部建築住宅課が管理し、庁内関係部局との情報共有化を図るとともに、必要に応じて関係団体や地域組織との協働を進めるために情報を適切に活用します。また、同データベースには個人情報も含まれることから、厳重に管理し、不適切な情報漏洩や不正侵入が生じないよう万全の対策を実施します。

第6章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

6-1. 所有者等の意識の醸成

(1) 所有者等の意識の醸成

特措法第3条で「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とされており、空家等の状態が悪化する前に、所有者等により対策を講じることが重要です。

そのため、所有者等が老朽危険空家等としないよう、空家等対策の重要性や空き家化のリスク等について、所有者等へ意識の啓発や働きかけを行います。

(2) 所有者等の相談体制の強化

所有者等が対策を講じられるように、市は建築住宅課を相談窓口とし、関連部局との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。また、所有者等への適切な維持管理や利活用への支援の充実に向けて、組織横断的に検討を行います。

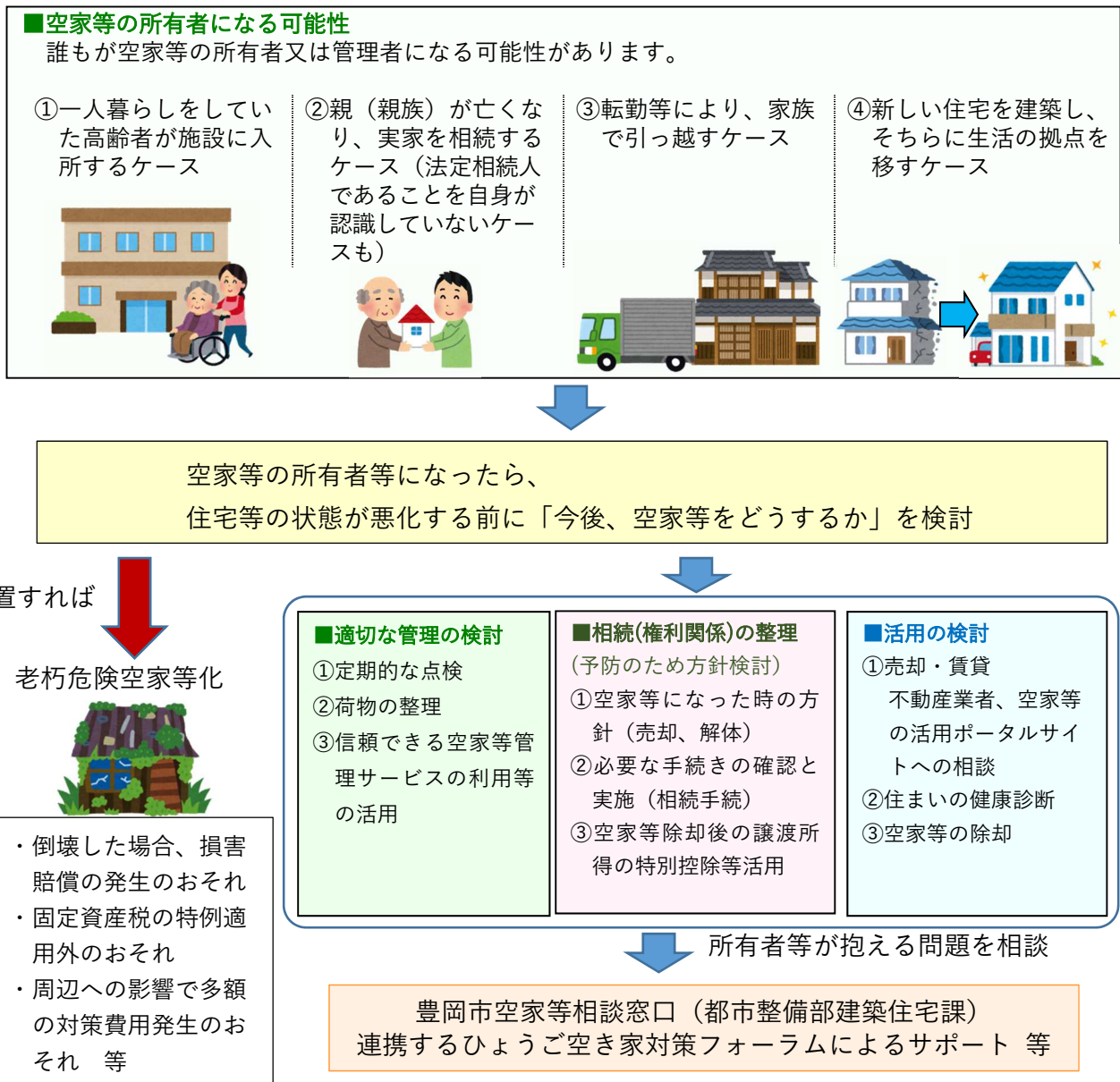


図 13 所有者等による空家等への対応イメージ

(3) 法令等による責務等

所有者等は、特措法以外に下記の関係する法律による責務等も発生します。

表 13 関係法令抜粋

法 律		概 要
民 法	第 233 条	隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
	第 717 条	土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
道 路 法	第 44 条第 3 項	沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
消 防 法	第 3 条	消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第 6 章及び第 35 条の 3 の 1 を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（一、二 略） 三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 四 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去
建 築 法	第 10 条	特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 19 条の 4	一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第 3 号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第 19 条の 7 において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第 6 項若しくは第 7 項又は第 7 条第 14 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第 1 項及び第 19 条の 7 において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生を防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。 2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
	第 19 条の 7	第 19 条の 4 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。（以下略）

6-2. 所有者等への情報提供

空家等の所有者等に、所有者等の責務や空家等の適切な管理の重要性、空家等が周辺に及ぼす影響や危険性、空家等対策の制度等の情報を提供し、空家等の発生抑制と老朽危険空家化への進行を防止します。

(1) ホームページや市広報「とよおか」への記事掲載等による市民への啓発

ホームページや市の広報、パンフレット等を活用し、「空家等の所有者等の責務」や、「固定資産税額の減免措置」、「空家等の管理や活用方法」、「豊岡市の空家等関係の補助」等の空家に関する様々な情報を発信します。

(2) 情報発信方法の工夫

所有者等に空家等に関する情報が迅速かつ的確に届くように、SNSの活用等の情報発信方法の充実や、ホームページの掲載方法の工夫を図ります。

(3) 市税部局等との連携による情報提供

建物所有者死亡時の手続きの際に、相続人の方にパンフレット等を配布して情報提供を行います。

(4) 福祉関連施設・部局等との連携による情報提供

高齢者世帯の場合、施設入所等により、それまでの住まいが空き家化する可能性が高いため、福祉関連施設や地域包括支援センター、福祉部局等の関係組織等と連携し、施設入所等の手続きの際にパンフレットを配布する等により、住まいの維持管理方法等の情報提供を行います。



図 14 パンフレット等による情報提供

6-3. 適正な管理の促進への取組み

各種法律に基づく取組みの実施や、地域組織や民間事業者等との連携や、民間活力の導入を行い、空家等の所有者等に適正管理を促し、空家等の発生抑制と老朽危険空家化への進行を防止します。あわせて、適正に管理された空家等や除却後の跡地の利活用にもつなげます。

(1) 特措法第12条に基づく、適正管理・改善依頼の通知

適正な管理がなされていない空家等の所有者等に対して、特措法第12条に基づき、適正管理や改善の依頼を行っていきます。

(2) 地域での見守り・働きかけの促進

空家等の調査では、アンケート調査、現地立会等、区長をはじめとする各地域の協力が大きな役割を果たしています。

今後も、空家等の見守りや所有者等へ働きかけ等の地域組織の活動と連携し、空家等の適正な管理の促進を図ります。

また、このような地域組織の活動の支援策の充実に向けた検討を行います。

(3) 空家等管理サービス等の情報提供の検討

本市においては、シルバー人材センターによる空き家の管理代行等が行われており、サービス事業者の情報提供や、NPO等の活動の充実に向けた支援、これらの組織との連携に向けた方策を検討します。

拝啓、お盆に竹野を訪れる方へ。
ご先祖さまに手を合わせたその後に、
空き家の「これから」を話しませんか？

2022

お盆にする
空き家の
ハナシ

8/12(金)・13(土)・14(日)

個別無料相談/事前予約制 1組約1時間
主催/開催場所 NPO法人たけのかぞく
〒669-6201
兵庫県豊岡市竹野町竹野3025(旅館寛さん西隣1F)
☎080-4971-3210 ✉takenogayoinoda@gmail.com

(出典：facebook より)

空き家パック
(空き家等管理事業)

空き家、空き店舗、休耕地などを通年管理・保全するサービスです。

①建物現況確認 ②不法投棄等チェック
③除草、屋外清掃 ④樹木の剪定、伐採
⑤郵便物、ポスト・ステッカー等の確認・回収
⑥お墓の管理(除草、清掃、供花)
⑦庭園、農地等管理(除草、水やり等)
⑧その他対応可能なサービス

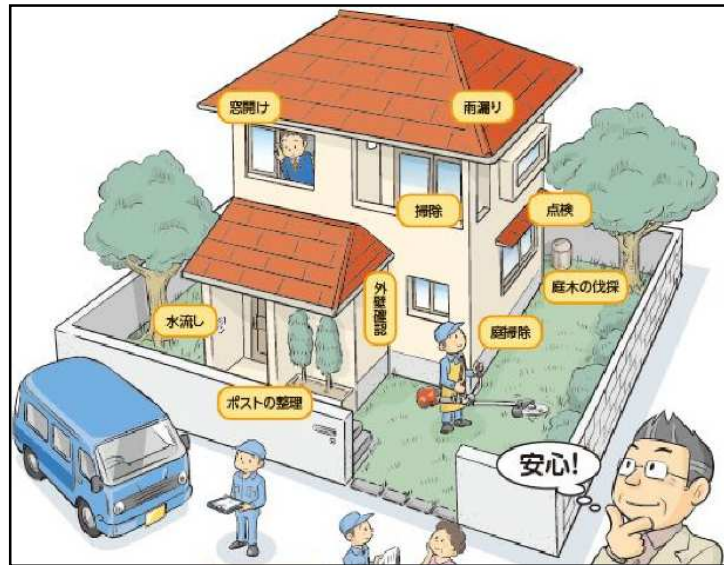
※以上から希望されるサービスを年間パック契約で、お引き受けします。
※料金は希望サービスを見積もりの上、提案いたします。

Before After

(公社) 豊岡市シルバー人材センター
電話 0796-24-1184 FAX 0796-24-0893
E-mail toyooka@sjc.ne.jp

(出典：令和5年1月時点 HPより)

図 15 豊岡市内の NPO やシルバー人材センターによる空家等の取組み例



(出典：国土交通省住宅局住宅総合整備課
「個人住宅の賃貸活用ガイドブック」)

図 16 管理サービスのイメージ

(4) 相続登記等の促進

令和6年4月1日より、相続により不動産を取得した場合、相続人は相続登記の申請を行うことが義務づけられることから、土地や建物の所有者死亡時の手続きの際に、相続登記を適切に行うように促す取組みを行います。

第7章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

7-1. 所有者等による空家等の利活用の促進

空家等の売却や賃貸等を行い、中古住宅市場の流通の活性化を図るためには、使用中から適切な維持管理を行い、良好な状態を維持することが重要となります。

そのため、所有者等に対して、維持管理方法等の利活用の促進に向けての具体的な情報提供や支援を実施するとともに、所有者等のニーズに合った支援策の充実に向けた検討を行います。

(1) 所有者のニーズに応じた情報提供と支援策の充実

空家等の中古住宅市場での流通を促進するため、関係団体と連携して、所有者等への支援策の情報提供を行うとともに、支援策の充実に向けた検討を行います。

また、空家等の解体や跡地利用についても、地域の課題解決につながる利活用策の立案への支援や、解体業者や利活用方法等の情報提供、支援策の実現に向けた検討を行います。

表 14 豊岡市定住促進事業（空き家の清掃）の活用

項 目	内 容
事業概要	移住検討者からのニーズの多い賃貸用空き家として、「飛んでるローカル豊岡」への掲載を条件に、未利用の空き家所有者に対して、空き家の片付け、清掃に要する費用の一部を補助
対象経費	空き家の片付け、清掃等に要する費用（市内業者または自治会へ委託）
対象者	市内に空き家を所有している者であって、当該空き家を賃貸用物件として「飛んでるローカル豊岡」に掲載することを承諾している者
対象地域	豊岡市全域
実績	R2年度：0件、R3年度：3件、R4年度：6件（R4年12月末日現在）

(2) 耐震診断・耐震改修工事の補助事業の活用

市内には、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築された）の住宅が多く、その耐震化が求められています。

本市においては、簡易耐震診断の支援や、耐震性能が不足すると判定された住宅への耐震改修工事費等の補助を行っており、これを活用し、住宅の質の維持・向上を図ります。

表 15 豊岡市の耐震改修補助金制度の活用

項 目	内 容
事業概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した旧耐震基準の木造建築物を対象に、無料の耐震診断を行い、その結果が「危険」、「やや危険」と診断され、耐震改修工事を行う場合に、改修に要する費用の一部を補助
対象経費	計画策定、耐震改修、リフォーム工事、防災ベッド等設置等に要する費用（市内業者へ委託）
対象者	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した旧耐震基準の木造建築物で耐震診断の結果、耐震基準未達の住宅の所有者
対象地域	豊岡市全域

【飛んでるローカル豊岡】 <https://tonderu-local.com/>

本市では、市内の中古物件に関する売買や賃貸の情報を豊岡市移住定住促進ポータルサイト『飛んでるローカル豊岡』で発信し、買い手、借り手を見つける支援を行っています。

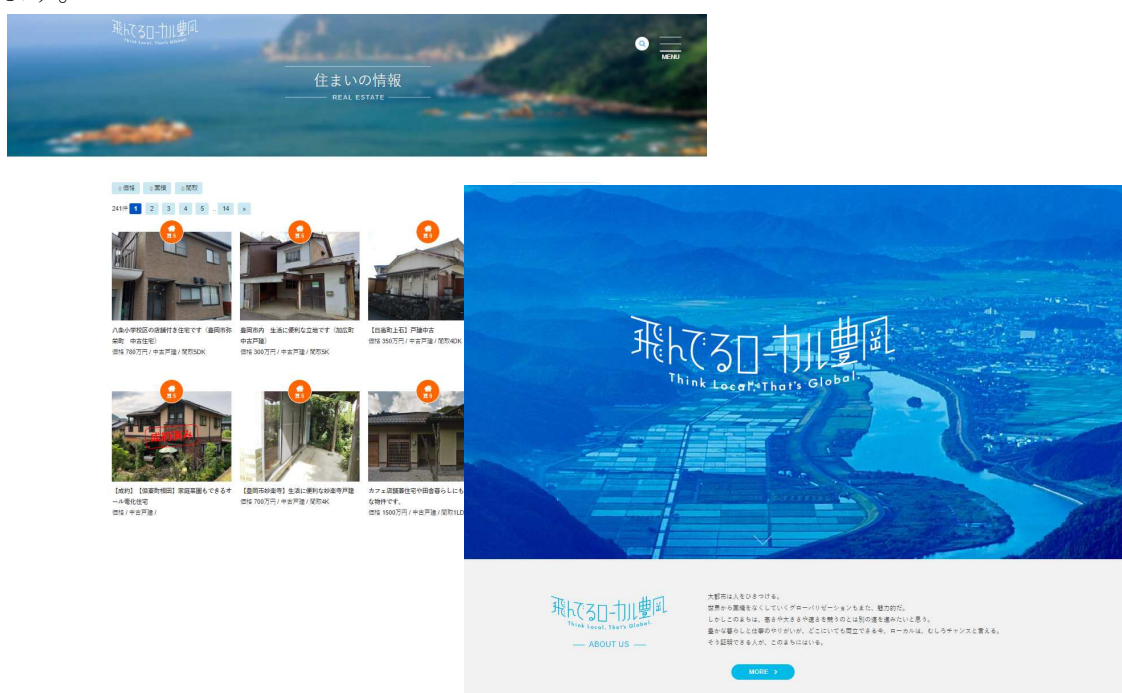


図 17 飛んでるローカル豊岡 空家等の情報

7-2. 移住定住者による空家等の利活用の促進

(1) 市の移住定住促進事業を活用した空家等の利活用の促進

移住定住促進事業と連携し、移住を希望する人たちによる空家等の利活用を促進します。空家等の利活用の促進を期待できる事業メニューとして以下のものがあり、移住希望者のニーズに応じて、事業の充実や、新たな事業の実施に向けた検討を行います。

表 16 豊岡市定住促進事業（住宅改修）の活用

項 目	内 容
事 業 概 要	移住者が「飛んでるローカル豊岡」の掲載物件を、登録不動産業者の仲介によって購入又は賃貸する場合、当該物件の改修等に要する費用の一部を補助
対 象 経 費	物件の改修費、当該住宅に付随する家財道具の処分に要する費用、業者に委託して行う引っ越し費用及び屋内の清掃費用
対 象 者	市内に住宅を購入又は賃貸する移住者で5年以上定住する意思のある者。 注) 転勤・出向による転入、大学進学等、市内に住民票を有する者との結婚は対象外
対 象 地 域	豊岡市全域
実 績	H30年度：11件、R1年度：9件、R2年度：14件、R3年度：8件、R4年度：9件 (R4年12月末日現在)

表 17 空き家に付随する農地制度の活用

項 目	内 容
事 業 概 要	売買の難しい空き家に付随した農地について、農地法第3条の下限面積を引き下げることによって、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し、市外からのUIターン者などの移住定住を促進するとともに遊休農地の発生を防止
設 定 面 積	1㎡以上
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの移住者（市外から移住して3年以内） 空き家及び当該空き家に付随する農地を同時に購入する者（空き家購入後、1年以内に購入するものまで対象） 購入した農地で常時農作業に従事することができる者
対 象 農 地	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの移住者の就農を促進するために適当と認められる面積の農地 農地の全て又は一部が遊休農地、又は今後遊休農地になる可能性のある農地 地域の他の農業経営に影響を与える可能性がない農地 その他農地法第3条の権利移転要件を満たす農地
実 績	R1年度：3件、R2年度：2件、R3年度：4件、R4年度：5件（R4年12月末日現在）

※ 農地法の改正により、令和5年4月1日から第3条第2項第5号に規定する面積要件が廃止されたため、表17の制度を活用しなくても空き家購入に付随した農地取得が可能となりました。

(2) 兵庫県と連携した空家等の利活用の促進

県の空家等を活用した下記の事業メニューを活用し、県外からのU I Jターンによる移住や起業を希望する人と空家等のマッチングを図り、空家等の利活用を促進します。

表 18 兵庫県の空家等支援制度一覧

目的	事業名	事業概要
空き家に住みたい	空き家活用支援事業	空き家（共同住宅の空き室もOK）を住居や事業所、地域交流拠点として活用しようとする場合に、改修費の一部を支援
	ひょうご住まいの耐震化促進事業	昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅の耐震改修費の一部を支援
空き家で事業をしたい	起業家支援事業	所定の要件を満たす人が起業する場合に、起業に係る経費等を支援。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を上乗せ
	IT戦略推進事業	空き家をIT関連事業所として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を支援
	コワーキングスペース開設支援事業	空き家をコワーキングスペースとして活用するため改修費、賃借料、通信回線使用料等を支援
活用したい 空き店舗を	商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業	商店街活動へ積極的に参加する若者や女性が、空き店舗への新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を補助
子育て	子育てほっとステーション事業	空き店舗等を子育てスペースとして活用するための施設整備等を支援
その他	設備投資促進貸付	空き店舗等の改修を含め設備投資を行う場合に資金を融資
	ひょうご木の街木質化促進事業	多くの県民の利用が見込める施設や、不特定の県民が利用する木の良さが活かせる施設において、兵庫県産木材を使った木質化に要する経費を支援
	地域づくり総合支援事業	過疎化、高齢化の進む多自然地域の地域課題解決に向けた地域資源活用、生活支援サービスの起業、移住等の新たに取り組む地域づくり活動や体制づくり等を総合的に支援

(出典：「令和4年度ひょうごの空き家を活用した移住・起業のしおり」より抜粋)

7-3. 地域や地区による多様な利活用の促進

空家等が放置されて著しく老朽化が進んだ場合には、倒壊の危険が生じたり、衛生上、景観上、生活環境上不適切な状態に陥り、地域にとって好ましくないものになってしまいますが、適切な利活用を行うことができれば、地域の「資源」になり得るものもあります。

このため、所有者等から地域活用の意向があれば、情報提供を行うなど、地域の活性化につながる多様な利活用の協力を行います。

【地域活用の情報提供の内容】

- ① 所有者等からの意向確認
- ② 地域活動に取り組む団体等との連携（地域利活用に係るニーズの把握）
- ③ 空家等相談窓口での地域への情報提供

第8章 特定空家等に対する措置、その他の危険空家等への対処に関する事項

8-1. 現地調査及び所有者等調査（特措法第10条）

（1）現地調査

市民からの空家等の情報提供や既調査で把握している空家等の定期確認時に、当該空家等の外観調査を行い、倒壊等の危険性や周辺に与える影響を調査します。

（2）所有者等調査（特措法第10条）

現地調査の結果、特措法の空家等に該当すると判断した場合、特措法に基づき、不動産情報登記簿情報、固定資産課税台帳情報、住民票情報、戸籍謄本等を利用し、所有者等を特定します。

8-2. 適正管理の依頼（特措法第12条）

所有者等に対して、当該空家等の状態のほか、空家等の所有者等による適正管理の責務や特定空家等となった場合の措置について説明するとともに、適正な管理の依頼を行い、所有者等自身による問題解消を促します。

また、所有者等に問題解消を行う意思の有無について確認します。

この事前指導等を実施しても改善が見られない場合で、周辺への影響が深刻で危険な状況であるときは、特定空家等の判断に移行します。

8-3. 特定空家等の判断

（1）立入調査

特措法第9条に基づき、必要に応じて空家等に立入調査を行います。なお、立入調査を行う場合は、所有者等に対し、立入調査を行う旨の通知を行った上で、実施します。

（2）特定空家等の判断

特定空家等判断基準により判断した特定空家等候補を豊岡市空家等対策協議会で協議し、その意見を踏まえ、市が特定空家等に認定します。

8-4. 特定空家等に対する措置

特定空家等と判断されたものは、特措法に基づき行政指導・行政処分を迅速に行います。

(1) 助言・指導（特措法第14条第1項）

所有者等に対して、特定空家等の状況を改善するよう文書で助言・指導を行い、所有者等の自らの意思で改善することを促します。また、状況に応じて再助言・指導を行います。この時、除却等における豊岡市老朽危険空家除却支援事業補助制度の紹介や、特措法での「命令」、「代執行」による行政処分を行う可能性があること、勧告を行うことによって所有者等にかかる負担などを説明します。

(2) 勧告（特措法第14条第2項）

助言・指導により改善されない場合には、猶予期限を設け、必要な措置を講ずるように勧告します。

なお、勧告した場合には、特定空家等の敷地の固定資産税の住宅用地特例を解除します。

(3) 命令（特措法第14条第3項）

勧告を行っても、期限内に改善されない場合は、相当の猶予期限を設けて、「勧告」に沿った措置を履行するように命令します。命令に違反した場合には、50万円以下の過料に処せられます。

(4) 戒告（行政代執行法第3条第1項）

命令をした場合、その期限までに必要な措置がとられないときは、代執行をする旨をあらかじめ当該所有者等に対し、文書で戒告します。

(5) 代執行令書（行政代執行法第3条第2項）

戒告をした場合、所有者等が指定の期限までにその義務を履行しないときは、代執行令書により代執行をなすべき時期等を所有者等に通知します。

(6) 行政代執行（特措法第14条第9項、行政代執行法第2条）

猶予期限内に「命令」が十分に履行されない場合には、行政代執行により所有者等に代わり、市が危険な状況等を解消又は周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置を行い、代執行に要した費用は、所有者等から徴収します。

なお、所有者等が過失なく特定できない場合は、「助言・指導」、「勧告」、「命令」を経ず、略式代執行により市が危険な状況等を解消します。

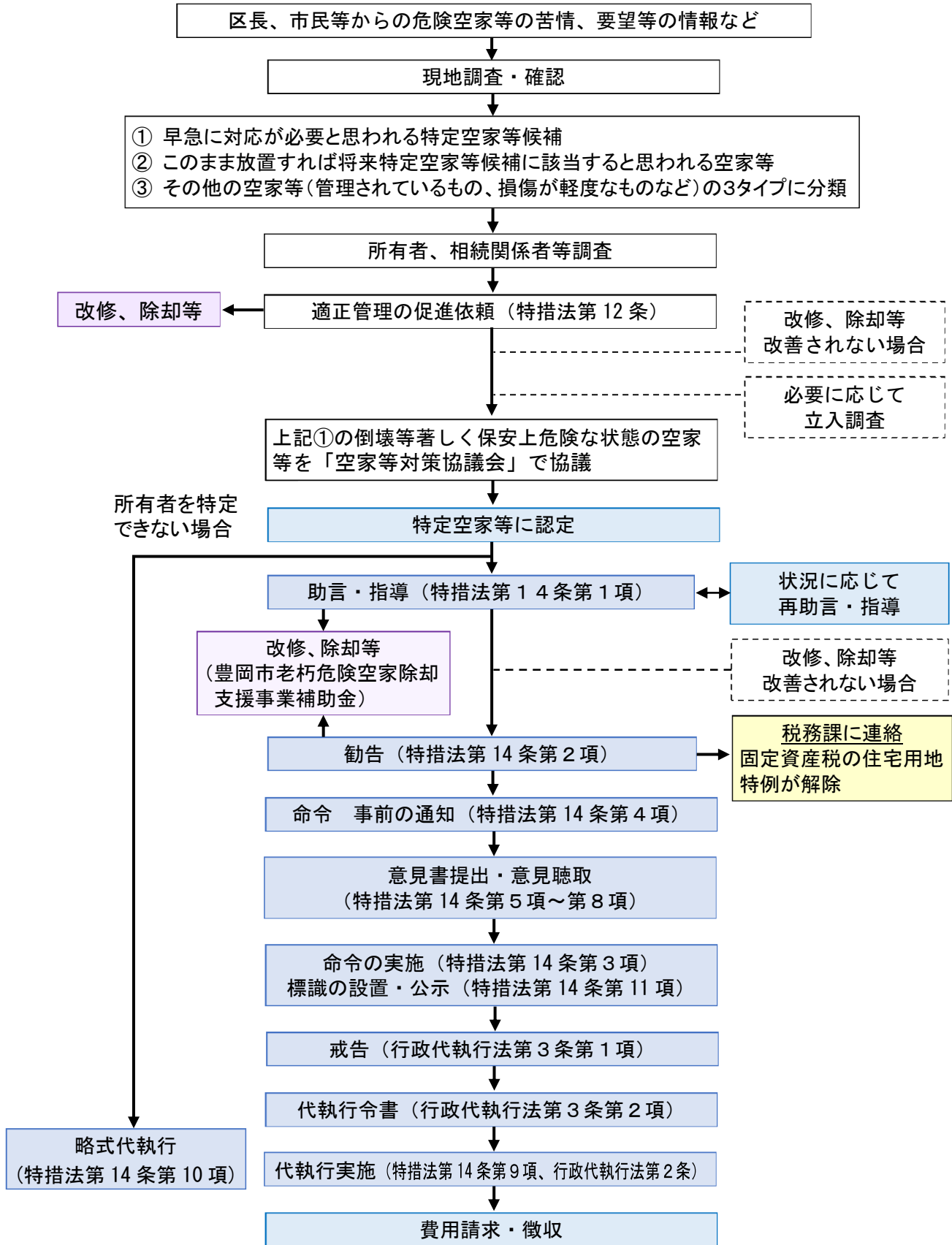


図 18 特定空家等の措置の想定フロー

8-5. 特定空家等の除却に対する支援制度

特定空家等の所有者等が経済的な理由等の事情により適正な措置が行えない場合には、その履行を支援する制度「豊岡市老朽危険空家除却支援事業補助金」を活用し、所有者等による特定空家等の除却を促進します。

〔豊岡市老朽危険空家除却支援事業補助金〕

(1) 目的

特定空家等の除却に要する費用を補助し、居住環境の整備改善に資する

(2) 制度の内容

下記の制度を活用できる特定空家等の除却費の一部を補助するもの

国制度（空き家再生等推進事業 除却事業タイプ）

県制度（老朽危険空き家除却支援事業）

(3) 補助対象要件

ア 市内全域を対象とし、国・県の補助要件に該当するものを対象とする

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言又は指導を受けた空家等であること

(4) 補助金額・率

ア 事業費限度額 2,000千円

イ 補助率 3分の2

ウ 補助限度額 1,332千円

国 1/3 (666千円)	県 1/6 (333千円)	市 1/6 (333千円)	所有者 1/3 (668千円)
------------------	------------------	------------------	--------------------

図 19 負担割合（事業費限度額 2,000 千円の場合）

第9章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

9-1. 市の相談窓口

市民や地域コミュニティの空家等に関する情報提供や所有者からの多岐にわたる空家等問題の相談に迅速かつ適正に対応するため、建築住宅課を相談窓口として情報を集約します。また、内容に応じて、関連部局や外部の関係機関に引き継ぐとともに、連携して対応します。

○相談窓口：都市整備部建築住宅課

9-2. 地域や関係機関等との連携

(1) 地域や関係機関等との連携

地域住民や地域団体などは、新たな空家等の発生や老朽化の進行状況、空家等の所有者等に関する情報など、空家等問題に関して、より詳しい情報を把握している場合があります。また、市内には空き家の利活用に積極的な地域コミュニティ組織やNPO等もみられます。

そのため、実情に詳しいこれらの組織と連携し、空家等の情報収集を行うとともに、見守り活動など、地域ぐるみでの空家等対策の普及に努めます。また、専門的な内容については、関係団体との連携により適切な情報提供等の支援を行います。

(2) ひょうご空き家対策フォーラムとの連携

「ひょうご空き家対策フォーラム」（以下「フォーラム」という。）は、不動産流通2団体、専門士業5団体で構成された組織で、空き家問題に関する相談者に対して、解決に至るまでの手順を一緒に検討し、法的サポートの紹介から専門業者の紹介に至るまで、行政では対応できない分野を担っています。

フォーラムでは、総合相談窓口を設置し、売買・賃貸をはじめ、遺産分割協議、権利調整、訴訟調停、登記、相隣関係の確認、事前調査、リフォーム、インスペクション（住宅診断）、建物解体等に至るまでの様々な相談に対応しています。

市民からの相談に対し、本市では対応できない専門的な内容については、フォーラムと連携するなどにより、市民の問題解決につなげます。

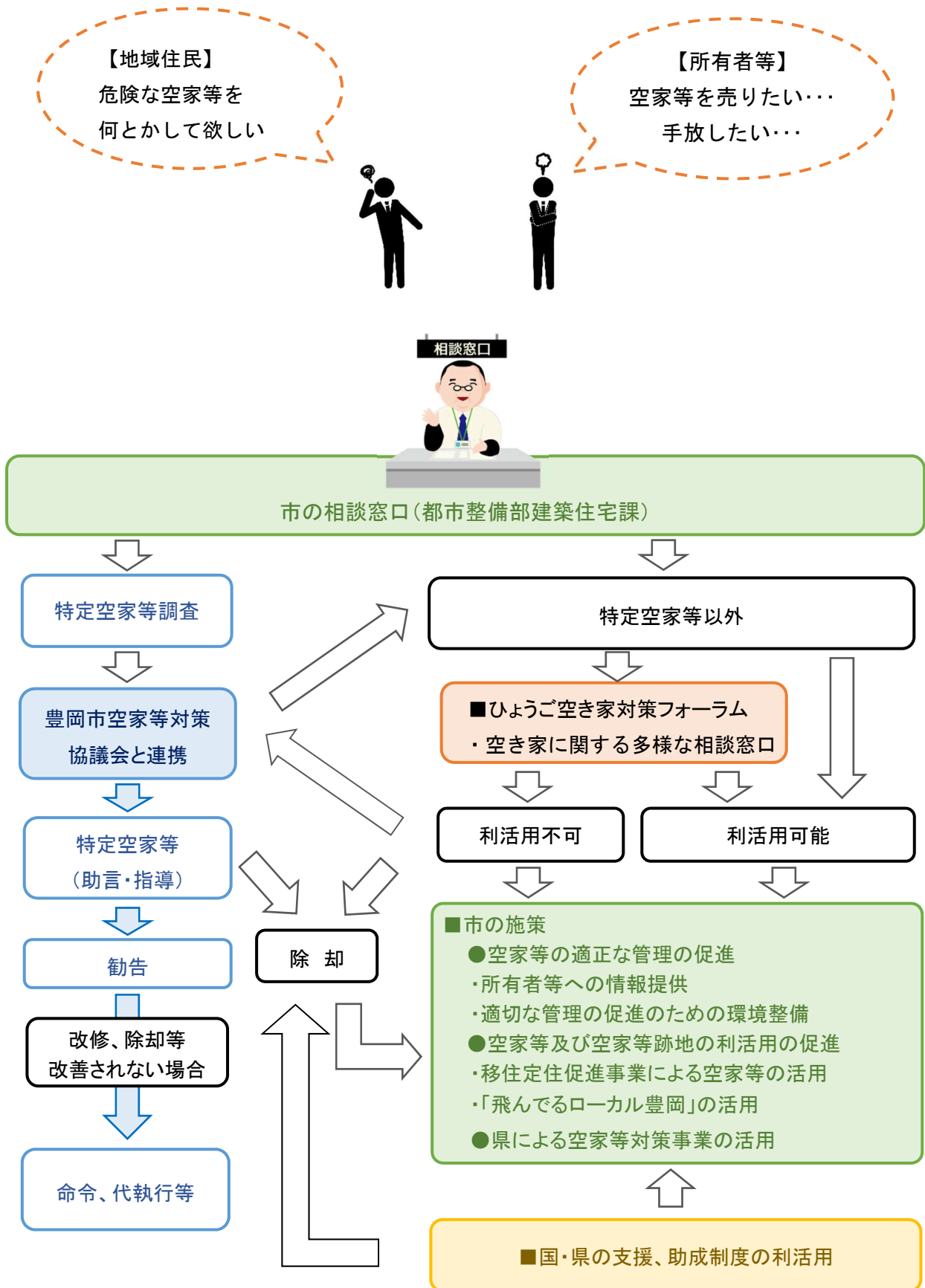


図 20 空家等の相談対応フロー (イメージ)

第10章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

10-1. 豊岡市空家等対策協議会

本計画の作成及び変更、空家等対策の実施に向けて、「豊岡市空家等対策協議会条例」に基づいて、平成29年5月に豊岡市空家等対策協議会を設置しました。同協議会では、専門的な視点に立って多角的な議論を行うため、幅広い分野の学識経験者等を委員として選出し、本計画の作成及び変更並びに、特定空家等の認定、特措法に基づく特定空家等の措置の実施など、必要な事項について議論します。

10-2. 老朽危険空家対策庁内検討会

庁内の関係部署による「老朽危険空家対策庁内検討会」を活用し、関係部署間での情報交換、情報共有、連携した取組みを進めるとともに、空家等対策の実施について、「豊岡市空家等対策協議会」の意見を聞き、空家等の発生抑制や特定空家等の対策に取り組みます。

表19 老朽危険空家対策庁内検討会の役割分担

部	担当課	役割
都市整備部	建築住宅課	・空家等の老朽度及び危険度の確認、対策 ・市民等からの相談窓口
	建設課	・空家等が国県市道に悪影響を及ぼす場合の確認、対策 ・空家等が里道等に接している場合の確認、対策
	都市整備課	・空家等が景観に悪影響を及ぼす場合の確認、対策
D X推進部	経営企画課	・市政の総合調整
危機管理部	危機管理課	・災害時における応急措置実施に係る調整窓口
総務部	総務課	・陳情（要望）に関する情報の調整
暮らし創造部	地域づくり課	・地域コミュニティ組織との連携窓口 ・移住促進施策に関わる空家等の利活用に関すること
	生活環境課	・空家等及びその敷地において、ゴミ、悪臭、雑草の繁茂、立木等が周囲に悪影響を及ぼす場合の対応 ・防犯上の対応 ・動物等が棲みつき、周辺に悪影響を及ぼす場合の対応
市民部	市民課	・空家等の所有者、管理者に関する所在情報の提供
	税務課	・空家等の所有者（納税義務者）、または納税管理人に係る情報の提供
コウノトリ共生部	農林水産課	・空家等の周辺に野生動物等が出没した場合の対応
地域振興局	城崎地域振興課	・対象空家等に関する地域情報の提供（本庁連携） ・地域からの相談窓口（本庁連携） ・移住促進施策に関わる空家等の利活用に関すること（本庁連携）
	竹野地域振興課	
	日高地域振興課	
	出石地域振興課	
	但東地域振興課	
教育委員会	学校教育課	・接している道路が通学路である場合の確認、対応
消防本部	警防課	・空家等の火災予防に関すること

10-3. 関係機関等との連携

空家等問題の解決には、本市の取組みだけでは不十分であり、国・県など公的機関との連携が不可欠です。法務局、消防関係機関などとの情報共有を積極的に行い、空家等の対策に取り組めます。

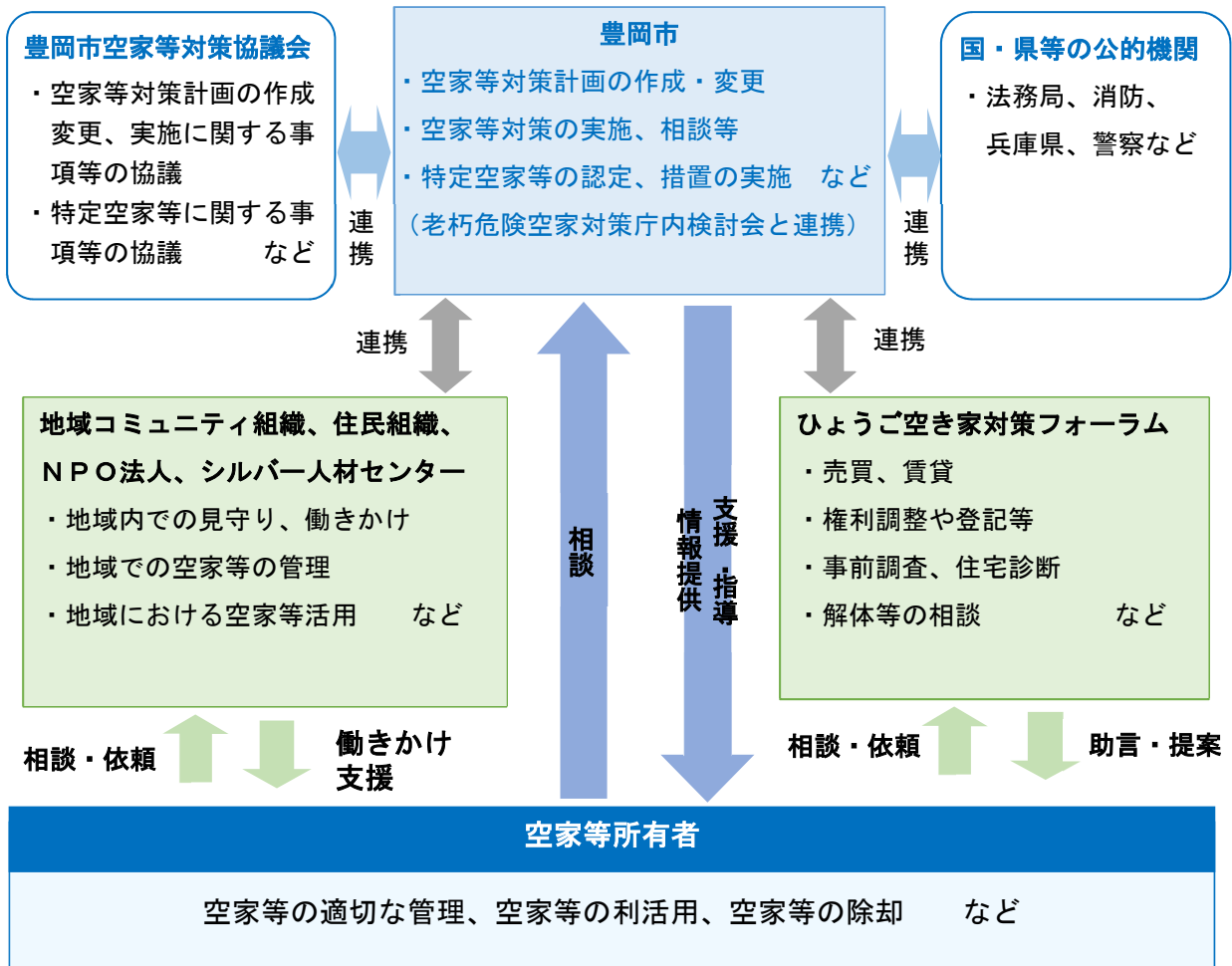


図 21 関係機関と連携した実施体制

第 11 章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

11-1. 計画の評価・分析の実施

本市では空家等対策の推進の目安として、以下の指標を設定します。

成果指標は、取組み施策のうち優先的かつ重点的に取り組むことにより、空家等対策の効果を発揮できる指標を設定します。目標については、定量的なデータから把握できる数値として5年を目途に検証し、必要に応じて見直しを行います。

表 20 成果指標

	項 目	内 容	目 標
①	空家等問題の啓発	市広報での空家等の関連情報の掲載回数	2回／年
②	適正管理の促進	特措法第12条に基づく適正管理の依頼件数	10件／年
③	空家等の利活用の促進	「飛んでるローカル豊岡」に掲載された空家等の件数	100件／年
④	空家等の利活用の促進	「飛んでるローカル豊岡」に掲載された空家等の売買・賃貸の成約件数	50件／年
⑤	老朽危険空家等	データベースに登録された老朽危険空家等の除却件数	10件／年

11-2. 特定空家等の判断基準について

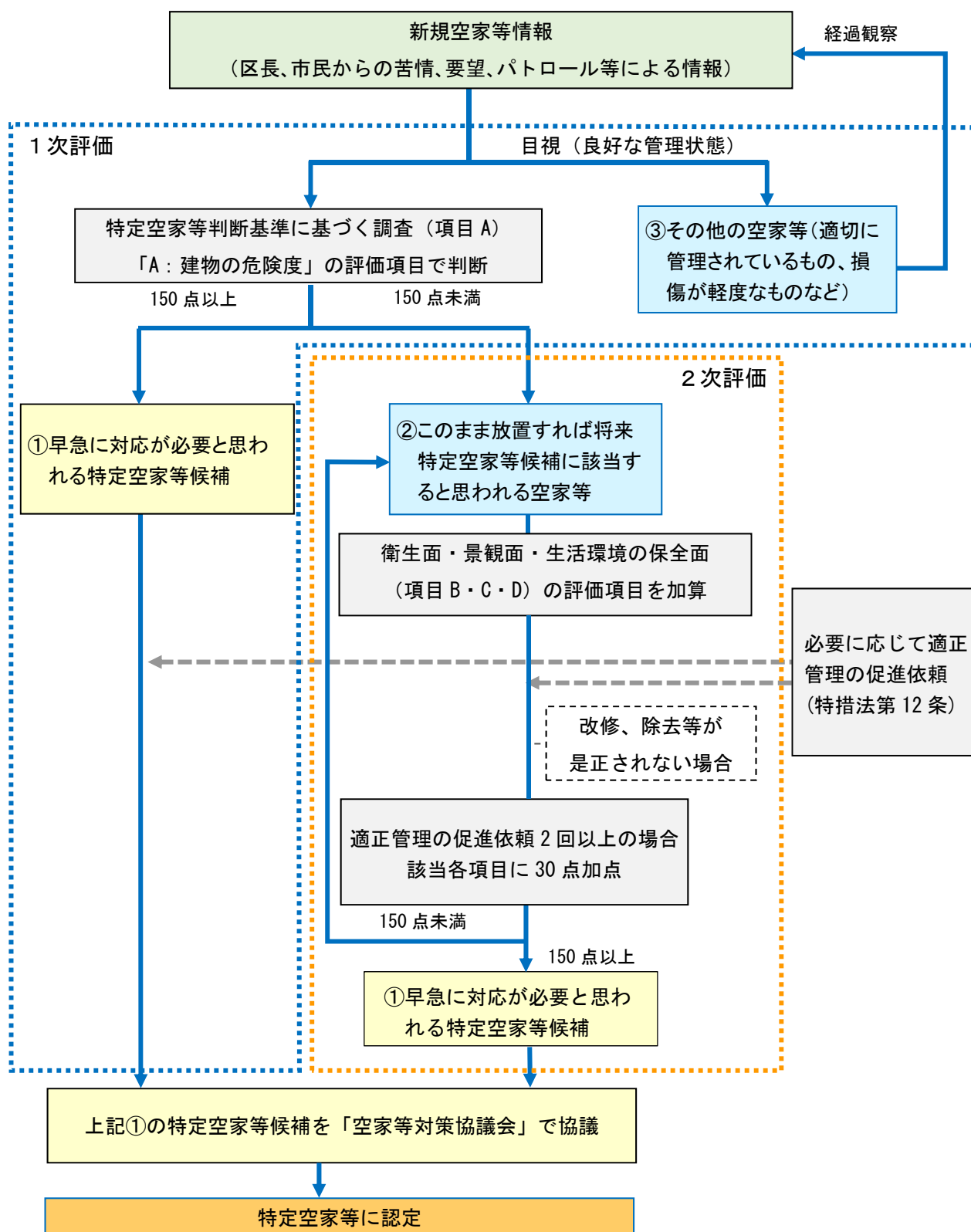
特定空家等と思われる空家等に該当するか否かについては、国の特定空家等の判断の参考となるガイドラインを踏まえ、本市の判断基準を作成し、評価を行います。

資料編

資料 1 豊岡市特定空家等判断基準

本基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき策定する豊岡市空家等対策計画の考え方を踏まえ、法第2条第2項に規定する特定空家等と思われる空家等に該当するか否かの判断を客観的に行うために定めるものです。

特定空家等の判断の流れ



豊岡市特定空家等判断基準

特措法における 特定空家等の定義	影響の範囲		空家等の状態		総合評価	
	影響の評価項目	①影響の評価	損傷・影響の程度の評価項目	②程度	③評価 = ①×②	評価小計
A そのまま放置すれば倒壊等若しくは 保安上危険となる おそれのある状態	A-1 建築物の倒壊等 建築物等の倒壊等により、近隣家屋の居住者等若しくは家屋等又は隣接道路の通行者若しくは車両等に危害が及ぶおそれがある状態 	該当する =1 該当しない=0	a) 基礎の不同沈下又は柱が傾斜し、建築物が倒壊するおそれがあり、下げ振り等を用いて 1/20 超の傾斜が認められる。 	該当 = 50 なし = 25	A=a)+b)+c)+d)+e) 注) 適正管理の促進依頼等を2回以上行っても改善されない場合、合計値に30点を加算 最大=250点 (280点) ()は30点加算した場合	
		該当する =1 該当しない=0	b) 基礎又は土台等の構造耐力上主要な部分に大きな亀裂、多数のひび割れ、腐朽等の損傷等がある。 	該当 = 50 なし = 25		
	A-2 部材等の飛散等 建築物及びそれに付着する工作物の部材等の脱落、飛散等により、近隣家屋の居住者等若しくは家屋等又は隣接道路の通行者若しくは車両等に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	c) 屋根、外壁等の外装材又は屋外階段等に腐朽、破損又は変形等があり、脱落、飛散等のおそれがあり、脱落、飛散した場合、隣接地等に影響を与える。 	該当 = 50 なし = 25		
		該当する =1 該当しない=0	d) 門、塀、給湯設備、エアコン室外機、看板その他の工作物にひび割れ、腐朽、破損等があり、脱落、飛散等のおそれがある。 	該当 = 50 なし = 25		
	A-3 擁壁の倒壊等 擁壁の倒壊等により、近隣家屋の居住者等若しくは家屋等又は隣接道路の通行者若しくは車両等に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	e) 表面に水のしみ出し、水抜き穴の詰まり、ひび割れなどにより擁壁が老朽化し、危険な状況となるおそれがあり、「我が家の擁壁チェックシート案(国土交通省)」において、総合評価が5.0点以上ある。 	該当 = 50 なし = 25		
一次評価		A そのまま放置すれば倒壊等若しくは保安上危険となるおそれのある状態			評価点数 点	
		①早急に対応が必要と思われる特定空家等候補			A ≥ 150	
		②このまま放置すれば将来特定空家等候補に該当すると思われる空家等			A < 150	
B そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	B-1 有害物の飛散、流出等 建築物又は設備等の破損等が原因で、衛生上有害な物質が飛散、流出等し、近隣住民の生活環境に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =2 該当しない=0	a) 吹付け石綿等が飛散し、暴露する危険性が高い状況である。 	【影響大のケース】 ・吹付け石綿の部分又は使用された部分に破損が見られる。 影響大 = 30 影響小 = 10	B=a)+b)+c)+d) 注) 適正管理の促進依頼等を2回以上行っても改善されない場合、合計値に30点を加算 最大=150点 (180点) ()は30点加算した場合	
		該当する =1 該当しない=0	b) 浄化槽等の放置、破損等による汚物・汚水の流出、臭気の発生があり、近隣住民の日常生活に支障を及ぼす。 	【影響大のケース】 ・敷地境界で強烈に臭う。 ・降雨時に敷地外にあふれ出す。 影響大 = 30 影響小 = 10		
	B-2 ごみ等の放置、不法投棄 ごみ等の放置、不法投棄が原因で、近隣住民の生活環境を阻害するおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	c) ごみ等から強い臭気があり、複数の近隣住民の日常生活に支障を及ぼす。 	【影響大のケース】 ・敷地境界で強烈に臭う。 ・敷地の大半に散乱し、敷地外から確認できる。 影響大 = 30 影響小 = 10		
		該当する =1 該当しない=0	d) ごみ等からネズミ、ハエ、蚊等が多数発生、又はカラスや猫等が多数集まるなど近隣住民の日常生活に支障を及ぼす。 	【影響大のケース】 ・姿、フンが確認できる。 ・敷地境界付近で顔を払う程度飛行している。 影響大 = 30 影響小 = 10		

豊岡市特定空家等判断基準

特措法における 特定空家等の定義	影響の範囲		空家等の状態		総合評価	
	影響の評価項目	①影響の評価	損傷・影響の程度の評価項目	②程度	③評価 = ①×②	評価小計
C 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	C-1 景観計画等に著しく不適合 豊岡市景観計画等に著しく適合していない状態	該当する =2 該当しない=0	a) 豊岡市景観計画等に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限(景観形成基準等)に著しく適合しない。  注) 図は出石城下町景観形成重点地区の例	【影響大のケース】 ・景観形成重点地区内で、屋根や壁の腐朽等により、町並みの連担性や調和が確保できない。 影響大 =30 影響小 =10	C=a)+b)+c)+d) 注) 適正管理の促進依頼等を2回以上行っても改善されない場合、合計値に30点を加算 最大=150点 (180点) ()は30点加算した場合	
	C-2 周囲の景観と著しく不調和 周囲の景観と著しく調和していない状態	該当する =1 該当しない=0	b) 屋根、外壁等が汚物や落書き等で大きく損傷し、放置されている。 	【影響大のケース】 ・敷地外から見える壁面の1/2以上で落書きや汚れが目立つ。 ・看板の表示部分が10㎡以上あり、敷地外から見えるもので、表示面積の1/2以上が不明になっている。 影響大 =30 影響小 =10		
		該当する =1 該当しない=0	c) ほとんどの窓ガラスが割れて放置されている。 	【影響大のケース】 ・ガラスが欠損している窓が半数以上である。 影響大 =30 影響小 =10		
		該当する =1 該当しない=0	d) 立木、植物等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。 	【影響大のケース】 ・屋根が敷地外から一部しか見えない。 ・敷地外から見える壁面、屋根等面積の8割以上につる等が繁茂している。 影響大 =30 影響小 =10		
D その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	D-1 立木等の腐朽、転倒等 立木の腐朽、転倒等により、近隣家屋の居住者等若しくは家屋等又は隣接道路の通行者若しくは車両等に危害が及ぶおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	a) 立木等の腐朽、転倒、枝折れ等が生じ、近隣の道路や敷地等に大量に散乱し、歩行者、車両等の通行を妨げている。 	【影響大のケース】 ・道路や敷地外に散乱し、通行に支障がある。 ・枝が敷地外にはみ出し、歩行に支障がある。 ・電線を覆っている。 影響大 =30 影響小 =10	D=a)+b)+c)+d)+e) 注) 適正管理の促進依頼等を2回以上行っても改善されない場合、合計値に30点を加算 最大=150点 (180点) ()は30点加算した場合	
	D-2 野生動物等の住みつき 空家等に住みついた野生動物が原因で、近隣住民の良好な生活環境を著しく阻害するおそれがある状態	該当する =1 該当しない=0	b) 野生動物等が多数住みつき、鳴き声による騒音、ふん尿による臭気等複数の近隣住民の日常生活に支障を及ぼしている。 	【影響大のケース】 ・敷地境界で強い臭い、強烈な臭い。 ・姿、フンが確認できる。 ・鳴き声が大きく、会話が困難である。 影響大 =30 影響小 =10		
	D-3 防犯 子ども等不特定者の侵入が容易な状態で、防犯防災上の不適切な状態	該当する =1 該当しない=0	c) 門扉、扉、窓ガラス等の損壊により、不特定のものが容易に侵入できる状態で放置されている。 	【影響大のケース】 ・門扉、塀がなく容易に敷地内に侵入できる空家等で地上階のガラスが割れている。 ・道路から50cm以内に面した地上階の窓ガラスが割れて、侵入が容易である。 影響大 =30 影響小 =10		
	D-4 落雪 建築物等からの落雪により、通行に著しく支障がある状態	該当する =1 該当しない=0	d) 屋根の雪止めなどの破損等不適切な管理により落雪が発生し、歩行者、車両等の通行を妨げている。 	【影響大のケース】 ・敷地外に落雪し、歩行や通行が著しく困難になる。 影響大 =30 影響小 =10		
	D-5 土砂流出等 敷地からの土砂流出等により、通行に著しく支障がある状態	該当する =1 該当しない=0	e) 敷地から大量に土砂等が道路等に流出し、歩行者、車両等の通行を妨げている。 	【影響大のケース】 ・敷地外に土砂が流出し、歩行や通行が著しく困難になる。 影響大 =30 影響小 =10		
二次評価		B・C・D 衛生面・景観面・周辺的生活環境への影響が認められる場合			評価点数	点
		①早急に対応が必要と思われる特定空家等候補			A+B+C+D ≥ 150	
		②このまま放置すれば将来特定空家等候補に該当すると思われる空家等			A+B+C+D < 150	

資料2 豊岡市危険空家等戸数の推移

1. 危険空家等の分類

本市では、市民から苦情があったものや空家実態調査を実施したものは、「危険空家等」として、状態に応じて以下の種類に分類して管理している。

表記	種類	状態
特	特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等
①	早急に対応が必要と思われる特定空家等候補	建物が傾いていたり、屋根・外壁等が剥離し、隣家や道路の通行に危険な状態になり得るもの
②	このまま放置すれば将来特定空家等候補に該当すると思われる空家等	屋根・外壁等が剥離している状態が、一部見受けられる。現時点では隣家や道路の通行に危険な状態でないが、このまま放置すればいずれ特定空家等候補になり得るもの
③	その他の空家等	下記のいずれかに該当するもの ア 管理されていると思われるもの イ 隣家や道路の通行に影響がないもの（周辺に隣家や道路がなく、1軒だけ建っている空き家など） ウ 建物の傾き、屋根・外壁等の剥離等が軽微なもの（緊急性が低いもの）

2. 豊岡市空家等対策計画策定時（平成30年3月）からの追跡調査結果

■平成29年度調査結果（平成29年11月30日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	0	3	10	48	61
城崎	0	0	2	5	7
竹野	0	1	6	13	20
日高	0	4	10	30	44
出石	0	1	4	11	16
但東	0	2	5	20	27
合計	0	11	37	127	175

※豊岡市空家等対策計画（平成30年3月）掲載分

■平成 30 年度追跡調査結果（平成 31 年 3 月 31 日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	4	2	6	40	52
城崎	0	0	2	3	5
竹野	0	1	8	12	21
日高	0	4	6	27	37
出石	0	2	5	8	15
但東	0	4	8	14	26
合計	4	13	35	104	156

■令和元年度追跡調査結果（令和 2 年 3 月 31 日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	2	2	8	39	51
城崎	0	1	1	2	4
竹野	0	2	6	13	21
日高	1	5	3	27	36
出石	0	1	6	5	12
但東	0	5	7	14	26
合計	3	16	31	100	150

■令和 2 年度追跡調査結果（令和 3 年 3 月 31 日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	1	3	9	35	48
城崎	0	0	1	1	2
竹野	0	2	6	11	19
日高	0	6	6	25	37
出石	0	2	5	6	13
但東	1	7	9	28	45
合計	2	20	36	106	164

■ 令和3年度追跡調査結果（令和4年3月31日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	0	3	14	29	46
城崎	0	0	2	0	2
竹野	0	2	5	9	16
日高	4	5	3	26	38
出石	0	2	4	7	13
但東	2	6	12	23	43
合計	6	18	40	94	158

■ 令和4年度追跡調査結果（令和4年12月31日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	0	3	16	25	44
城崎	0	0	2	0	2
竹野	0	2	3	7	12
日高	2	4	3	26	35
出石	0	2	4	5	11
但東	2	6	11	22	41
合計	4	17	39	85	145

3. 令和4年度新規危険空家等の戸数

■ 令和4年度新規調査結果（令和4年12月31日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	0	1	23	35	59
城崎	0	0	2	7	9
竹野	0	0	2	12	14
日高	0	0	2	20	22
出石	0	3	0	10	13
但東	0	1	8	13	22
合計	0	5	37	97	139

4. 令和4年度危険空家等の総戸数

■令和4年度総戸数（令和4年12月31日時点）（単位：戸）

地区	特	①	②	③	合計
豊岡	0	4	39	60	103
城崎	0	0	4	7	11
竹野	0	2	5	19	26
日高	2	4	5	46	57
出石	0	5	4	15	24
但東	2	7	19	35	63
合計	4	22	76	182	284

資料3 法令・指針

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成26年11月27日法律第127号)

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間

- (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

- 第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対す

る情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

- 第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態でない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図

るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行

われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

- 第15条** 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

- 第16条** 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。
- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号、最終改正令和 3 年 6 月 30 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号）

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

1 本基本指針の背景

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅その他の建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）が年々増加している。このような空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。

このような状況から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等の地方公共団体は、適切な管理が行われていない空家等に対して既存法や条例に基づき必要な助言・指導、勧告、命令等を行い適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化等の観点から、国の財政上の支援措置等を利用して空家等を地域資源として有効活用するなど地域の実情に応じた空家等に関する施策を実施してきた。

しかしながら、空家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の特定が困難な場合があること等解決すべき課題が多いことを踏まえると、空家等がもたらす問題に総合的に対応するための施策の更なる充実を図ることが求められていたところである。

以上を踏まえ、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進

し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成 26 年 1 月 27 日に、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が公布され、平成 27 年 5 月 26 日の全面施行以降、全国の市町村において空家等対策の取組が進められてきた。

今後、空家等の数の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。

（1）空家等の現状

平成 30 年に総務省が実施した住宅・土地統計調査（令和元年 9 月 30 日公表）によると、全国の総住宅数は 6,240 万戸となっている一方、総世帯数は 5,400 万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足していることが分かる。このうち空き家^{※1}の数は 849 万戸であり、これが全国の総住宅数に占める割合は 13.6%となっている。また居住目的のない空き家^{※2}の数は 349 万戸に上っている。これが全国の総住宅数に占める割合は 5.6%であるが、その数は過去 20 年間で約 1.9 倍に増加しているところである。

一方で、法の施行以降、全国の市町村において、空家等対策計画（法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）が作成され^{※3}、協議会（法第 7 条第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）が組織される^{※4}とともに、適切な管理が行われていない空家等への対応として、法の規定に基づく特定空家等に対する措置のほか、条例に基づく措置や所有者等が自ら行う空家等の除却への補助等の市町村の取組により、約 9.0 万物件（令和元年度末時点）の空家等について除却、修繕等の対応がなされているところである。

※1 住宅・土地統計調査における「空き家」とは、「賃貸用又は売却用の住宅」、「二次的住宅」及び「その他の住宅」を合計したものをいう。

※2 「居住目的のない空き家」とは、住宅・土地統計調査における「その他の住宅」に属する空き家をいい、「賃貸用又は売却用の住宅」又は「二次的住宅」以外の人が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など」をいう。

※3 令和元年度末時点で全国の市町村の 92%が既に作成済み又は作成予定あり。

※4 令和元年度末時点で全国の市町村の 67%が既に組織済み又は組織予定あり。

(2) 空家等対策の基本的な考え方

①基本的な考え方

適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解消するためには、法において行政主体の責務に関する規定の前に「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」(法第3条)と規定され、また、土地基本法(平成元年法律第84号)第6条において土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、同法第2条から第5条までに定める土地についての基本理念にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する旨規定されているように、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提である。その上で、行政による対応としては、空家等の適正管理に係る啓発等による所有者等の意識の涵養^{かんよう}と理解増進を図るとともに、関係制度の周知により、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい、所有者等が多数である場合や遠方に居住している場合、建物の相続登記が行われていない場合、敷地と建築物等の所有者等が異なる場合等も含めて所有者等の自主的な対応を求めることが重要となる。

しかしながら、空家等の所有者等が、経済的な事情等から自らの空家等の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合等も考えられる。そのような場合においては、所有者等の第一義的な責任を前提としながらも、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある各市町村が、地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空家等の有効活用を図る一方、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については所要の措置を講ずるなど、空家等に関する対策を実施することが重要となる。なお、この点を明確化する観点から、法第4条においては市町村の責務として「市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と規定されている。

また、国及び都道府県においては、以下に掲げるような役割を踏まえ、市町村と連携してその空家等に関する対策の実施を支援することが重要である。

②市町村の役割

市町村は、関係内部部局間の連携、必要に応じた協議会の組織、相談体制の整備等による法の実施体制の整備に着手し、まず法第9条第1項の調査を通じて、

各市町村内における空家等の所在及び状態の実態把握並びにその所有者等の特定を行うことが重要である。

また、必要に応じ、空家等対策計画の作成を行い、各地域内の空家等に対する行政としての基本姿勢を住民に対して示しつつ、空家等及びその跡地の活用方策についても併せて検討する。さらに、適切な管理が行われていない空家等やその結果として地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等、またそのようなおそれのある空家等については、法第9条第2項に基づく立入調査を必要に応じて行いつつ、法第14条に基づく特定空家等(法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。)に対する必要な措置を講ずることが重要である。

なお、市町村は法第6条第4項に基づき、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な援助を求めることができることとされている。

また、空家等対策を行う上では、必要に応じて、事務の委託、事務の代替執行等の地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みを活用することや、地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体と連携することも有効と考えられる。

③都道府県の役割

都道府県知事は、②で述べたように、法第6条第4項に基づき市町村から空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関して必要な援助を求められた場合のほか、法第8条において「空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。」こととされている。

具体的には、例えば都道府県内の市町村間での空家等対策の情報共有への支援、空家等対策を推進している都道府県内市町村相互間の意見交換の場の設置、協議会の構成員の仲介又はあっせんや、必要な場合における空家等対策を行う上での事務の委託、事務の代替執行等が考えられる。また、市町村に対して必要な援助を行うに際し、都道府県内の関係部局の連携体制を構築することが望ましい。

特に建築部局の存在しない市町村に対しては、例えば特定空家等に該当するか否かの判断、法第12条に基づく情報提供・助言又は法第14条に基づく助言・指導、勧告の実施に当たり困難を来している場合における技術的な助言を実施したり、都道府県の建築部局による専門技術的サポートを受けられるような体制作

りを支援したり、協議会への参画を通じた協力をする
ことも考えられる。

このほか、市町村が住民等からの空家等に関する相
談に対応するための体制を整備するのに際し、宅地建
物取引業者等の関係事業者団体や建築士等の関係資格
者団体、地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体
との連携を支援することも考えられる。

さらに、都道府県は国とともに、市町村が行う空家
等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円
滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に
要する費用に対する補助など必要な財政上の措置等を
講ずるものとされている（法第15条）。

④国の役割

国は、法の内容について、地方公共団体等に対して
具体的に周知を図るとともに、法第14条に基づく市
町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）による特定
空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るた
めに必要な指針（「特定空家等に対する措置」に関す
る適切な実施を図るために必要な指針」（平成27年5
月26日策定）。以下「ガイドライン」という。）等によ
り、市町村による空家等対策の適切な実施を支援す
ることとする。

また、③で述べたとおり、国は市町村が行う空家等
対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑
な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要
する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充など必
要な財政上の措置や必要な税制上の措置その他の措置
を講ずるものとされているところ、例えば市町村が空
家等対策計画の作成のため空家等の実態調査を行う場
合、空家等の所有者等に対してその除却や活用に要す
る費用を補助する場合、代執行に要した費用の回収が
困難な場合、代執行等の措置の円滑化のための法務的
手続等を行う場合等について、当該市町村を交付金制
度や補助制度により支援するほか、市町村が取り組む
空家等に関するデータベースの整備、空家等相談窓口
の設置、空家等対策計画に基づく空家等の活用・除却
等に要する経費について特別交付税措置を講ずる等、
空家等対策を実施する市町村を支援することとする。

2 実施体制の整備

空家等対策を市町村が効果的かつ効率的に実施す
るためには、空家等の調査・確認、特定空家等と認めら
れる空家等に対する立入調査又は措置などに不断に取り
組むための体制を整備することが重要であることから、
市町村は、空家等対策に関係する内部部局の連携
体制や空家等の所有者等からの相談を受ける体制の整

備を図るとともに、必要に応じて協議会の組織を推進
する。

（1）市町村内の関係部局による連携体制

空家等がもたらす問題を解消するには、防災、衛生、
景観等多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要が
あることから、市町村においては、それら政策課題に
対応する建築・住宅・景観・まちづくり部局、税務部
局、法務部局、消防部局、防災・危機管理部局、環境
部局、水道部局、商工部局、市民部局、財政部局等の
関係内部部局が連携して空家等対策に対応できる体制
の構築を推進することが望ましい。

特に建築部局の参画は、空家等が倒壊等著しく保安
上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害
となるおそれのある状態であるかどうかの判断やその
対応策を検討する観点から重要である。また、1（2）
③で述べたとおり、建築部局の存在しない市町村にお
いては、建築部局を擁する都道府県の援助を得ること
により、空家等対策の実施に当たり必要となる連携体
制を構築することが重要である。

さらに、税務部局の参画は特に空家等の土地につい
て、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税
標準の特例措置（以下「固定資産税等の住宅用地特例」
という。）の適切な運用を図る観点から、法務部局の参
画は所有者等が不明である空家等に対してどのような
対処方針で臨むかを検討する観点から、それぞれ重要
である。

（2）協議会の組織

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実
施に関する協議を行うための協議会を組織することが
でき、その構成員としては「市町村長（特別区の区長
を含む。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法
務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
その他の市町村長が必要と認める者をもって構成す
る。」ものとされている（法第7条第2項）。なお、市
町村長を構成員としつつも、協議の内容に応じて、本
人ではなく、市町村長より委任された者が参画するな
ど、必要に応じて柔軟な運営方法とすることも可能で
ある。

このほかの協議会の構成員として、具体的には弁護
士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士、不動産鑑
定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等の資格
を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究者、大学
教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消
防職員、法務局職員、道路管理者等公物管理者、まち
づくりや地域おこし、地域の空家等対策に取り組むN
PO等の団体が考えられる。これに加え、都道府県や

他市町村の建築部局に対して協力を依頼することも考えられる。

この協議会は、法に規定されているとおり空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、例えば、市町村長が特定空家等に対する措置を講ずるに当たって参考となる、①空家等が特定空家等に該当するか否かの判断の基準、②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、③特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行うための場として活用することも考えられる。また、協議会における協議の過程で空家等の所有者等の氏名、住所などの情報が外部に漏えいすることのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。

また、協議会を設置するに当たっては、1市町村に1つの協議会を設置するほか、例えば1つの市町村が複数の協議会を設置したり、複数の市町村が共同して1つの協議会を設置したりすることも可能である。

(3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備

法第12条には「市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。」と規定されている。本規定を踏まえ、例えば自ら所有する空家等をどのように活用し、又は除却等すればよいかについての相談や、引っ越し等により今後長期にわたって自宅を不在にせざるを得ない場合における管理等についての相談を当該住宅等の所有者等から受ける場合が想定されるため、市町村はその要請に迅速に対応することができる体制を整備することが望ましい。なお、体制整備に当たっては、空家等をめぐる一般的な相談はまず市町村において対応した上で、専門的な相談については宅地建物取引業者等の関係事業者団体や建築士等の関係資格者団体、地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体と連携して対応するものとすることも考えられる。

また、空家等の所有者等に限らず、例えば空家等の所在地の周辺住民からの当該空家等に対する様々な苦情や、移住、二地域居住又は住み替えを希望する者からの空家等の利活用の申入れに対しても、市町村は迅速に回答することができる体制を整備することが望ましい。

3 空家等の実態把握

(1) 市町村内の空家等の所在等の把握

市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、既存の統計資料等も活用しつつ、まず各市

町村の区域内の空家等の所在やその状態等を把握することが重要である。

空家等は、法第2条第1項において「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。」と定義されている。ここでいう「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」と同義であり、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門又は塀等をいい、また「これに附属する工作物」とはネオン看板など門又は塀以外の建築物に附属する工作物が該当する。

市町村はその区域内の建築物又はこれに附属する工作物（以下「建築物等」という。）のうち「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」を空家等と判断し、この法律を適用することとなる。「居住その他の使用がなされていないこと」とは、人の日常生活が営まれていない、営業が行われていないなど当該建築物等を現に意図をもって使い用いていないことをいうが、このような建築物等の使用実態の有無については、法第9条第1項の調査を行う一環として、調査時点での建築物等の状況を基に、建築物等の用途、建築物等への人の出入りの有無、電気・ガス・水道の使用状況及びそれらが使用可能な状態にあるか否か、建築物等及びその敷地の登記記録並びに建築物等の所有者等の住民票の内容、建築物等の適切な管理が行われているか否か、建築物等の所有者等によるその利用実績についての主張等から客観的に判断することが望ましい。

また、「居住その他の使用がなされていない」ことが「常態である」とは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となると考えられる。調査の結果、空家等に該当する建築物等については、法第11条に基づき、例えば空家等の所在地を一覧表にし、又は地図上に示したものを市町村の内部部局間で常時確認できるような状態にしておくなど、空家等の所在地について市町村内の関係部局が情報共有できる環境を整備することが重要である。

なお、「国又は地方公共団体が所有し、又は管理する」建築物等については、通常は各法令に基づき適切に管理されることが想定され、またその活用等についても、多くの場合は当該建築物等を管理する国又は地方公共団体の責任において行われる実態に鑑み、空家等から明示的に除外されている。

また、空家等のうち、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる」もの（法第2条第2項）については特定空家等に該当することとなるが、どのような空家等が特定空家等に該当するか否かを判断する際に参考となる基準等については、ガイドラインにおいて別途定めている。

（2）空家等の所有者等の特定及び意向の把握

空家等の所在等を把握した市町村においては、次に当該空家等の所有者等を特定するとともに、必要に応じて当該所有者等がその所有する空家等をどのように活用し、又は除却等しようとする意向なのかについて、併せて把握することが重要である。その際、敷地と建築物等の所有者等が異なる場合においても、その敷地の所有者等は空家等の所有者等に含まれることに留意する。

空家等の所有者等を特定し、その意向を把握するためには、(3)で述べる手段を用いて所有者等を確認し、当該所有者等に対して法第9条第1項に基づき聞き取り調査等を行うことが重要である。なお、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、市町村は、法第12条に基づき空家等の所有者等に対し、例えば時々の通水、換気、清掃等の適切な管理又は適宜の除草、立木竹の伐採、枝打ち等により空家等の劣化を防ぐことができる旨の助言を行ったり、空家等を日頃管理することが難しい所有者等については当該空家等を適切に管理する役務を提供する専門業者や地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体に関する情報を提供したりすることが考えられる。

（3）空家等の所有者等に関する情報を把握する手段

市町村長が(2)の調査を通じて空家等の所有者等の特定を行うためには、空家等の所在する地域の近隣住民等への聞き取り調査に加え、法務局が保有する当該空家等の不動産登記簿情報及び市町村が保有する空家等の所有者等の住民票情報や戸籍謄本等を利用することが考えられる。これらの情報は、いずれも不動産登記法（平成16年法律第123号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、戸籍法（昭和22年法律第224号）等既存の法制度により入手可能なものであるが、市町村長は法第10条第3項に基づき「この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができ

る。」こととされていることから、例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、電子媒体による必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができる。このように市町村長が法務局長に電子媒体による不動産登記簿情報を求めることとすれば、4で述べる空家等に関するデータベースを市町村が整備しようとする際に有効と考えられる。また、同項に基づき、電気、ガス等の供給事業者等に、空家等の電気、ガス等の使用状況やそれらが使用可能な状態にあるか否かの情報等の提供を求めることも可能である。

また、従来、固定資産税の納税者等に関する固定資産課税台帳については、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、同台帳に記載された情報を空家等対策に活用することは秘密漏えい罪に該当するおそれがあることから、たとえ同じ市町村の他部局に対してであっても、税務部局が同台帳に記載された情報の提供を行うことは原則としてできないものとされてきた。しかしながら、固定資産課税台帳に記載された情報のうち空家等の所有者等に関するものは、空家等の所有者等を特定する上では不動産登記簿情報等と並んで有力な手段であることから、法第10条第1項により、この法律の施行のために必要な限度において、固定資産課税台帳に記載された空家等の所有者等に関する情報を空家等対策のために市町村の内部で利用することができることとなるとともに、同条第2項により、都が保有する固定資産課税台帳に記載された空家等の所有者等に関する情報について、特別区の区長から提供を求められたときは、都知事は速やかに当該情報の提供を行うものとするものとされた。

なお、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報については、固定資産課税台帳に記載された情報に限らず、例えば各市町村の個人情報保護条例などにより目的外利用が制限されている情報のうち、空家等の所有者等の氏名、住所等の情報で、法に基づき各市町村が空家等対策のために必要となる情報については、法の施行のために必要な限度において、市町村長は法第10条第1項に基づき内部で利用することが可能である。

一方で、これらの手段をもってしても空家等の所有者等が把握できない場合や、所有者等が把握できたとしても所在を特定できない場合、所有者等が外国に居住しており所在を特定できない場合など、法第14条第10項に規定する「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確認することができないとき」に該当するか否かを判断する際に参考となる基準等については、空家等の所有者等の探索方法とともに、ガイドラインにおいて別途定めている。

4 空家等に関するデータベースの整備等

市町村長が調査の結果空家等として把握した建築物等については、法第11条に基づき「データベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。3(1)で述べたとおり、市町村においては、同条に基づき、例えば空家等の所在地を一覧表にし、又は地図上に示したものを市町村内の内部部局間で常時確認できるような状態にしておくなど、空家等の所在地について市町村内の関係部局が情報共有できる環境を整備するよう努めるものとする。なお、データベースの整備に際しては、必ずしも電子媒体による必要はなく、各市町村の判断により、紙媒体によることも可能である。

このデータベースには空家等の所在地、現況、所有者等の氏名などについて記載することが考えられるが、これらに加えて、空家等のうち特定空家等に該当するものについては、データベース内に特定空家等に該当する旨並びに市町村長による当該特定空家等に対する措置の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。

なお、上記情報については、空家等の所有者等の了解なく市町村内から漏えいすることのないよう、その取扱いには細心の注意を払う必要がある。また、市町村によっては、その区域内の空家等に関する全ての情報についてデータベース化することが困難な場合も考えられる。そのような場合であっても、特定空家等に係る土地については、8(2)で述べたとおり固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される場合があり、また、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる家屋の敷地に対しては、そもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されないこととなるため、その点で税務部局と常に情報を共有する必要があることから、少なくとも特定空家等に該当する建築物等についてはデータベース化することが必要である。

また、法第11条に基づきデータベース化の対象とされた空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する」空家等については、その対象から除外されている。これは、いわゆる空き物件に該当する空家等については、宅地建物取引業者等により適切に管理されていると考えられる上、空き物件たる空家等の活用もこれら業者等により市場取引を通じて図られることから、市町村による空家等対策の対象とする必要性が小さく、したがってデータベースの対象とする実益に乏しいと考えられるためである。しかしながら、たとえ空き物件に該当する空家等であったとしても、

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、この法律の趣旨及び目的に照らし、市町村がその実態を把握しておくことが適切であると考えられることから、本条に基づくデータベースの対象となる。

5 空家等対策計画の作成

空家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を作成することが望ましい。

法第6条第1項に基づき、市町村が空家等対策計画を定める場合、同計画には①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項、⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、⑧空家等に関する対策の実施体制に関する事項及び⑨その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする(同条第2項)。

空家等対策計画に定めるべき各項目の具体的な内容及び特に重要となる記載事項については22で示すとおりであるが、同計画を定めるに当たっては、各市町村における空家等対策の全体像を住民が容易に把握することができるようにするとともに、空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等がもたらす諸問題について広く住民の意識を涵養^{かん}するように定めることが重要である。この観点から、空家等対策計画については定期的にその内容の見直しを行い、適宜必要な変更を行うよう努めるものとする。

6 空家等及びその跡地の活用の促進

空家等対策を推進する上では、各市町村がその跡地も含めた空家等を地域資源として利活用すべく、今後の空家等の活用方策を検討することも重要である。このような観点から、法第13条は「市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。」と規定されている。

空家等の中には、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から、所有者等以外の第三者が利活用することにより、地域貢献などに有効活用できる可能性のあるものも存在する。

空家等を有効に利活用するため、例えば、利活用可能な空家等又はその跡地の情報を市町村が収集した後、当該情報について、その所有者の同意を得た上で、イ

インターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて、広く当該空家等又はその跡地を購入又は賃借しようとする者に提供することが想定される。その際、都道府県又は市町村は空き家バンク等の空家等情報を提供するサービスについて宅地建物取引業者等の関係事業者団体との連携に関する協定を締結することや「全国版空き家・空き地バンク」に参画することが考えられる。

また、空家等を市町村等が修繕した後、地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居等として当該空家等を活用することも考えられる。その際、空家等の用途変更に当たっては、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法（平成16年法律第110号）、消防法（昭和23年法律第186号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）等の関係法令を遵守するものとする。

さらに、空家等の跡地については、市街地環境の向上に資する敷地整序の促進、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネートや土地所有者等に代わる管理などの機能を担うランドバンクの取組との連携、所有者不明土地等対策との連携により、地域のまちづくりにおいて有効活用することが期待でき、例えば、漁業集落等の狭隘な地区における駐車場や広場として活用することも考えられる。

なお、空家等の利活用方策については、空家等対策計画の実施に関する課題であることから、その検討を行う場として協議会を積極的に活用することが考えられる。

7 特定空家等に対する措置の促進

特定空家等は、法第2条第2項に定義するとおり、例えば現に著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態にあるもののほか、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見されるものも含むものであり、広範な空家等について特定空家等として法に基づく措置を行うことが可能である。市町村長は、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る観点から、このような特定空家等の状態に応じて必要な措置を講ずることが望ましい。なお、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等について参考となる考え方の例や、特定空家等の状態に応じた措置のあり方については、ガイドラインにおいて定めている。

特定空家等に該当する建築物等については、市町村長は、建築物等の詳細な現状を把握し、周辺的生活環境の保全を図るためにどのような措置が必要となるか

について迅速に検討するため、法第9条第2項に基づき、市町村職員又はその委任した者（例えば建築士や土地家屋調査士など）に特定空家等に該当すると認められる空家等に対して立入調査をさせることができる。また、この調査結果に基づき、市町村長は特定空家等の所有者等に対し、必要な措置を助言・指導、勧告及び命令することができる（法第14条第1項から第3項まで）とともに、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限内に完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、本来特定空家等の所有者等が履行すべき措置を代執行することができる（同条第9項）。この他、法第14条は特定空家等の所有者等に対して市町村長が必要な措置を命ずる際に講ずるべき手続（同条第4項から第8項まで並びに同条第10項及び第11項）、所有者等を市町村長が確知することができない場合における代執行に関する規定（同条第10項）等を定めている。これに加え、空家等の所有者等の所在を特定できない場合又は所有者が死亡しており相続人のあることが明らかではない場合（相続人全員が相続放棄をして相続する者がいなくなった場合を含む。）に必要な措置を講じるに当たっては、財産管理制度を活用するために、市町村長が民法（明治29年法律第89号）第25条第1項の不在者財産管理人又は同法第952条第1項の相続財産管理人の選任の申立てを行うことも考えられる。

法第9条第2項に基づく立入調査及び法第14条に基づく措置は、いずれも空家等の所有者等にとっては強い公権力の行使を伴う行為を含むものである。このため、法第14条第1項に基づくガイドラインにおいて、どのような空家等が特定空家等に該当するか否かを判断する際に参考となる判断基準や市町村長が特定空家等の所有者等に対して必要な措置を助言・指導する段階から最終的には代執行を行うに至る段階までの基本的な手続の内容、特定空家等に残置された動産の取扱い等について定めている。各市町村長は、必要に応じてこのガイドラインを参照しつつ、各地域の実情に応じた特定空家等に関する対策に取り組むこととする。

なお、特定空家等と認められる空家等に対して立入調査や必要な措置を講ずるに当たっては、市町村においては、建築・住宅・景観・まちづくり部局、税務部局、法務部局、消防部局、防災・危機管理部局、環境部局、水道部局、商工部局、市民部局、財政部局等の関係内部部局間の連携が一層求められる。

8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

(1) 財政上の措置

法第15条第1項においては「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

具体的には、例えば一(2)④で述べたような財政上の措置を国として講ずることとする。また、空家等を活用するに当たり必要となる費用の一部を市町村を通じて、又は都道府県から直接、それぞれ予算支援している都道府県も存在する。

以上を踏まえつつ、地域活性化や良好な居住環境の整備を促進する観点から、空家等の利活用や除却等を始めとする空家等対策に取り組む市町村を支援するため、国及び都道府県においては、市町村による空家等対策の実施に要する費用に対して引き続き財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 税制上の措置

法第15条第2項においては「国及び地方公共団体は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

①空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置(所得税・個人住民税の特例)

平成26年に国土交通省が実施した空家実態調査(平成27年11月20日公表)によれば、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家(住宅・土地統計調査における「その他の住宅」に該当する空き家)の約75%は旧耐震基準の下で建築されたものであり、また平成25年における住宅の耐震化の進捗状況の推計値として国土交通省が平成27年6月に公表した数値を考慮すると、そのような空き家のうち約60%が耐震性のない建築物であると推計されている。加えて、上述の平成26年空家実態調査によれば、居住用家屋が空き家となる最大の契機が相続時であることも判明している。

このような実態を踏まえ、空き家が放置され、その結果周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止する観点から、空き家の最大の発生要因である相続に由来する古い空き家及びその敷地の有効活用を促進することにより空き家の発生を抑制するため、租税特

別措置法(昭和32年法律第26号)等において、税制上の特例措置が講じられている(平成28年4月1日創設)。具体的には、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く。))であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。)及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に譲渡(当該相続の開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が1億円を超えるもの等を除く。)をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用する(ただし、当該譲渡の対価の額と当該相続の時から当該譲渡をした日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に当該相続人が行った当該被相続人居住用家屋と一体として当該被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が1億円を超える場合を除く。)(租税特別措置法第35条第3項から第10項まで及び第13項。なお、個人住民税については地方税法附則第34条第2項及び第5項並びに第35条第2項及び第6項)。また、令和元年度(平成31年度)税制改正により、平成31年4月1日以降の譲渡については、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋は、一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋として本特例措置を適用することとされた。なお、本特例措置に関する事務手続等の詳細については、別途通知で定めている。

②「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の取扱い(固定資産税・都市計画法)

現在、人の居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第349条の3の2及び第702条の3に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税の課税標準額を6分の1(200㎡以下の部分の敷地)又は3分の1(200㎡を超える部分の敷地)とするとともに、その都市計画法の課税標準額を3分の1(200㎡以下の部分の敷地)又は3分の2(200㎡を超える部分の敷地)とする特例措置(固定資産税等の住宅用地特例)が講じられている。

この固定資産税等の住宅用地特例が、管理状況が悪く、人が住んでいない家屋の敷地に対して適用されると、比較的地価が高い地域においては当該家屋を除却した場合*と比べて固定資産税等が軽減されてしまうため、空き家の除却や適正管理が進まなくなる可能性があるとの指摘が存在する。

※ 固定資産税等の住宅用地特例が適用されない場合の税額は、課税標準額の上限を価格の7割とするなどの負担調整措置及び各市町村による条例減額制度に基づき決定されることとなる。

空家等の中でも、特定空家等であって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合には法に基づく措置の対象となるものであり、その除却や適正管理を促すことは喫緊の課題である。以上を踏まえ、地方税法において、固定資産税等の住宅用地特例の対象から、法第14条第2項の規定により所有者等に対し勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地を除くこととされている（地方税法第349条の3の第1項等）。なお、一7で述べたとおり、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等についても、その所有者等に対し法第14条第2項の規定に基づく勧告を行うことが可能である。

また、あわせて、家屋の使用若しくは管理の状況又は所有者等の状況等から客観的にみて、当該家屋について、構造上住宅と認められない状況にある場合、使用の見込みはなく取壊しを予定している場合又は居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、住宅には該当しないものであるため、そうした家屋の敷地についてはそもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されない。したがって、空家等対策で得られた情報について、税務部局（特別区にあっては東京都の税務部局）と情報共有し、連携して必要な対応を行うことが重要となる。

二 空家等対策計画に関する事項

市町村は、協議会を設置した場合には当該協議会の構成員等から意見を聴取するとともに、必要に応じて都道府県からの情報提供や技術的な助言を受けつつ、各市町村の区域内で必要となる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、本基本指針に即して、法第6条第2項に掲げる事項を定めた空家等対策計画の作成を推進する。

その際、一3（1）及び（2）で述べたとおり、各市町村内における空家等の実態を的確に把握した上で、空家等対策計画における目標を設定するとともに、定

期的に当該目標の達成状況を評価し、適宜同計画の改定等の見直しを行うことが望ましい。

1 効果的な空家等対策計画の作成の推進

効果的な空家等対策計画を作成するためには、各市町村内における防災、衛生、景観等の空家等がもたらす問題に関係する内部部局が連携し、空家等に関する対策を分野横断的に記載した総合的な計画を作成することが重要である。また、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対処するだけでなく、こうした空家等のそもそもの増加を抑制する観点から、三で述べるような施策等も含めた形で作成することが望ましい。

2 空家等対策計画に定める事項

（1）空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

各市町村における空家等に関する対策について、各市町村長が把握した空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況や、これまでに講じてきた空家等対策等を踏まえ、空家等に関する政策課題をまず明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類（例えば空き住居、空き店舗など）や今後の空家等に関する対策の取組方針について記載する。

特に、空家等対策の対象地区を定めるに当たっては、各市町村における空家等の数や分布状況を踏まえ、空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区として定めることが考えられる。また、対象とする空家等の種類は、市町村長による空家等調査の結果、どのような種類の建築物が空家等となっていたかを踏まえ、重点対象地区を定める場合同様、どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示することが考えられる。

これらの記載により、各市町村における空家等対策の今後の基本的な方針を、住民にとって分かりやすいものとして示すことが望ましい。

なお、空家等対策計画の作成に当たっては、必ずしも各市町村の区域全体の空家等の調査を行うことが求められるわけではない。例えば、各市町村における中心市街地や郊外部の住宅団地等の中で、既に空家等の存在が周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている地域について先行的に空家等対策計画を作成し、その後必要に応じて順次同計画の対象地区を拡大していく方法も考えられる。

(2) 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、各市町村における空家等の実態に応じて異なることが想定されるが、関連する既存の計画で定めている期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を取りつつ設定することが考えられる。なお、計画期限を迎えるごとに、各市町村内における空家等の状況の変化を踏まえ、空家等対策計画の改定等を検討することが重要である。

(3) 空家等の調査に関する事項

各市町村長が法第9条第1項に基づき当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うに当たって必要となる事項を記載する。具体的には、例えば空家等の調査を実際に実施する主体名、対象地区、調査期間、調査対象となる空家等の種類、空家等が周辺に及ぼしている悪影響の内容及び程度その他の調査内容及び方法を記載することが考えられる。

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

一 1 (2) ①で述べたとおり、空家等の適切な管理は第一義的には当該空家等の所有者等の責任において行われるべきことを記載するとともに、空家等の所有者等に空家等の適切な管理を促すため、例えば各市町村における相談体制の整備方針や、空家等の利活用に関心を有する外部の者と当該空家等の所有者等とのマッチングを図るなどの取組について記載することが考えられるほか、空家等の所有者等の意識の涵養^{かんよう}や理解増進に資する事項を記載することが考えられる。

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

一 6で述べたとおり、各市町村において把握している空家等の中には、修繕等を行えば地域交流や地域活性化の拠点として利活用できるものも存在し、また利活用する主体は当該空家等の所有者等に限定されていない。例えば各市町村が把握している空家等に関する情報を、その所有者の同意を得た上でインターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて広く外部に提供することについて記載することが考えられる。その際、空き家バンク等の空家等情報を提供するサービスにおける宅地建物取引業者等の関係事業者団体との連携に関する協定が締結されている場合には、その内容を記載することも考えられる。また、当該空家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住

居等として活用する際の具体的な方針や手段について記載することも考えられる。当該空家等の跡地についても、市街地環境の向上に資する敷地整序の促進、ランドバンクの取組や所有者不明土地等対策との連携により地域のまちづくりにおいて有効活用することに加え、例えば、漁業集落等の狭隘^{あひ}な地区における駐車場や広場として活用する際の具体的な方針や手段について記載することも考えられる。

(6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

各市町村長は、特定空家等に該当する建築物等の状態や特定空家等が地域住民の生活環境に及ぼしている影響の程度等の観点から、特定空家等に対してどのような措置を講ずるのかについて方針を示すことが重要である。具体的には、必要に応じてガイドラインの記載事項を参照しつつ、例えば各市町村長が特定空家等であることを判断する際の基本的な考え方や、特定空家等に対して必要な措置を講ずるか否かについての基本的な考え方やその際の具体的な手続等について記載することが望ましい。

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

一 2 (3) で述べたとおり、各市町村に寄せられる空家等に関する相談の内容としては、例えば空家等の所有者等自らによる空家等の今後の利活用方針に関するものから、空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する周辺住民による苦情まで幅広く考えられる。そのような各種相談に対して、各市町村はできる限り迅速に回答するよう努めることとし、例えば各市町村における相談体制の内容や住民に対する相談窓口の連絡先について具体的に記載することが望ましい。

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等がもたらす問題は分野横断的で多岐にわたるものであり、各市町村内の様々な内部部局が密接に連携して対処する必要のある政策課題であることから、例えばどのような内部部局が関係しているのかが住民から一覧できるよう、各内部部局の役割分担、部署名及び各部署の組織体制、各部署の窓口連絡先等を記載することが考えられる。また、協議会を組織する場合や外部の関係団体等と連携する場合については、併せてその内容を記載することが望ましい。

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(1) から (8) までに掲げる事項以外に、各市町村における空家等の実情に応じて必要となる支援措置や空家等対策を推進するための数値目標、空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて空家等対策計画を見直す旨の方針等について記載することが考えられる。

3 空家等対策計画の公表等

法第6条第3項において、「市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」ものとされている。公表手段は各市町村の裁量に委ねられているが、単に各市町村の公報に掲載するだけでなく、例えばインターネットを用いて公表するなど、住民が空家等対策計画の内容について容易に知ることのできる環境を整備することが重要である。

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進

適切な管理がその所有者等によってなされない空家等は、周辺地域に悪影響を及ぼす要因となるものと考えられることから、空家等の適切な管理を行うことの重要性、管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題及びそれに対処するために作成した空家等対策計画の内容については、空家等の所有者等に限らず、広く住民全体で共有されることが望ましい。このような観点からは、例えば、空家等対策計画の公表に合わせて、空家等の適切な管理を行うことの重要性や管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題について広報を行ったり、協議会における協議の内容を住民に公開したりする等により、空家等の適切な管理の重要性や空家等の周辺地域にもたらす諸問題への関心を広く惹起し、地域全体でその対処方を検討・共有できるようにすることが望ましい。

2 空家等に対する他法令による諸規制等

空家等については、この法律に限らず、例えば建築基準法、消防法、道路法(昭和27年法律第180号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等各法律の目的に沿って適正な運用を図る一環から、適切な管理のなされていない空家等について必要な措置が講じられる場合も考えられる。例えば、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、空家等に対して災害

対策基本法第62条第1項及び第64条第2項の規定に基づき必要な措置を講じることが可能となる場合もある。関係法令の適用を総合的に検討する観点からも、各市町村においては一2(1)で述べたとおり、市町村の区域内の空家等の所在、所有者等について内部部局間で広く情報共有を図り、空家等対策について内部部局間の連携を取りやすい体制を整備することが重要である。

3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

空家等対策を講ずる上では、単に周辺地域に悪影響を与える管理不全の空家等に対して、この法律を始めとする2で述べたような関係法令に基づき必要な措置を講ずるだけでなく、空家等のそもそもの発生若しくは増加を抑制し、又は空家等の他用途の施設への転用等による利活用を図ることも重要である。また、地方創生や中心市街地の活性化、コンパクトシティ施策等と空き家対策の一体的な推進、空き家を活用した新たなビジネスの創出の促進等により、立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進を図る取組も重要となる。

(1) 空家等の発生又は増加の抑制等に資する施策

第一義的には、空家等の所有者等が自らの責任において空家等の適切な管理に努めるべきものであることに鑑み、空家等をそもそも発生させない、又は空家等の増加を抑制する観点から、例えば1で述べたように、空家等の適切な管理を行うことの重要性、管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題及びそれに対処するための総合的な方針について所有者等の意識の涵養や理解増進を図るとともに、空家等となることが見込まれる住宅の所有者等へ適切な管理についての注意喚起を行う取組を進めることが重要である。あわせて、一8(2)で述べた空家等の発生を抑制するための税制上の措置の的確な運用、また一2(3)で述べたように、空家等の所有者等、外部からの空家等への移住希望者、関係民間団体等との連携の下、空家等の売買・賃貸、適正管理、除却等などの幅広いニーズを掘り起こす取組を促すことが考えられる。

(2) 空家等の利活用、除却等に対する支援施策

現在、空家等の所有者等だけでなく、各市町村の住民や外部からの移住希望者等が空家等を利活用し、又は除却等する取組を促す観点から、例えば空家等のリフォームの普及・促進、空家等の他用途の施設(地域活性化施設、地域間交流拠点施設、社会福祉施設、店

舗等)への転用、多様な二地域居住・多地域居住の推進のための空家等の利活用、地方公共団体と民間団体等が連携した古民家の活用、空家等そのものの除却等を促すための各種財政支援策が用意されている。各市町村においては、これらの支援策を活用しながら、空家等の有効活用策の選択肢を少しでも広げて住民等に提示することも重要である。

3. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)

はじめに

平成 26 年 11 月 27 日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)においては、空家等(法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。)の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、法第 4 条において、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置付けられている。法に基づく空家等対策の基本的な考え方については、法第 5 条第 1 項に基づく空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本指針」という。)により示されている。法に基づく空家等対策のうち、特に、特定空家等(法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。)については、法第 14 条各項において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が当該特定空家等の所有者等に対して講ずることができる措置が規定されている。市町村長は、周辺の生活環境の保全を図るために必要があると認められるときは、速やかに特定空家等の所有者等に対し、適切な措置を講ずべきである。他方、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、法第 14 条第 14 項の規定に基づき、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針(以下「ガイドライン」という。)を定めるものである。本ガイドラインは、市町村が特定空家等の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各市町村において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により特定空家等に対応することが適当である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、法第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく特定空家等

に対する助言・指導及び勧告については、本ガイドラインにおいては行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)上の関連規定を示しているところ、同法第 3 条第 3 項により市町村が行う行政指導については同法第 4 章の規定が適用除外とされていることから、実務的には本ガイドラインを参考としつつ、各市町村が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本ガイドラインは、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第 1 章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

空家等の定義の解釈は、基本指針一 3 (1) に示すとおりである。特定空家等は、この空家等のうち、法第 2 条第 2 項において示すとおり、以下の状態にあると認められる空家等と定義されている。

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特定空家等のうち(イ)又は(ロ)については、現に著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態の空家等のみならず、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等も含めて、幅広く対象と判断することのできるものであることに留意が必要である。

空家等を特定空家等として判断した後、法に基づき、特定空家等に対する措置を講じるに当たっては、当該特定空家等の状態及び当該特定空家等が周辺の生活環境に及ぼす影響の程度に応じて適切な対応を行う必要がある。上述したように、特定空家等については幅広く対象と判断することのできるものであるため、周辺の生活環境への悪影響が顕在化する前の段階において所有者等による自主的な対応を促す観点から、そのまま放置すれば将来的に周辺の生活環境への悪影響が顕在化することが予見されるものとして早期に特定空家等として判断し、

所有者等に対する法第 14 条に基づく助言又は指導を開始することも考えられる。

なお、基本指針一 3 (1) のとおり、法第 2 条第 1 項の「建築物」とは、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 号の「建築物」と同義であるが、外見上はいわゆる長屋等であっても、隣接する住戸との界壁が二重となっているなど、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、同項のいう建築物に該当する。

2. 具体の事案に対する措置の検討

(1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等

適切な管理が行われていない空家等のうち、特定空家等と認められるものに対して、法の規定を適用した場合の効果等について概略を整理する。

イ 「特定空家等に対する措置」の概要

市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導 (法第 14 条第 1 項)、勧告 (同条第 2 項) 及び命令 (同条第 3 項) することができるとともに、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) の定めるところに従い、当該措置を自らし、又は第三者をしてこれをさせることができる (同条第 9 項)。

また、市町村長は、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる (同条第 10 項、いわゆる略式代執行)。

ロ 「特定空家等に対する措置」の手順

法に定める特定空家等として、法の規定を適用する場合は、法第 14 条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。これは、特定空家等の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある…と認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該特定空家等の所有者等に

対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続を踏む趣旨である。

また、1. のとおり、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態となることが予見される空家等については幅広く特定空家等に該当するものと判断し、周辺的生活環境への悪影響が顕在化する前の段階から、法第 14 条に基づく助言又は指導を行い、改善がなされない場合には勧告を行った上で、必要に応じて命令等の実施を検討することも考えられる。

なお、法と趣旨・目的が同様の各市町村における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定している場合、上記のように慎重な手続を踏むこととした法の趣旨に反することとなるため、当該条例の命令に関する規定は無効となると解される。

ハ 固定資産税等の住宅用地特例に関する措置

特定空家等に該当する家屋に係る敷地が、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象であって、法第 14 条第 2 項に基づき、市町村長が当該特定空家等の所有者等に対して除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 349 条の 3 の 2 第 1 項等の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。

なお、家屋の使用若しくは管理の状況又は所有者等の状況等から客観的にみて、当該家屋について、構造上住宅と認められない状況にある場合、使用の見込みはなく取壊しを予定している場合又は居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、当該家屋が特定空家等に該当するか否かに関わらず、住宅には該当しないものであるため、そうした家屋の敷地についてはそもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されない。したがって、空家等対策で得られた情報について、税務部局 (特別区にあっては都。以下同じ。) と情報共有し、連携して必要な対応を行うことが重要となる。

（２）行政の関与の要否の判断

市町村の区域内の空家等に係る実態調査や、地域住民からの相談・通報等により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体の事案を把握した場合、まず、当該空家等の状態やその周辺的生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断する必要がある。

（３）他の法令等に基づく諸制度との関係

空家等に係る具体の事案に対し、行政が関与すべき事案であると判断された場合、どのような根拠に基づき、どのような措置を講ずべきかを検討する必要がある。適切な管理が行われていない空家等に対しては、法に限らず、他法令により各法令の目的に沿って必要な措置が講じられる場合が考えられる。例えば、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物に対する建築基準法に基づく措置や、火災予防の観点からの消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく措置のほか、立木等が道路に倒壊した場合に道路交通の支障を排除する観点からの道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく措置、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合に応急措置を実施する観点からの災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく措置、災害における障害物の除去の観点からの災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく措置などである。状況によっては、措置の対象物ごとに異なる諸制度を組み合わせることも考えられる。各法令により、目的、講ずることができる措置の対象及び内容、実施主体等が異なることから、措置の対象となる空家等について、その物的状態や悪影響の程度、危険等の切迫性等を総合的に判断し、手段を選択する必要がある。

3. 所有者等の特定

空家等の所有者等の特定方法としては、不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認等と併せ、地域住民への聞き取り調査等が行われているところである。

これらに加え、法第 10 条により、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限

度において内部利用できる（同条第 1 項）（特別区においては、区長からの提供の求めに応じて、都知事が当該情報の提供を行う（同条第 2 項））ほか、関係する地方公共団体の長等に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる（同条第 3 項）こととされたことから、市町村長は、所有者等の特定に当たって、これらの規定を適宜活用することが考えられる。

（１）所有者等の特定に係る調査方法等

所有者等の特定に当たり想定される調査方法は主に、

- ・登記情報（所有権登記名義人等の氏名及び住所）の確認
- ・住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの確認（所有権登記名義人等の現住所・転出・生存状況の確認）
- ・戸籍の確認（法定相続人の確認）
- ・固定資産課税台帳の記載事項の確認（所有者等の氏名及び住所）
- ・親族、関係権利者等への聞き取り調査
- ・必要に応じて実施する居住確認調査
- ・水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査
- ・公的機関（警察・消防等）の保有情報の有無の確認
- ・その他（市町村の関係する部局において把握している情報の確認、家庭裁判所への相続放棄等の申述の有無の確認等）

が想定されるが、これらの調査に要する人員、費用、時間等を考慮してケースごとに必要性を判断する必要があると考えられる。空家等の所有者等の特定に係る調査手順の例を〔別紙 5〕に示す。また、所有者等の特定に係る調査や登記関係業務等に関し、専門的な知識が必要となる場合には、司法書士、行政書士又は土地家屋調査士等の活用が有効である。

また、空家等について、相続に伴う登記手続が一代又は数代にわたりなされていない場合や相続人が多数となる場合等において相続人全員の所在が容易には判明しないときは、当該空家等への対応の緊急性等を勘案して、例えば判明した一部の所有者等に対して先行して必要な対応を行う旨の助言を行う等の対応も考えられる。また、相続人が多数となる場合にあっては、相続人の意向確認を行うに当たり、例えば、相続人のうちの特定の者に連絡役を依頼する方法、相続放棄を利用する方法、相続分を他の共有者等に譲渡してもら

う方法により現在の所有者等の特定に係る事務や所有者等の特定後の対応を効率的に進めることが考えられる。

なお、所有者等が法人であることが判明し、当該法人が事業活動を行っていないと思われる場合は、当該法人の事業状況や代表者を把握するため、法人登記簿に記載されている代表者や役員、清算人等について自然人と同様の調査を行うことが考えられる。

(2) 国外に居住する所有者等の特定に係る調査手法等

(1) の調査において所有者等が国外に居住していることが判明した場合には、それまでの調査の過程でその氏名及び住所が判明した親族等の関係者への郵送等による照会等を行うとともに、市町村が法第 10 条第 3 項に基づく求めとして行う外務省の調査を利用することが考えられる。なお、当該調査を利用する際には、十分な資料が求められることに留意が必要となる。

また、所有者等が国内又は国外に居住する外国籍の者であることが判明した場合には、親族、関係権利者等（国外に居住する場合にあっては、納税管理人を含む。）への聞き取り調査等を行うほか、法第 10 条第 3 項に基づき、住居地の市町村への外国人住民登録の照会、東京出入国在留管理局への出入国記録や外国人登録原票の照会を行うことが考えられる。

(3) 所有者等の所在を特定できない場合等の措置

(1) 及び (2) の調査手法によってもなお、空家等の所有者等の所在を特定できない場合又は所有者が死亡しており相続人のあることが明らかではない場合（相続人全員が相続放棄をして相続する者がいなくなった場合を含む。）において、当該空家等が特定空家等に該当する場合にあっては、法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行を行うことができる。そのほか、所有者等が自然人であるときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 25 条第 1 項又は第 952 条第 1 項に基づく財産管理制度を活用して、利害関係人等が家庭裁判所に不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行った上で、市町村が、家庭裁判所により選任された不在者財産管理人又は相続財産管理人を名宛人として法第 14 条に基づく措置（同条第 9 項に基づく行政代執行を含む。）を行うことも考えられる。

借地上的建築物等の所有者等の所在が特定できない場合等は、敷地の所有者等が利害関係人として不在者財産管理人等の選任の申立てを行うことも考えられる。

また、当該空家等が特定空家等に該当しない場合であっても、不在者財産管理人又は相続財産管理人が家庭裁判所へ権限外行為許可の申立てを行い、許可を得て、当該空家等の売却処分・無償譲渡等の処分行為等を行うことが可能な場合がある。

なお、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立ては、民法の規定に基づき利害関係人等が行うが、例えば、市町村が当該空家等の所有者等に対して債権を有しない場合や法第 14 条に基づく特定空家等と認める手続を行っていない場合であっても、法に基づく措置の主体である市町村における申立てが認められる場合がある。

また、当該空家等の敷地が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する所有者不明土地に該当し、その適切な管理のため特に必要があると認められる場合には、同法第 38 条に基づき市町村長は不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てを行うことも考えられる。

所有者等である法人が解散をしている場合等は、原則として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）等の根拠法に基づく清算制度を活用して、解散後に存続する財産について清算を進めることとされている。清算人の全員について死亡が確認された場合等において空家等の譲渡を行うときなど、必要な場合には、地方裁判所に対して利害関係人等が清算人の選任の申立てを行うことが考えられる。

(4) 具体的な調査方法等に係る留意事項

法第 10 条に定める市町村長が内部利用等できる情報のうち、固定資産課税台帳に記載された情報の内部利用等の取扱いについては、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付 国住備第 943 号・総行地第 25 号）を参照されたい。

また、日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合は、日本郵便株式会社から当該情報の提供を受けることが可能となる要件等を記載した「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）の解説」（令和 2 年 3 月 1 日総務省）を参考にされたい。

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、空家等の物的状態が第1章1.の(イ)～(ニ)の各状態であるか否かを判断するとともに、当該空家等がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定空家等は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまない。特定空家等に対する措置を講ずるか否かについては、下記(1)を参考に特定空家等と認められる空家等に関し、下記(2)に示す事項を勘案して、総合的に判断されるべきものである。なお、その際、法第7条に基づく協議会等において学識経験者等の意見を聞くことも考えられる。

(1) 「特定空家等」の判断の参考となる基準

空家等の物的状態が第1章1.の(イ)～(ニ)の各状態であるか否かの判断に際して参考となる基準について、〔別紙1〕～〔別紙4〕に示す。

なお、第1章1.の(イ)又は(ロ)の「おそれのある状態」については、そのまま放置した場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではないことに留意されたい。また、第1章1.の(イ)～(ニ)に示す状態は、例えば外壁が腐朽して脱落することにより保安上危険となるおそれのある空家等が地域の良好な景観を阻害している場合のように、一件の特定空家等について複数の状態が認められることもあり得る。

(2) 「特定空家等に対する措置」の判断の参考となる基準

① 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か

特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、当該空家等の立地環境等地域の特性に応じて、悪影響が及ぶ範囲を適宜判断することとなる。

例えば、倒壊のおそれのある空家等が狭小な敷地の密集市街地に位置している場合や通行量の多い主要な道路の沿道に位置している場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に被害が及びやすく、特定

空家等に対する措置を講ずる必要性が高く、また、例えば、直ちに屋根、外壁等の脱落、飛散等のおそれはないがこれらの部位が損傷している場合等は、現に周辺への被害が顕在化している状態ではないものの、そのまま放置すれば周辺に被害が及ぶおそれが予見されることから、早期の段階から特定空家等に対する措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

② 悪影響の程度と危険等の切迫性

特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の建築物や通行人等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、気候条件等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を適宜判断することとなる。例えば、樹木が繁茂し景観を阻害している空家等が、景観保全に係るルールが定められている地区内に位置する場合は、特定空家等に対する措置を講ずる必要性が高く、また、老朽化した空家等が、大雪や台風等の影響を受けやすい地域に位置する場合等は、そのまま放置した場合の危険等の切迫性の高さに鑑みて周辺環境への悪影響が顕在化する前の早期の段階から特定空家等に対する措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

第3章 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置は、行政指導である助言又は指導(法第14条第1項)及び勧告(同条第2項)、不利益処分である命令(同条第3項)、代執行(同条第9項)、過失がなく必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができないときのいわゆる略式代執行(同条第10項)とに大別される。このうち、命令については、行政手続法第3章(不利益処分。ただし、同法第12条(処分の基準)及び第14条(不利益処分の理由の提示)を除く。)の規定を適用除外とし(法第14条第13項)、法において特例を定めている点に留意されたい(詳述は本章5.を参照)。

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

空家等の所有者等は当該空家等の所在地と異なる場所に居住していることから、自らが所有する空家等の状態を把握していない可能性や、空家等を相続により取得した等の事情により、自らが当該空家等の所有者であることを認識していない可能性等も考えられる。

したがって、適切な管理が行われていない空家等について、まずは所有者等に連絡を取り、当該空家等の現状を伝えるとともに、当該空家等に関する今後の改善方策に対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めることが望ましい。その際は、必ずしも書面で行う方法のみによる必要はなく、対面や電話等の通信手段を選択することも考えられる。

上記の事情把握は、必ずしも法第 14 条に基づく法律上の行為として行う必要はなく、例えば所有者等であると考えられる者に対し、事実確認のために連絡を取るなど事実行為として行うことも考えられる。

また、当該空家等が特定空家等に該当すると考えられる場合であっても、直ちに法第 9 条第 2 項に基づく立入調査や法第 14 条第 1 項に基づく指導等の手続を開始するのではなく、把握した当該特定空家等の所有者等の事情を勘案し、具体的な対応方策を検討することが考えられる。例えば、

- ・所有者等に改善の意思はあるものの、その対応方策が分からない
- ・遠隔地に居住しているために、物理的に自ら対策を講ずることができない
- ・経済的な対応の余地はあるが、身体的理由等により対応が困難である

等の場合には、状況に応じて、空家等の除却、改修、管理等に関する相談窓口や活用できる助成制度を紹介すること等により、解決を図ることも考えられる。

一方、危険が切迫している等周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、市町村長は所定の手続を経つつも法第 14 条に基づく勧告、命令又は代執行に係る措置を迅速に講ずることが考えられる。

2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備

(1) 立入調査（法第 9 条第 2 項～第 5 項）

市町村長は、法第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の市町村長は、法第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる（法第 9 条第 2 項）。この立入調査は、例えば、外見上危険と認められる空家等について措置を講じようとする場合、外観目視による調査では足りず、敷地内に立ち入って状況を観察し、建築物に触れるなどして詳しい状況を調査し、必要に応じて内部に立ち入って柱や梁等の状況を確認する必要がある

ある場合に実施するものである。なお、立入調査は、必要最小限度の範囲で行うべきものである。

また、立入調査結果が、必ずしも法第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による措置に結びつかなくとも、特定空家等に該当する可能性があるか認められるか否か、当該空家等に対する措置を講ずる必要があるか否か、あるとすればどのような内容の措置を講ずべきか等を確かめようとすることは、目的が正当なものであるとして許容されるものと解される。一方、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的を達成し得る場合には、不必要に立入調査を実施することは認められない。

イ 所有者等に対する事前の通知

市町村長は、空家等と認められる場所に立入調査を行おうとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない（法第 9 条第 3 項本文）。この「5 日」の期間の計算については、期間の初日は参入しないものと解される。

特に、1. により、空家等の所有者等と連絡が取れなかった場合には、空家等の所有者等は、当該空家等の状況を把握していない可能性があることから、事前の通知に当たって所有者等と連絡が取れた際には、立入調査の根拠のほか、立入調査をしようとするに至った理由等について、十分に説明するよう努めるべきである。また、立入調査を行う際、所有者等の立会いを得ることは、立入調査を円滑に実施することができるとともに、関係者が当該空家等の状況や所有者等の事情等を共有することで、対応方針の早期決定につながることを期待されることから、有用であると考えられる。

一方、所有者等に対し通知することが困難であるときは通知は要しない（法第 9 条第 3 項ただし書）。

ロ 身分を示す証明書の携帯と提示

空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（参考様式 1）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない（法第 9 条第 4 項）。

ハ 留意事項

- (イ) 法に基づく立入調査は、相手方が立入調査を拒否した場合等の過料が定められている（法第 16 条第 2 項）が、相手方の抵抗を排除してまで調査を行う権限を認めるものではない。すなわち、明

示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。

- (甲) 法に基づく立入調査は行政調査であり、法「第14条第1項から第3項までの施行」という行政目的の達成のためにのみ認められるものであり、別の目的のために当該立入調査を行うことは認められない。特に、犯罪捜査のために行政調査を行うことは許されず、この点は法第9条第5項に明示されているところである。
- (イ) 空家等は、所有者等の意思を確認することが困難な場合があるところ、倒壊等の危険があるなどの場合に、空家等と認められる場所の門扉が閉じられている等敷地が閉鎖されていることのみをもって敷地内に立ち入れないとなると、法の目的が十分に達成できないおそれがある。また、立入調査を行っても、現に居住や使用がなされている建築物に比してそのプライバシーの侵害の程度は相対的に軽微である。このため、門扉が閉じられている等の場合であっても、物理的強制力の行使により立入調査の対象とする空家等を損壊させるようなことのない範囲での立入調査は許容され得るものと考えられる。
- (ニ) 空家等と認められるとして立ち入った結果、建物内に占有者がいる等使用実態があることが判明した場合は、当該建築物は特定空家等に該当しないこととなり、それ以降、立入調査を継続することはできない。この場合、占有者等の同意の下で社会通念上相当と認められる範囲で所有者等の確認等（例えば、所有者の確認、当該建築物をどのように使用しているのか等）を行うことは、法第9条第1項の調査として許容されるものと解される。なお、建築物等に立ち入った時点において当該建築物等が「空家等と認められる場所」であった以上、使用実態があることが判明する以前の立入調査は適法な行為である。

(2) データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供

法第11条に定める空家等に関するデータベースの整備等についての考え方は、基本指針4に示すとおり、特定空家等については、その所在地、現況、所有者等の氏名などに加えて、「特定空家等に対する措置の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。」とされているところである。

また、特定空家等に対する措置に係る事務を円滑に実施するためには、当該市町村の関係内部部局との連携が不可欠であることから、空家等施策担当部局は、必要に応じて特定空家等に関する情報を関係内部部局に提供し、共有することが望ましい。特に、法第14条第2項に基づき勧告がなされた場合、当該特定空家等に係る土地については、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されることとなるため、少なくとも税務部局に対しては、空家等施策担当部局から常に特定空家等に係る最新情報を提供し、税務部局の事務に支障を来すようなことがないようにしなければならない。

また、関係内部部局において所有者等の情報を含むデータベースを共有する場合は、個人情報情報が漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

(3) 特定空家等に関する権利者との調整

法第14条に基づき特定空家等に対する措置を講じようとする特定空家等について、その措置の過程で、抵当権等の担保物権や賃貸借契約による賃貸借権が設定されていること等が判明することが考えられる。この場合、同条に基づく特定空家等に対する措置は、客観的事情により判断される特定空家等に対してなされる措置であるため、命令等の対象となる特定空家等に抵当権等が設定されていた場合でも、市町村長が命令等を行うに当たっては、関係する権利者と必ずしも調整を行う必要はなく、基本的には当該抵当権者等と特定空家等の所有者等とによる解決に委ねられるものと考えられる。

3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導（法第14条第1項）

法に基づく特定空家等の措置は、当該特定空家等の所有者等に対する助言又は指導といった行政指導により、所有者等自らの意思による改善を促すことから始めることとされている。

(1) 特定空家等の所有者等への告知

イ 告知すべき事項

助言又は指導に携わる者は、その特定空家等の所有者等に対して、

- ・当該助言又は指導の内容及びその事由
- ・当該助言又は指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、助言又は指導後の対応として、

- ・助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該助言又は指導の責任者に報告すること
- ・助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、市町村長は勧告を行う可能性があること
- ・市町村長が勧告をした場合は、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されることとなること

についても、当該特定空家等の所有者等に対してあらかじめ示し、所有者等自らの改善を促すよう努めるべきである。

助言及び指導は、口頭によることも許容されているが、改善しなかった場合の措置を明確に示す必要がある場合には、書面で行うことが望ましい。

□ 助言又は指導の趣旨及び内容

特定空家等の所有者等は当該特定空家等の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、助言又は指導の趣旨を示す際には、根拠規定のみならず、

- ・どの建築物等が特定空家等として助言又は指導の対象となっているのか
- ・当該特定空家等が現状どのような状態になっているのか
- ・周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらしているか

等について、分かりやすく示すことが望ましい。

また、助言又は指導できる措置の内容は、当該特定空家等についての除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置であるが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態のいずれでもない特定空家等については、建築物等の全部を除却する措置を助言又は指導することはできないことに留意されたい（法第14条第1項括弧書き）。

（２）措置の内容等の検討

市町村長の助言又は指導により、その対象となった特定空家等の状態が改善された場合は、助言又は指導の内容は履行されたこととなるが、この場合においても、その履歴を記録しておくべきである。

一方、助言又は指導を受けた特定空家等が改善されないと認められるときは、市町村長は、当該特定空家等の所有者等に対し、繰り返し助言又は指導を行うべ

きか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第7条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該特定空家等の所有者等に係る個人情報外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

4. 特定空家等の所有者等への勧告（法第14条第2項）

（１）勧告の実施

市町村長は、法第14条第1項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる（同条第2項）。勧告を行う場合は、その特定空家等の所有者等に対して、

- ・当該勧告に係る措置の内容及びその事由
- ・当該勧告の責任者

を明確に示さなければならない。

また、勧告を行う際には、

- ・勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該勧告の責任者に報告すべきであること
- ・正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、市町村長は命令を行う可能性があること
- ・地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されること

についても併せて示すべきである。

勧告は、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該特定空家等の所有者等に明確に示す観点から、書面（参考様式2）で行うものとする。

また、勧告の送達方法について具体の定めはなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知得るべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

なお、市町村長が特定空家等に対して必要な措置に係る勧告を講ずるに当たり、特定空家等の所有者等が複数存在する場合には、市町村長が確知している当該

特定空家等の所有者等全員に対して勧告を行う必要がある。

市町村長による勧告を受けた特定空家等の建物部分とその敷地のいずれかが当該勧告後に売買等された結果として所有者等が変わってしまったとしても、当該勧告は建物部分とその敷地とを切り離すことなく特定空家等の所有者等に対して講じられた措置であり、売買等による変更のなかった所有者等に対する効力は引き続き存続することから、建物部分又はその敷地の所有者等のいずれかが当該勧告に係る措置を履行しない限り、当該勧告に伴う効果は継続する。なお、当然のことながら、このような場合において、新たに特定空家等の建物部分又はその敷地の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある（当然、助言又は指導から行う必要がある。）。

また、市町村長による勧告を受けた後に特定空家等が売買等により、建物部分とその敷地いずれについても所有者等が変わってしまった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の所有者等により講じられるべきであった措置の履行を促す観点から、新たに当該特定空家等の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある。その際、勧告の効力の有無は、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の適用関係に影響を与えるため、税務部局とも十分連携を図る必要がある。

イ 相当の猶予期限

相当の猶予期限」とは、勧告を受けた者が当該措置を行うことにより、その周辺の生活環境への悪影響を改善するのに通常要すると思われる期間を意味する。具体の期間は対象となる特定空家等の規模や措置の内容等によって異なるが、おおよそのところは、物件を整理するための期間や工事の施工に要する期間を合計したものを標準とすることが考えられる。

ロ 勧告に係る措置の内容

勧告に係る措置を示す際には、下記に留意されたい。

- (イ) 当該特定空家等の所有者等が、具体的に何をどのようにすればいいのかが理解できるように、明確に示す必要がある。すなわち、「壁面部材が崩落しそうで危険なため対処すること」といった概念的な内容ではなく、例えば「壁面部材が崩落しないよう、東側2階部分の破損した壁板を撤去すること」等の具体の措置内容を示すべきである。

また、建築物を除却する場合にあっても、建築物全部の除却なのか、例えば2階部分等一部の除却なのか等除却する箇所を明確に示す必要がある。

勧告に係る措置の内容が特定空家等の全部の除却であり、動産等（廃棄物を含む。以下「動産等」という。）に対する措置を含める場合は、勧告書（参考様式2）において、

- ・対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分等すべき旨
- ・特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令^{※1}に従って適切に処理すべき旨を明記することが望ましい。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）などが挙げられる。

- (ロ) 措置の内容は、周辺の生活環境の保全を図るといった規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。したがって、例えば改修により目的が達成され得る事案に対し、いたずらに除却の勧告をすることは不適切である。

(2) 関係部局への情報提供

市町村長が、法に基づき特定空家等の所有者等に対して勧告した場合には、2(2)に述べたとおり、速やかに税務部局等関係内部部局に情報提供を行うことが必要である。

5. 特定空家等の所有者等への命令（法第14条第3項～第8項）

市町村長は、上記勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる（法第14条第3項）。

イ 正当な理由

この「正当な理由」とは、例えば所有者等が有する権原を超えた措置を内容とする勧告がなされた場合等を想定しており、単に措置を行うために必要な金銭がないことは「正当な理由」とはならないと解される。

ロ 特に必要があると認めるとき

「特に必要があると認めるとき」とは、比例原則を確定的に規定したものであり、対応すべき事由がある場合において的確な権限行使を行うことは当然認められる。

ハ 相当の猶予期限

「相当の猶予期限」の解釈は、4（1）イの勧告における「相当の猶予期限」と同義である。

ニ 命令の形式

命令の形式については、命令の内容を正確に相手方に伝え、相手方への命令の到達を明確にすること等処理の確実を期す観点から、書面で行うものとする。

ホ 命令の送達方法

命令の送達方法について具体の定めはないが、勧告の送達方法に準じるものとする。

ヘ 法における特例手続

命令については、法第 14 条第 13 項により行政手続法第 12 条（処分基準）及び第 14 条（不利益処分の理由の提示）を除き、同法第 3 章（不利益処分）の規定を適用しないこととし、その代わりに法第 14 条第 4 項から第 8 項までに、命令を行う際に必要な手続を定めている。この手続の具体的内容として、措置を命じようとする者は、意見書を提出するだけでなく公開による意見の聴取を行うことを請求する権利も保障されている（法第 14 条第 5 項）。

（1）所有者等への事前の通知（法第 14 条第 4 項）

市町村長は、措置を命じようとする者又はその代理人に対し、あらかじめ所定の事項を記載した通知書（参考様式 3）を交付しなければならない。記載する事項は、

- ・ 命じようとする措置の内容及びその事由
- ・ 意見書の提出先
- ・ 意見書の提出期限

とされている（法第 14 条第 4 項）。

当該通知書を交付する相手は、「措置を命じようとする者又はその代理人」とされており、措置を命じようとする者が代理人を選任できることが明示的に示されている。

代理人は、当該命令に関する一切の行為をすることができるが、行政手続法第 16 条の規定を踏まえ、代理人の資格は書面で証明しなければならないとともに、

代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、書面でその旨を市町村長に届け出なければならない。

また、当該通知書においては、法第 14 条第 4 項に示す通知事項のほか、当該通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことが請求できること（同条第 5 項）について、あらかじめ示すことが望ましい。

なお、当該通知書の交付は、従前の命令の内容を変更しようとする場合も同様である。

イ 命じようとする措置の内容

命じようとする措置は、法第 14 条第 2 項に基づき行った「勧告に係る措置」であり、措置の内容は明確に示さなければならない。

その他の留意事項については、4（1）ロを参照されたい。

ロ 措置を命ずるに至った事由

市町村長は当該命じようとする措置の事由を示さなければならない（法第 14 条第 4 項）。どの程度の事由を示さなければならないのかについて法に特段の定めは置かれていないが、単に根拠法令の条項を示すだけでは不十分であると考えられ、当該特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、その結果どのような措置を命ぜられているのか等について、所有者等が理解できるように提示すべきである。

ハ 意見書の提出先及び提出期限

市町村長は、当該措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされている（法第 14 条第 4 項）。

意見書及び証拠の提出は、命令の名あて人となるべき者にとって自己の権利利益を擁護するために重要な機会となるものであるから、行政手続法第 15 条第 1 項を踏まえれば、提出期限は意見書や証拠の準備するのに足りると認められる期間を設定しなければならない。

（2）所有者等による公開による意見聴取の請求（法第 14 条第 5 項）

命令に係る通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求

することができる（法第 14 条第 5 項）。この「5 日」の期間の計算については、期間の初日は算入しないものと解される。

なお、意見聴取の請求がなく当該期間を経過した場合には、（1）への意見書の提出期限の経過をもって、直ちに法第 14 条第 3 項に基づく命令をすることができる。

（3）公開による意見の聴取（法第 14 条第 6 項～第 8 項）

市町村長は、命令に係る通知の交付を受けた者から、上記の意見の聴取の請求があった場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない（法第 14 条第 6 項）。なお、これらの者が出頭しない場合は意見聴取の請求がない場合と同様に取り扱って差し支えないと解される。また、「公開による」とは、意見聴取を傍聴しようとする者がある場合にこれを禁止してはならないということとどまり、場内整理等の理由により一定者数以上の者の入場を制限することまで否定するものではない。

市町村長は、意見の聴取を行う場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見聴取の期日の 3 日前までに、

- ・命じようとする措置
- ・意見の聴取の期日及び場所

を通知するとともに、これを公告しなければならない（法第 14 条第 7 項）。なお、通知は、意見聴取を実施する日の 3 日前までに相手方に到達しなければならない点に留意されたい。また、「3 日」の期間の計算については（2）と同様、期間の初日は算入しないものと解される。

通知の方式について定めはなく、口頭での通知も可能と解されるが、処理の確実性を期す観点からは、書面によることが望ましい。公告の方式についても定めはなく、当該市町村で行われている通常の公告方式でよいと考えられる。

措置を命じようとする者又はその代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる（法第 14 条第 8 項）。この際、市町村長は、意見聴取の円滑な進行のため、過度にわたらない程度に証人の数を制限し、また証拠の選択をさせることは差し支えないと解される。

（4）命令の実施

（1）の事前の通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出がなかった場合、事前の通知書の交付を受けた日から 5 日以内に（2）の意見聴取の請求がなかった場合（意見聴取の請求があった場合において請求した者が出頭しなかった場合を含む。）、意見書の提出又は意見聴取を経てもなお当該命令措置が不当でないと認められた場合は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、当該措置を命令することができる。

命令はその内容を正確に相手方に伝え、相手方への命令の到達を明確にすること等処理の確実性を期す観点から、書面（参考様式 4）で行うものとする。

命令に係る措置の内容が特定空家等の全部の除却であり、催告で動産等に対する措置を含めている場合は、命令書（参考様式 4）において、

- ・対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分等すべき旨
- ・特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令^{※1}に従って適切に処理すべき旨を明記することが望ましい。

また、当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、当該命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により当該市町村長に審査請求を行うことができる。したがって、命令においては、同法第 82 条第 1 項の規定に基づき、

- ・当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ・不服申立てをすべき行政庁
- ・不服申立てをすることができる期間

について、書面で示さなければならない。

さらに、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 条）第 8 条の規定により、当該命令について審査請求をせずに、当該市町村を被告とする行政訴訟によって、当該市町村の処分の取消しを求めることもできることから、命令においては、同法第 46 条第 1 項の規定に基づき、

- ・当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者
- ・当該処分に係る取消訴訟の出訴期間

についても、書面で示さなければならない。

なお、本項による市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下の過料に処することとなる（法第 16 条第 1 項）。過料の徴収手続については、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）に規定がある。手続の開始は裁判所の職権によるが、裁判所が職権探知により

事件を立件することは事実上不可能であり、一般的には、通知を受けて手続が開始されている。このため、裁判所の職権の発動を促すため、違反事実を証する資料(過料に処せられるべき者の住所地を確認する書類、命令書又は立入調査を拒んだ際の記録等)を添付して、過料事件の通知を管轄地方裁判所に行うことが考えられる。この場合の管轄裁判所は、過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所である。過料事件の審理においては、当事者の陳述を聴き、検察官の意見が求められる。ただし、裁判所が、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料の裁判をすることができ、当事者はこの略式裁判手続に対しては、裁判の告知を受けた日から一週間内に異議を申し立てることができる。異議があったときは、前の裁判はその効力を失い、改めて当事者の陳述を聴いた上で更に裁判が行われる。

(5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示(法第14条第11項・第12項)

市町村長は、法第14条第3項の規定による命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から、必ず標識(参考様式5)の設置をするとともに、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他市町村が適切と認める方法により同項の規定による命令が出ている旨を公示しなければならない(法第14条第11項、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号)本則)。

標識は、命令に係る特定空家等に設置することができ(法第14条第12項)、当該特定空家等において、目的を達成するのに最も適切な場所を選定してよいと解されるが、社会通念上標識の設置のために必要と認められる範囲に限られる。

6. 特定空家等に係る代執行(法第14条第9項)

(1) 実体的要件の明確化

法第14条第9項は、行政代執行の要件を定めた行政代執行法第2条の特則であり、「第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないとき」は、行政代執行法の定めるところに従い、代執行できることとしたものである。

代執行できる措置については、

- ・他人が代わってすることのできる義務(代替的作為義務)に限られること

- ・当該特定空家等による周辺的生活環境等の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲のものとしなければならないこと

の2つの要件を満たす必要がある。

その他手続等については、全て行政代執行法の定めるところによる。

(2) 手続的要件(行政代執行法第3条～第6条)

イ 文書による戒告(行政代執行法第3条第1項)

代執行をなすには、

- ・相当の履行期限を定め、

・その期限までに義務の履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書(参考様式6)で戒告しなければならない。また、戒告を行う際には、5

(4)の命令を行う際と同様、行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示さなければならない。

行政代執行法に基づく代執行の手続は戒告に始まるが、戒告は、義務を課す命令とは別の事務として、代執行の戒告であることを明確にして行うべきであると解される。なお、代執行の戒告であることを明確にして行うべきではあるものの、戒告が命令と同時に執行されることは必ずしも妨げられるものではないとされている。

「相当の履行期限」について定めはないが、戒告は、その時点において命令に係る措置の履行がなされていないことを前提として、義務者が自ら措置を行うように督する意味をもつものであるから、少なくとも戒告の時点から起算して当該措置を履行することが社会通念上可能な期限でなければならないと解される。

戒告においては、市町村長による命令措置が履行されないときに、当該市町村長が当該特定空家等について具体的にどのような措置を代執行することとなるのかを相手方に通知する観点から、義務の内容を明確に記載しなければならない。

なお、戒告の送達方法についての留意事項は、5.ニを参照されたい。

ロ 再戒告

戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、市町村長は、直ちに代執行令書による通知の手続に移らず、再度戒告を重ね、義務者自らそれを履行する機会を与えることも認められると考えられる。どの時点で代執行を実行するかにつ

いては、市町村長において、例えば客観的事情から義務の履行期限を更に延長することが社会通念上許され難い状況にあるのか、又は再戒告により義務者自身による履行が期待され得るのか等の状況を勘案して判断することとなる。

ハ 代執行令書（行政代執行法第3条第2項）

義務者が前述の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、市町村長は、代執行令書（参考様式7）をもって、

- ・代執行をなすべき時期
- ・代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- ・代執行に要する費用の概算による見積額

を義務者に通知する。

なお、代執行令書を通知する際には、5（4）の命令を行う際と同様、行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示さなければならない。

（イ）代執行をなすべき時期

代執行令書による通知と代執行をなすべき時期の時間的間隔について定めはなく、市町村長の裁量に委ねられるが、例えば特定空家等の除却を行う必要がある場合には、義務者が当該特定空家等から動産を搬出すること等に配慮することが望ましい。

（ロ）代執行のために派遣する執行責任者の氏名

何人を執行責任者とするかは、代執行権者が適宜決定することとなる。

（3）非常の場合又は危険切迫の場合（行政代執行法第3条第3項）

非常の場合又は危険切迫の場合において、命令の内容の実施について緊急の必要があり、前述の戒告及び代執行令書による通知の手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（4）執行責任者の証票の携帯及び呈示（行政代執行法第4条）

法における代執行権者である市町村長は、執行責任者に対して、「その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票」を交付しなければならない。

また、執行責任者は、執行責任者証（参考様式8）を携帯し、相手方や関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（5）代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

代執行をなすべき措置の内容が特定空家等の全部の除却であり、命令で動産等に対する措置を含めている場合は、戒告書（参考様式6）又は代執行令書（参考様式7）において、

- ・対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、履行の期限又は代執行をなすべき時期の開始日までに運び出し、適切に処分等すべき旨
- ・特定空家等の除却により発生する動産等については、関係法令^{※1}に従って適切に処理すべき旨
- ・履行の期限までに履行されない場合は、代執行する旨

を明記することが望ましい。

代執行により発生した廃棄物や危険を生ずるおそれのある動産等であつて所有者が引き取らないものについては、関係法令^{※1}に従って適切に処理するものとする。

代執行時に、相当の価値のある動産等、社会通念上処分をためらう動産等が存する場合は保管し、所有者に期間を定めて引き取りに来よう連絡することが考えられる。

その場合、いつまで保管するかは、他法令^{※2}や裁判例^{※3}も参考にしつつ、法務部局と協議して適切に定める。あわせて、現金（定めた保管期間が経過した動産で、民法第497条に基づき裁判所の許可を得て競売に付して換価したその代金を含む。）及び有価証券については供託所（最寄りの法務局）に供託をすることも考えられる。

また、代執行をなすべき措置の内容が特定空家等の全部の除却ではない場合において動産が措置の弊害となるときは、特定空家等の内部又はその敷地内等の適切な場所に移すことが望ましい。

※2 遺失物法（平成18年法律第73号）第7条第4項、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第6項、都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第6項、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項などが挙げられる。

※3 さいたま地裁平成16年3月17日。

（6）費用の徴収（行政代執行法第5条・第6条）

代執行に要した一切の費用は、行政主体が義務者から徴収する。当該費用について、行政主体が義務者に対して有する請求権は、行政代執行法に基づく公法上の請求権であり、義務者から徴収すべき金額は代執行

の手数料ではなく、実際に代執行に要した費用である。したがって、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償料等は含まれるが、義務違反の確認のために要した調査費等は含まれない。

市町村長は、文書（納付命令書）において、

- ・実際に要した費用の額
- ・その納期日

を定め、その納付を命じなければならない（行政代執行法第5条）。

行政代執行法の規定においては、代執行の終了後に費用を徴収することのみが認められ、代執行終了前の見積による暫定額をあらかじめ徴収することは認められない。

費用の徴収については、国税滞納処分の例^{※4}による強制徴収が認められ（行政代執行法第6条第1項）、代執行費用については、市町村長は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する（同条第2項）。

※4 納税の告知（国税通則法（昭和37年法律第66号）第36条第1項）、督促（同法第37条第1項）、財産の差押え（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条）、差押財産の公売等による換価（同法第89条以下、第94条以下）、換価代金の配当（同法第128条以下）の手順。

7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合（法第14条第10項）

法第14条第3項に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく助言又は指導及び勧告が行われるべき者を確知することができないため命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる（いわゆる略式代執行。同条第10項）。

法第14条第10項に基づく略式代執行は、同条第3項の規定により「必要な措置を命じようとする場合」を前提としているから、仮に当該措置を命ぜられるべき者が確知されている場合に、必要な措置を命ずるに至らない程度のものについて略式代執行を行うことは認められないことに留意されたい。

法第14条第10項の規定により略式代執行をするための要件は、

- ・過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないこと
- ・その措置が、他人が代わってすることができる作為義務（代替的作為義務）であること

である。その他手続については、後述の「事前の公告」（法第14条第10項）を経た上で、法第14条第9項と同様である。

（1）「過失がなく」「確知することができない」場合

「過失がなく」とは、市町村長がその職務行為において通常要求される注意義務を履行したことを意味する。また、「確知することができない」とは、措置を命ぜられるべき者の氏名及び所在をともに確知しえない場合及び氏名は知りえても所在を確知しえない場合をいうものと解される。

どこまで追跡すれば「過失がなく」「確知することができない」と言えるかについての定めはないが、第1章3.（1）及び（2）の調査方法等により十分な調査を行っても所有者等を特定することができなければ、法第14条第10項の「過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができない」場合に該当すると判断することができると考えられる。当該判断に当たっては、登記情報等一般に公開されている情報、住民票（除票を含む。）及び戸籍（除籍及び戸籍の附票（除票を含む。）をいう。）の情報、法第10条に基づく固定資産課税情報等に係る調査を行い、親族、関係権利者等への聞き取り調査等を必要な範囲について行うとともに、これ以外の調査方法等については、調査に要する人員、費用、時間等を考慮してケースごとに、特定空家等が周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれの程度や当該特定空家等による悪影響の程度と危険等の切迫性も踏まえ、必要性を判断することとなる。

（2）事前の公告（法第14条第10項）

法第14条第10項に基づく代執行を行う場合においては、相当の期限を定めて、

- ・当該措置を行うべき旨
- ・その期限までに当該措置を行わないときは、市町村長又はその措置を命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨

をあらかじめ公告しなければならない。

公告の方法としては、当該市町村の掲示板に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも1回掲載することを原則とするが、相当と認められるときは、官報への掲載に代えて、当該市町村の「広報」・「公報」等に掲載することをもって足りるものと解される。また、公告の期間については、最後に官報等に掲載し

た日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされるものと解される（参考：民法第98条及び民事訴訟法（平成8年法律第109号）第111条・第112条、行政手続法第31条の規定により準用する同法第15条第3項）。

（3）動産等の取扱い

代執行をなすべき措置の内容が所有者が不明の特定空家等の全部の除却であり、動産等に対する措置を含める場合は、事前の公告（法第14条第10項）において、

- ・対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、履行の期限又は代執行をなすべき時期の開始日までに運び出し、適切に処分等すべき旨
- ・特定空家等の除却により発生した動産等については、関係法令^{*1}に従って適切に処理すべき旨
- ・履行の期限までに履行されない場合は、代執行する旨

を明記することが望ましい。

代執行により発生した廃棄物や危険を生ずるおそれのある動産等であって所有者が引き取らないものについては、関係法令^{*1}に従って適切に処理するものとする。

代執行時に、相当の価値のある動産等、社会通念上処分をためらう動産等が存する場合は保管し、期間を定めて引き取りに来よう公示することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは、他法令^{*2}や裁判例^{*3}も参考にしつつ、法務部局と協議して適切に定める。あわせて、現金（定めた保管期間が経過した動産で、民法第497条に基づき裁判所の許可を得て競売に付して換価したその代金を含む。）及び有価証券については供託所（最寄りの法務局）に供託をすることも考えられる。

なお、特定空家等の所有者等に対して代執行費用に係る債権を有する市町村長が申し立てるなどして不在者財産管理人（民法第25条第1項）又は相続財産管理人（民法第952条第1項）が選任されている場合は、当該財産管理人に動産を引き継ぐ。

また、代執行をなすべき措置の内容が特定空家等の全部の除却ではない場合において動産が措置の弊害となるときは、特定空家等の内部又はその敷地内等の適切な場所に移すことが望ましい。

（4）費用の徴収

本項の代執行は行政代執行法の規定によらないものであることから、代執行に要した費用を強制徴収することはできない。すなわち、義務者が後で判明したときは、その時点で、その者から代執行に要した費用を徴収することができるが、義務者が任意に費用を支払わない場合、市町村は民事訴訟を提起し、裁判所による給付判決を債務名義として民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行に訴えることとなる（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第3号）。

8. 必要な措置が講じられた場合の対応

特定空家等の所有者等が、助言若しくは指導、勧告又は命令に係る措置を実施したことが確認された場合は、当該建築物等は特定空家等ではなくなる。市町村においては、勧告又は命令をしている場合には当該勧告又は命令を撤回するとともに、当該建築物が特定空家等でなくなったと認められた日付、講じられた措置の内容等をデータベースに記録し、速やかに関係内部部局に情報提供することが望ましい。

特に税務部局に対しては、勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地については、当該特例の適用対象となることから、可能な限り速やかにその旨を情報提供することが必要である。

また、必要な措置が講じられた空家等の所有者等に対しては、例えば、当該所有者等から措置が完了した旨の届出書の提出を受け、当該届出書を受領したものの写しを返却する等により、当該所有者等に対し特定空家等でなくなったことを示すことも考えられる。

【別紙1】「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の1. (1)若しくは(2)又は2. に掲げる状態(倒壊等著しく保安上危険な場合又は将来そのような状態になることが予見される場合)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

1. 建築物が倒壊等著しく保安上危険又は将来そのような状態になることが予見される状態。

(1) 建築物の倒壊等

イ 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。
【参考となる考え方】	
(a) 「建築物の傾斜が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合は、1/20 超の傾斜が認められる状態が該当すると考えられる(平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。)	
(b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、1/20 を超えないが基礎の不同沈下や部材の損傷等により建築物に傾斜が認められる状態が該当すると考えられる。	
※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会/全国被災建築物応急危険度判定協議会	

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

(イ) 基礎及び土台	
基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。
(参考となる考え方)	
(a) 「基礎及び土台の損傷等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている ※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(監修 国土交通省住宅局建築指導課/財団法人日本建築防災協会) ・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害がある又は緊結金物に著しい腐食がある ※「特殊建築物等定期調査業務基準」(監修 国土交通省住宅局建築指導課/財団法人日本建築防災協会) 	
(b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のひび割れや土台のずれにより上部構造を支える役目を果たさなくなるおそれのある箇所が生じている ・土台において木材に腐朽、損傷若しくは蟻害がある又は緊結金物に腐食がある 	
(ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	
構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐朽又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。
【参考となる考え方】	
(a) 「柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される状態が該当すると考えられる。	
(b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、複数の筋かいに亀裂や複数の柱・はりにずれが発生している状態が該当すると考えられる。	

(2) 屋根、外壁等の脱落、飛散等

(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒	
全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。 ・軒がたれ下がっている。 ・雨樋がたれ下がっている。

<p>【参考となる考え方】 (a) 「屋根ふき材、ひさし又は軒の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、屋根ふき材が脱落しそうな状態や軒に不陸、剥離が生じている状態が該当すると考えられる。 (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、屋根ふき材や軒がただちに脱落・剥離等するおそれはないものの、これらの部位が損傷・変形している状態が該当すると考えられる。</p>	
<p>(p) 外壁</p> <p>全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・壁体の破損等により貫通する穴が生じている。 ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
<p>【参考となる考え方】 (a) 「外壁の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、上部の外壁が脱落しそうな状態が該当すると考えられる。 (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、上部の外壁がただちに脱落するおそれはないものの、上部の外壁材に浮きがある又は外壁に複数の亀裂がある状態が該当すると考えられる。</p>	
<p>(h) 看板、給湯設備、屋上水槽等</p> <p>転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。
<p>【参考となる考え方】 (a) 「看板、給湯設備、屋上水槽等の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態が該当すると考えられる。 (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分に部分的な腐食やボルト等のゆるみが生じている状態が該当すると考えられる。</p>	
<p>(c) 屋外階段又はバルコニー</p> <p>全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。
<p>【参考となる考え方】 (a) 「屋外階段又はバルコニーの脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜していることを確認できる状態や、手すりや格子など広範囲に腐食、破損等がみられ脱落しそうな状態が該当すると考えられる。 (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、屋外階段、バルコニーに著しい傾斜はみられないが、手すりや格子などの一部に腐食、破損等がみられる状態が該当すると考えられる。</p>	
<p>(k) 門又は塀</p> <p>全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀にひび割れ、破損が生じている。 ・門、塀が傾斜している。
<p>【参考となる考え方】 (a) 「門又は塀の損傷等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、例えば、目視でも、門、塀が傾斜していることを確認できる状態や、広範囲に腐朽、破損等がみられ脱落しそうな状態が該当すると考えられる。 (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、門、塀に著しい傾斜はみられないが、一部に腐朽、破損等がみられる状態が考えられる。</p>	

2. 擁壁の状態

<p>擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。 ・水抜き穴の詰まりが生じている。 ・ひび割れが発生している。
<p>【参考となる考え方】 擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組合せ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。 ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）</p>	

【別紙2】「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態(著しく衛生上有害な場合又は将来そのような状態になることが予見される場合)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- (a) 「建築物又は設備等の破損等が原因で著しく衛生上有害となっている状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。
- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い
 - ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
 - ・排水等の流出による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
- (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。
- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性は低いが使用が目視により確認できる
 - ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、浄化槽等の破損等により汚物の流出、悪臭の発生のおそれがある
 - ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、排水管等の破損等による悪臭の発生のおそれがある

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- (a) 「ごみ等の放置、不法投棄が原因で著しく衛生上有害となっている状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。
- ・ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
 - ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
- (b) 「将来 (a) の状態になることが予見される状態」とは、例えば、以下に掲げる状態が該当すると考えられる。
- ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生のおそれがある
 - ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放置、不法投棄による、ねずみ、はえ、蚊等の発生のおそれがある

【別紙3】「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

状態の例	・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
	・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。
	・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

状態の例	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
	・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
	・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
	・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
	・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

【別紙4】「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。
	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

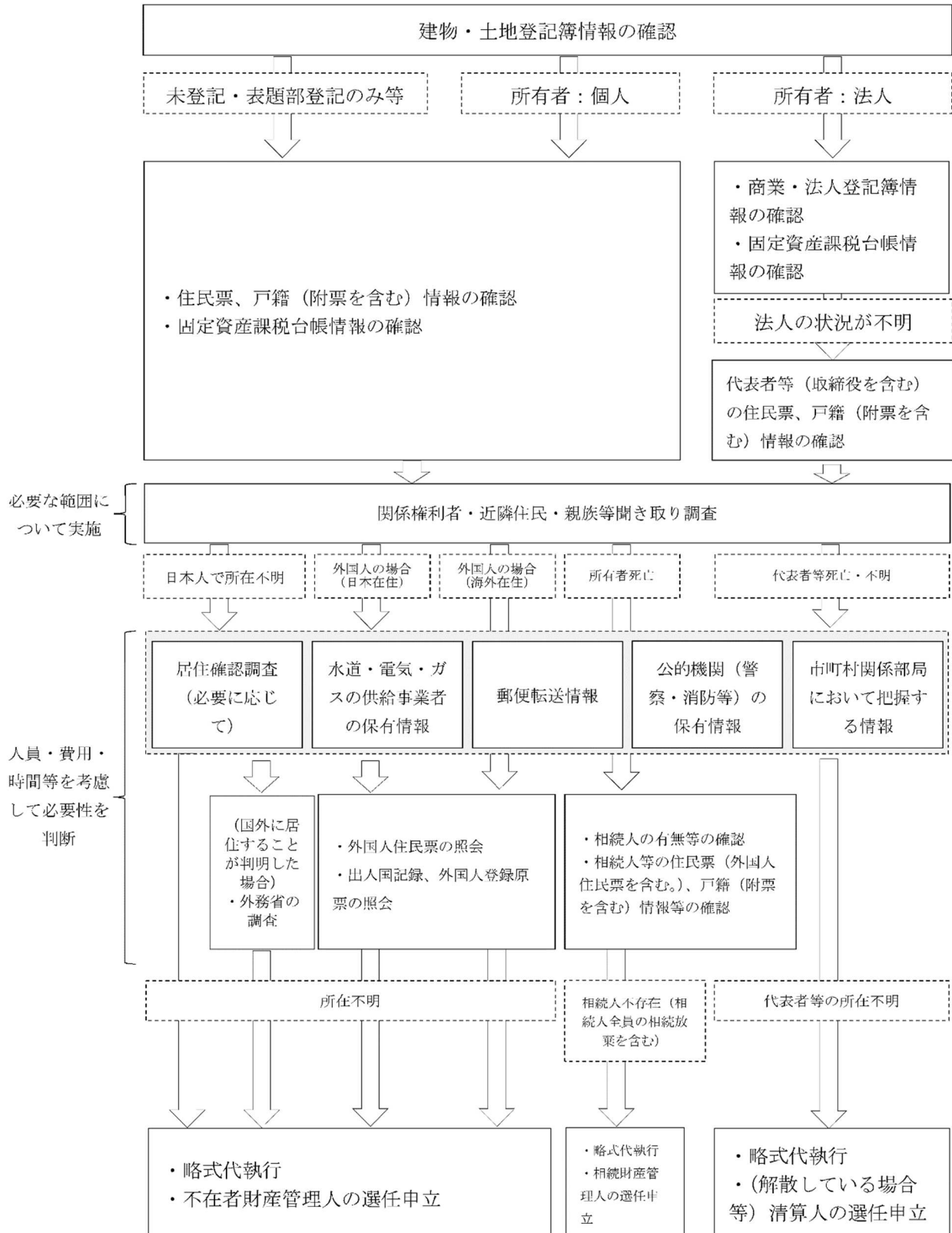
(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
	・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
	・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空家等からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

〔別紙5〕所有者等の特定に係る調査手順の例



(参考様式1：第9条第4項 立入調査員証)

(表裏)

〇〇第〇〇号

立入調査員証

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

(写真)

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日 発行(年 月 日まで有効)

〇〇市長 〇〇 印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)第9条(略)

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(参考様式2：第14条第2項 勧告書)

〇年〇月〇日
〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長
〇〇 〇〇 印
(担当 〇〇部〇〇課)

勧 告 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してまいりましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 対象となる特定空家等
所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
所有者の住所及び氏名 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇
- 勧告に係る措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
- 勧告に至った事由
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が)
①そのまま放置すれば御座等若しくは保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば若しくは衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
のいずれに該当するか具体的に記載)
- 勧告の責任者 〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- 措置の期限 〇年〇月〇日

・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
・上記1の特定空家等に係る勧告式、地方自治(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

5. 意見書の提出期限 〇年〇月〇日

・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。

(参考様式3：第14条第4項 命令に係る事前の通知書)

〇年〇月〇日
〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長
〇〇 〇〇 印
(担当 〇〇部〇〇課)

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができることも、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、〇〇市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 対象となる特定空家等
所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
所有者の住所及び氏名 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇
- 命じようとする措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載) ※勧告書と同内容を記載
(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
- 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
〇〇市〇〇部〇〇課長 宛
送付先：〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

5. 意見書の提出期限 〇年〇月〇日

・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。

(参考様式4：第14条第3項 命令書)

○年○月○日
○第○号

○市○町○丁目○番地○号
○ ○ ○ 殿

○市長
○ ○ ○ 印
(担当 ○部○課)

命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、○年○月○日付け○第○号により、法第14条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地 ○○市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
所有者の住所及び氏名 ○○市○町○丁目○番地○号 ○ ○ ○
 2. 措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載) ※命令に係る事前の通知書と同内容を記載(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
 3. 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
 4. 命令の責任者 ○○市○部○課長 ○ ○ ○
連絡先: ○○○○-○○-○○○○
 5. 措置の期限 ○年○月○日
- ・上記2の措置を実施した場合は、速滞なく上記4の者まで報告すること。
・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に○市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）
- ・また、この処分取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、○市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(参考様式5：第14条第11項 標識)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、○年○月○日付け○第○号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地 ○○市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
2. 措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載) ※命令書と同内容を記載(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
3. 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
4. 命令の責任者 ○○市○部○課長 ○ ○ ○
連絡先: ○○○○-○○-○○○○
5. 措置の期限 ○年○月○日

(参考様式6：第14条第9項の規定に基づく行政代執行 戒告書)

○年○月○日
○第○号

○市○町○丁目○番地○号
○ ○ ○ 殿

○市長
○ ○ ○ 印
(担当 ○部○課)

戒 告 書

貴殿に対し○年○月○日付け○第○号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を○年○月○日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空家等
(1) 所在地 ○○市××町×丁目×番地×号
(2) 用 途 住宅
(3) 構 造 木造2階建
(4) 規 模 建築面積 約 60㎡
延べ床面積 約 100㎡
(5) 所有者の住所及び氏名 ○○市○町○丁目○番地○号 ○ ○ ○
2. 措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載) ※命令書と同内容を記載(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

〔参考様式7：第14条第9項の規定に基づく行政代執行（代執行令書）〕

〇年〇月〇日
〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長
〇〇 〇〇 印
(担当 〇〇部〇〇課)

代執行令書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記措置を〇年〇月〇日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により戒告した措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載) ※戒告書と同内容を記載
(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
- 代執行の対象となる特定空家等
〇〇市×町×丁目×番地×号
住宅（附属する門、塀を含む）約100㎡
- 代執行の時期
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
- 執行責任者
〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
- 代執行に要する費用の概算見積額
約 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

〔参考様式8：第14条第9項の規定に基づく行政代執行（執行責任者証）〕

(表面)

執行責任者証		〇〇第〇〇号
〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
〇年〇月〇日	〇〇市長	〇〇〇〇 印
記		
1. 代執行をなすべき事項 代執行令書（〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号）記載の〇〇市×町×丁目×番地×号の建築物の除却		
2. 代執行をなすべき時期 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間		

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）	
第14条（以上略）	
9 市町長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了の見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10～15（略）	
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証書を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを提示しなければならない。	

資料 4 豊岡市空家等対策協議会

1. 豊岡市空家等対策協議会条例

豊岡市空家等対策協議会条例（平成 29 年 3 月 29 日
豊岡市条例第 9 号）

（設置）

第 1 条 適正な管理が行われていない空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）への対策に関する計画その他の必要な事項について協議するため、豊岡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画（法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に該当するかどうかの判断に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

（その他）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（招集の特例）

2 委員の任命後最初に開かれる協議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 豊岡市空家等対策協議会の開催経過

回	開催日	議 事
1	平成 29 年 5 月 26 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ①協議会委員の任命、会長及び副会長の選任について ②空家等対策の推進に関する特別措置法について ③市内危険空家の状況について ④協議会運営要領(案)、協議会傍聴取扱規定(案)の承認について ⑤空家等対策計画の作成について(案) ⑥特定空家等の判断基準について ⑦特定空家等の認定について ⑧その他
2	平成 29 年 7 月 28 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内危険空家状況の再確認の結果について ②豊岡市空家等対策計画(案)について ③豊岡市特定空家等判断基準(案)について ④その他
3	平成 29 年 9 月 27 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ①第 2 回協議会協議録について ②所有者等意向調査クロス集計結果について ③市内特定空家等の除却について ④豊岡市空家等対策計画(案)について ⑤豊岡市特定空家等判断基準(案)について ⑥その他
4	平成 29 年 11 月 29 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ①第 3 回協議会協議録について ②豊岡市空家等対策計画(案)について ③豊岡市特定空家等判断基準(案)について ④パブリック・コメントの実施について ⑤その他
5	平成 30 年 2 月 20 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ①第 4 回協議会協議録について ②豊岡市空家等対策計画(案)について ③特定空家等について ④その他
6	令和元年 5 月 31 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内の危険空家の状況について ②特定空家等の現状について ③その他
7	令和元年 11 月 18 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ①特定空家等について ②その他

回	開催日	議 事
8	令和2年 3月26日(木)	①特定空家等について ②その他
9	令和2年 7月17日(金)	①特定空家等への取組み状況について ②特定空家等候補について ③その他
10	令和2年 10月26日(月)	①特定空家等への取組み状況について ②特定空家等候補の状況について ③その他
11	令和3年 7月2日(金)	①特定空家等の取組み状況について ②特定空家等候補について ③その他
12	令和4年 1月7日(金)	①特定空家等の取組み状況について ②特定空家等候補について ③その他
13	令和4年 12月2日(金)	①特定空家等の状況について ②市内危険空家状況の再確認の結果について ③豊岡市空家等対策計画(案)について ④その他
14	令和5年 1月27日(金)	①豊岡市空家等対策計画(案)について ②その他

3. 豊岡市空家等対策協議会 委員名簿

(敬称略)

区 分	職名等	氏 名	所属団体等
学識経験者	大学准教授	会長 安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部
	不動産鑑定士	伊原 岳人	(株)伊原鑑定総合事務所
	司法書士	河原 均	兵庫県司法書士会 但馬支部
	弁護士	菅村 朋子	すがむら法律事務所
	土地家屋調査士	藪原 和三	兵庫県土地家屋調査士会 但馬支部
市民	豊岡市区長連合会 会長	副会長 中嶋 洋二郎	豊岡市区長連合会
	民生委員・児童委員	岩崎 節子	豊岡市民生委員・児童委員 連合会
	豊岡市都市計画審議会 委員	木村 尚子	豊岡市都市計画審議会
関係行政機 関の職員	豊岡南警察署 生活安全課長	植松 泰城	兵庫県豊岡南警察署
	豊岡土木事務所 まちづくり参事	林 倫子	兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所

※任期：平成 29 年 5 月 26 日～令和元年 5 月 25 日

(敬称略)

区 分	職名等	氏 名	所属団体等
学識経験者	大学准教授	会長 安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部
	不動産鑑定士	伊原 岳人	(株)伊原鑑定総合事務所
	司法書士	河原 均	兵庫県司法書士会但馬支部
	弁護士	菅村 朋子	すがむら法律事務所
	土地家屋調査士	藪原 和三	兵庫県土地家屋調査士会 但馬支部
市民	豊岡市区長連合会 会長	米田 英昭	豊岡市区長連合会
	民生委員・児童委員	大江 美鈴	豊岡市民生委員・児童委員 連合会
関係行政機 関の職員	豊岡南警察署 生活安全課長	寺脇 潤	兵庫県豊岡南警察署
	豊岡土木事務所 まちづくり参事	藤本 成人	兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所

※任期：令和元年5月26日～令和3年5月25日

令和5年3月31日現在 (敬称略)

区 分	職名等	氏 名	所属団体等
学識経験者	兵庫県立大学教授	安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部
	不動産鑑定士	伊原 岳人	伊原鑑定総合事務所
	司法書士	河原 均	兵庫県司法書士会但馬支部
	弁護士	菅村 朋子	すがむら法律事務所
	土地家屋調査士	河嶋 哲也	兵庫県土地家屋調査士会 但馬支部
市民	豊岡市区長連合会 副会長	米田 英昭	豊岡市区長連合会
	民生委員・児童委員	大江 美鈴	豊岡市民生委員・児童委員 連合会
	豊岡市都市計画審議会 委員	村中 伊津子	豊岡市都市計画審議会
関係行政機 関の職員	豊岡警察署 生活安全課長	玉久保 真吾	兵庫県豊岡警察署
	豊岡土木事務所 まちづくり参事	澤田 純一	兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所

※任期：令和3年5月26日～令和5年5月25日